

移行期間終了後の英国ビジネス関連制度

2021年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部

ロンドン事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

なお、各章の最終確認日は以下の通りです。

英国の輸入にかかる通関手続き	：1月15日
英国の輸入における税務（関税・VAT）	：2月12日
輸入事業者・販売事業者・認定代理人	：1月15日
英 EU 通商・協力協定などの原産地規則	：1月29日
英国の輸入規制等	：2月15日
北アイルランドにおける/を介在する EU・英国間の通関手続き、 税務（関税・VAT）、基準認証	：1月31日
UKCA マーク	：1月20日
工業化学製品（UK REACH）	：1月26日
データ保護	：2月15日
知的財産権	：2月19日

禁無断転載

〈目 次〉

I. 英国の輸入にかかる通関手続き	1
1. EU 離脱前の制度概要	1
2. 移行期間終了後に EU から英国に輸入する場合の手続きと要件	1
(1) 新たな輸入管理の段階的導入の国境運用モデル	2
(2) 2021 年 1 月 1 日以降の EU からグレートブリテンへの輸入手続き	3
① 必要条件の確認	3
② GB EORI 番号の取得	8
③ 関税・輸入 VAT 支払い	8
④ 税関申告	9
⑤ 認可事業者 (AEO) のステータス取得	9
3. 参考情報	10
II. 英国の輸入における税務 (関税・VAT)	11
1. EU 離脱前の制度概要	11
2. 移行期間終了後の新たな関税制度「UK グローバルタリフ」の概要	11
(1) UK グローバルタリフの適用対象国	12
(2) 従来からの変更点	14
3. 日英包括的経済連携協定 (日英 EPA)	16
4. 関税手続き	17
(1) 関税繰り延べ口座 (DDA)	17
(2) 輸入 VAT	19
① VAT 登録	19
② 輸入 VAT の VAT 還付時の処理による VAT 繰り延べ会計	21
③ 少額貨物の輸入 VAT	22
(3) 物品税	22
5. 参考情報	22
III. 輸入事業者・販売事業者・認定代理人	24
1. EU 離脱前の制度概要	24
2. EU 整合法令が適用されている製品分野における事業者の責任	24
(1) EU 整合法令が適用されている製品分野	24
(2) 事業者の責任	25
① フルフィルメントサービス・プロバイダー	28

3.	移行期間終了後の製品の上市に関する留意点	29
	(1) 英国製品安全規則が適用される製品分野	29
	(2) 移行期間終了後の製品の上市に関する事業者の責任	30
	① グレートブリテンにおける上市に関与する事業者	31
	② 北アイルランドにおける上市に関与する事業者	32
	③ EU における上市に関与する事業者	32
4.	参考情報	34
IV.	英 EU 通商・協力協定などの原産地規則	35
1.	EU 離脱前の制度概要	35
2.	2021 年 1 月 1 日以降の EU と第三国の貿易での変更点	35
	(1) 英国原産分の取り扱いに対する変更	36
	(2) 原産地証明の取り扱い	36
	① 移行期間終了前に発行・作成された原産地証明	36
	② 移行期間終了後に発行・作成される原産地証明	37
	③ 原産地証明の基礎となる供給業者の宣誓書	37
	(3) 認定輸出者の有効性	37
	(4) 拘束的原産地情報 (BOI) の取り扱い	38
3.	英 EU 通商・協力協定での原産地規則	38
	(1) 英 EU 通商・協力協定での原産地規則の主要点	38
	① 原産性の累積	38
	② 許容限度	39
	③ 変更の禁止	39
	④ 特恵関税待遇の要求と原産地証明	39
	(2) 主な品目の原産地規則	40
	① 自動車の原産地規則と電気自動車の緩和措置	40
	② 電気機器などの原産地規則と電気自動車用電池の緩和措置	41
	③ その他の主な工業製品の原産地規則	41
	(3) 原産地手続きの概要	42
	① 原産地に関する申告	42
	② 輸入者の知識	43
	③ 特恵関税待遇の要求に対する確認と否認	44
4.	英国が合意・署名した FTA の原産地規則	44
	(1) 日英包括的経済連携協定 (EPA) の原産地規則	44
	(2) 継続協定での原産地規則	45
5.	参考情報	47

V. 英国の輸入規制等	48
1. EU 離脱前の制度概要	48
2. EU からの輸入が管理規制される物品	49
3. 移行期間終了後の英国の貿易救済制度の枠組み	51
(1) 移行期間終了までの英国政府の対応	51
(2) 貿易救済措置の「移行レビュー」	51
(3) アンチダンピング関税措置および相殺関税措置	53
(4) 鉄鋼セーフガード措置	55
① EU 鉄鋼セーフガード措置の継続	55
② 英国の鉄鋼製品の関税割当枠	56
VI. 北アイルランドにおける/を介在する EU・英国間の通関手続き、税務（関税・VAT）、基準認証	60
1. EU 離脱前の制度概要	60
2. アイルランド/北アイルランド議定書とその完全実施に関する合意	60
(1) アイルランド/北アイルランド議定書の概要	60
(2) 英国内市場法案の経緯と議定書の実施に関する合意	61
3. 2021 年 1 月以降の北アイルランドが関わる手続き	62
(1) 物品の移動と通関手続き	62
① 北アイルランドからグレートブリテンへの物品の移動	62
② グレートブリテンから北アイルランドへの物品の移動	63
③ 北アイルランドと EU 加盟国との間の物品の移動	66
④ 北アイルランドと EU 域外国との物品の移動	67
(2) 2021 年 1 月以降の工業物品に適用されるルール	67
① 工業製品の上市と基準認証	67
② 化学品と REACH（化学品の登録、評価、認可、制限）規則	70
③ 医療機器	71
④ 医薬品	71
⑤ 自動車の型式認証	72
(3) 2021 年 1 月以降の税務	73
① 付加価値税（VAT）の扱い	73
② 物品税の扱い	74
4. 参考情報	75

VII. UKCA マーク	77
1. EU 離脱前の制度概要	77
2. 移行期間終了後に適用される制度の概要 (UKCA マーク)	78
(1) UKCA マークの導入と法的枠組み	78
(2) UKCA マークの対象製品	79
(3) UKCA マークの使用方法に関する要件	81
① UKCA マークの表示方法	81
② UKCA マークの画像表示	81
(4) 英国適合宣言と英国認定機関、適合性評価機関、技術文書の保管	82
① 英国適合宣言の作成に求められる要件	82
② 英国の認定機関と認証機関	82
③ 技術文書の保管	82
(5) UKCA マークの適用開始時期と移行措置	83
① 2021 年 1 月 1 日からの UKCA マーク義務付けの対象	83
② 猶予期間の設定と移行措置	83
(6) 英国で製品を上市する際の変更点と留意点	84
(7) 北アイルランドの扱いについて	84
① 北アイルランドでの製品の上市	84
② 北アイルランド製品の英国・EU 市場での上市	85
3. 移行期間後に英国から EU に製品を上市する際の変更点と留意点	85
(1) 英国の認証機関を通じて実施した適合性評価への対応	85
(2) 英国拠点の認定代理人を指名している場合に必要対応	86
(3) EU 拠点の代理店に必要な対応	86
4. 参考情報	86
VIII. 工業化学製品 (UK REACH)	88
1. EU 離脱前の制度概要	88
2. 移行期間終了後適用される制度の概要 (UK REACH)	88
(1) UK REACH の導入と法的枠組み	88
(2) UK REACH の登録に関する手続きと要件	90
① グレートブリテン拠点企業が EU REACH に保有する登録：グランドファザリング の適用	90
② EU 拠点企業が EU REACH に保有する登録：グレートブリテンの川下ユーザー	90
③ 登録物質のトン数に応じた UK REACH の登録期限	91
④ 共同登録	91
(3) UK REACH の認可と制限	93

(4) UK REACH 情報システム「Comply with UK REACH」の導入	93
(5) 北アイルランドからグレートブリテンへの輸送に関する措置	94
(6) EU からグレートブリテンへの輸入	94
3. 移行期間終了後の EU REACH への対応と留意点	94
(1) 移行期間終了後にグレートブリテンから EU に化学品を輸出する際に必要な対応	94
① グレートブリテン企業が EU REACH の登録者となっていた場合	95
② グレートブリテン企業が EEA 域外企業の唯一の代理人となっていた場合	95
③ グレートブリテン企業が認可保有者の場合	95
(2) 北アイルランドの扱い	95
IX. データ保護	97
1. EU 離脱前の制度概要	97
2. 移行期間終了後に適用された制度の概要	98
(1) データ移転と法的枠組み	98
(2) 英国と EEA 間の個人データの移転	99
① EEA と十分性認定を受けた第三国から英国への個人データの移転	99
② 英国からの個人データの移転	100
(3) その他、移行期間後の要件・手続きの変更点	101
① 離脱協定に基づく個人データに関する措置	101
② EU 拠点の代理人の任命	101
③ 越境処理に対する EU の規制監督（ワンストップ・ショップ制度）	102
④ その他、細部の変更点、留意点等	103
(4) 日英間の個人データの移転	104
(5) EU から米国への個人データの移転	104
3. 参考情報	105
X. 知的財産権	106
1. EU 離脱前の制度概要	106
2. 移行期間終了後に適用される制度の概要	106
(1) 法的枠組み	106
(2) 移行期間終了後の知的財産権の変更点と留意点	107
① 商標（EU 商標）	107
② 意匠（登録共同体意匠）	109
③ 非登録共同体意匠	110
④ 国際商標と国際意匠	110
⑤ 特許	111

⑥ 特許制度における補充的保護証明書 (SPC)	111
⑦ 英国と EEA 間の並行取引 (知的財産権の消尽)	112
⑧ 著作権	112
⑨ 地理的表示 (GI)	113
⑩ 英国での知的財産権保護にかかる国境措置.....	114
⑪ その他の変更点と留意点.....	114
(3) 日英包括的経済連携協定に基づく日英間の知的財産権分野の取り決め.....	115

1. 英国の輸入にかかる通関手続き

1. EU 離脱前の制度概要

英国の EU 離脱の移行期間が終了した 2020 年 12 月 31 日までは、英国は EU 単一市場および関税同盟の一部であり、英国と EU 間のモノの移動には税関手続きは必要としなかった。

英国と EU は移行期間が終了する直前の 2020 年 12 月 24 日に、移行期間終了後の英国・EU 間の関係を定めた通商・協力協定¹で合意した。英国議会での批准と、EU 加盟国での 2021 年 2 月末までの暫定適用の承認を経て、同年 1 月 1 日から暫定適用が開始された。欧州議会の承認などを経て正式発効となる。2021 年 1 月 1 日から、英国は EU とグレートブリテン（イングランド、ウェールズ、スコットランド）²との間の国境検査の運用を再開した。これにより、英国と EU の間のモノの移動が管理されることを意味する。なお、北アイルランドの扱いの詳細については、別の報告書で詳述する。

英国は 2020 年 6 月に、移行期間後の EU との貿易における国境管理について、EU からの輸入手続きを 2021 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの 6 カ月間にわたり、3 段階で簡素化することを明らかにし、7 月 13 日にその全容を「国境運用モデル（Border Operating Model）」として示した政策文書「EU との国境（The Border with European Union）」を発表した。10 月 8 日には、産業界から出た疑問点の明確化や追加情報を反映させた更新版³を公表した。さらに、2020 年 12 月 31 日には、英国と EU の通商・協力協定を反映した更新版を公表している。

日本から英国への輸入にかかる税関手続きについては、日本は従前から EU の「第三国」としてルールが適用されている。EU 離脱により英国に EU 法が適用されなくなっても、日・英間の輸出入にかかる原則の手続きに変更は生じない。

2. 移行期間終了後に EU から英国に輸入する場合の手続きと要件

2021 年 1 月 1 日以降、英国は EU 関税同盟の一員ではなくなったため、EU から英国に輸入される物品には税関手続きが生じることになった。英国・EU 間で、物品に対する関税や輸入割当をなしとする通商・協力協定に合意し、英国議会での批准と、EU 加盟国の 2021 年 2 月末までの暫定適用の承認を経て、同年 1 月 1 日から暫定適用が始まったが、税関手続きが生じることに変わりはない。

¹ The Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (31 December 2020)

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)

²北アイルランドの扱いについては、「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：北アイルランドにおける／を介する EU・英国間の通関手続き、税務、基準認証」を参照されたい。

³ “The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”, HM Government Border and Protocol Delivery Group (31 December 2020)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf

<https://www.gov.uk/government/publications/the-border-operating-model> からダウンロード可。

EU からグレートブリテンへの輸入について、英国政府は、現在の EU27 カ国以外の他の国 (RoW : Rest of the World) の物品輸入の取り扱いと同様の方法で管理を運用する。この輸入管理は 2021 年 1 月、4 月、7 月の 3 段階で導入される。

(1) 新たな輸入管理の段階的導入の国境運用モデル

2021 年 1 月以降、3 段階で導入される国境管理モデルのあらまきは以下のとおりである。

- 2021 年 1 月 1 月以降

衣類から電子機器までカバーする非管理規制品目 (標準製品) を輸入する事業者は、輸入品の十分な記録を保持するなど最低限の税関要件に備える必要があるが、税関申告書の提出に最長 6 カ月 (175 日間) の猶予が与えられる。関税納付は、税関申告が行われるまで延期することができる。管理規制品目および物品税の課税対象となる品目 (アルコール、たばこ、燃料) については、この日から完全な税関申告を必要となる。高リスクの生きた動物と優先度の高い植物・植物製品では通関検査で現物検査が行われる。

- 2021 年 4 月 1 月以降

2021 年 4 月以降 : 肉、蜂蜜、牛乳、卵製品などの動物由来のすべての製品 (POAO : Products of Animal Origin) および規制対象のすべての植物・植物製品にも、事前通知と衛生証明が必要になる。現物検査は、2021 年 7 月まで引き続き実施する。

- 2021 年 7 月 1 月以降

輸入事業者は輸入時に完全な税関申告を行い、関税を納付する。申告は延期できなくなる。現物検査とサンプル採取の増加。動植物および動植物製品の検査はグレートブリテンの適切な国境管理ポスト (BCP : Border Control Post) ⁴で実施する。

すべての物品の移動に影響を与える変更点は「コアモデル (コアプロセス)」として 2021 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間に導入される (表 1 参照) ⁵。これに加えて、物品のタイプ (衛生・植物管理の対象となる製品や国際条約の対象となっている製品、物品税の課税対象となる製品、戦略的輸出品などその他の製品) によって異なる追加要件も段階的に実施されていく。

⁴EU で言う国境検査所 (BIP : Border Inspection post) を指す。

⁵輸入関税、輸入 VAT の詳細については「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度 : 英国の輸入における税務 (関税・VAT)」を参照されたい。

表 1 段階的に導入される輸入管理のコアモデル

コアプロセス	適用開始日
税関申告： <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行期間終了後、輸入者は英国への税関申告を行う必要がある ・ 一部の通関地点では、製品の輸送前に税関申告の事前提出が必要となる（特に船の前後からトラックやトレーラー、フォークリフトで直接荷物を積み降ろしする「ロールオンロールオフ (RoRo)」による輸送）。 	2021年1月1日 2021年1月1日～6月30日の間に行った輸入について、通関手続きコードや商品コードなどが含まれた補足申告（SD：Supplementary Declarations）の提出を輸入後最長6カ月（175日間）遅らせることができる。
輸入関税： <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入者は、英国の新関税制度「UK グローバルタリフ」の下で製品に適用される関税を支払う必要がある。 ・ 輸入業者はそのために、製品の原産地と分類および課税価格を決定する必要がある。 ・ 支払期日の繰延が可能な場合もある。 	2021年1月1日 税関申告を延期する輸入者は、関税支払いを補足申告（SD）提出時まで繰延する事が認められる。
輸入 VAT： <ul style="list-style-type: none"> ・ EU からの物品輸入には EU 以外の国（RoW）から輸入する場合と同じ率・体系で VAT が課税される。 ・ VAT 登録を行っている輸入者は VAT 繰延会計を使用できる。 ・ 輸入する製品が管理規制品目ではなく、補足申告（SD）提出を遅らせない場合もしくは簡易申告手続き（SCD：Simplified Customs Declaration）を使用する場合、かつ申告者記録の入力による通関手続き（EIDR：Entry in Declarants Records）を行う場合については繰延会計は義務ではない。 ・ VAT 登録を行っていない場合は、VAT の報告と支払いは、関税の支払いの場合と同じ選択肢がある。輸入 VAT の扱いは、貨物の価額が 135 ポンド以下と 135 ポンド超で異なる。 	2021年1月1日 VAT 繰延会計を使用して VAT 支払いを延期する選択肢がある。
安全性・セキュリティ申告（Safety & Security Declarations）： <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性とセキュリティの水準を維持するため EU から輸入される製品についてこれまでよりも多く情報を収集する。これには、安全宣言とセキュリティ宣言が含まれる。 	2021年7月1日

出所：英国政府” The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf（2020年12月31日更新版）

(2) 2021年1月1日以降のEUからグレートブリテンへの輸入手続き

2021年1月1日以降、EU加盟国からグレートブリテンへの物品の輸入では、以下のステップを踏む必要がある。

① 必要条件の確認

現在、EU以外の国から輸入する場合と同様に、EUからの輸入には税関申告の手続きが発生する。税関申告を自ら行うか、通関業者に委託するかを決定する。一部の物品の輸入では衛生証明や安全性基準適合マークが必要となる（後述 (2) ① i および ii 参照）。

i. 輸入ライセンス・衛生証明

次の物品では2021年1月1日から7月1日の間に、EUから英国（グレートブリテン）への輸入で輸入ライセンスや衛生証明が段階的に導入される⁶。

⁶ <https://www.gov.uk/guidance/import-licences-and-certificates-from-1-january-2021?step-by-step>

- 動物、植物、食品、農産物：生きた動物、動物製品、高リスクの食品・飼料、養殖および観賞用の生きた魚介類、植物・植物製品、絶滅危惧種の動植物およびそれらから作られた製品、動物用医薬品、木製包装、木材
- 薬物、化学薬品、廃棄物：管理された薬物、薬物前駆体化学物質、核物質、フッ素化ガス（Fガス）およびオゾン層破壊物質、廃棄物

動物製品、生きた動物、遺伝資源の EU からグレートブリテンへの輸入では、3段階に分けて新たなルールが導入される⁷。

- 2021年1月1日以降（動物製品）：動物副産物（ABP：Animal by-product）はリスクの高低で分類され、高リスクの ABP については環境・食糧・農村地域省（DEFRA：Department for Environment, Food and Rural Affairs）の事前輸入承認や、英国の新たな動物・動物由来製品の貿易管理情報システム「IPAFFS（Import of Products, Animals, Food and Feed System）」を通し、貨物が到着する 24 時間前までに事前通知を要するほか、商業文書の添付が必要な場合もある。またセーフガード措置の対象となっている動物由来の製品（POAO：Product of Animal Origin）も事前通知が必要となる。
- 2021年4月1日以降（動物製品）：POAO および ABP の衛生証明の提示と IPAFFS への事前通知、動物由来ではない高リスクの食品・飼料（HRFNAO：High-Risk Food and feed Not of Animal Origin）の輸入でも事前通知に IPAFFS を使用することが求められる。
- 2020年7月1日以降（動物製品、生きた動物、遺伝資源）：すべての POAO と一部の ABP は、適切な国境管理ポストを備えるエントリーポイントを通して輸入しなければならない。生きた動物および遺伝資源には輸出衛生証明の添付と IPAFFS による事前通知が必要で、適切な BCP を備えるエントリーポイントから輸入する。EU から輸入される高リスクの生きた動物はすべて検査が行われるが、貿易協定の内容によって輸入管理も 2021 年中に見直される。HRFNAO の輸入についてはすべて、遅くとも 1 営業日前までに事前通知を行い、BCP で文書チェックを受ける（場合によっては現物検査と同一性検査も実施）。

EU 域外から英国に輸入する場合⁸でも、2021 年 1 月 1 日以降、EU の動物・動物由来製品の貿易管理情報システム「TRACES（Trade Control and Expert System）」にアクセスできなくなるため、次の製品については英国の IPAFFS を通して到着港の BCP に貨物が到着する 24 時間前までに通知する必要がある。

- 生きた動物
- 獣医検査の対象となる動物由来の製品（POAO）

nav=1ddb4c89-1fe9-4ad0-b561-c1b0158e6bc5

⁷<https://www.gov.uk/guidance/importing-or-moving-live-animals-animal-products-and-high-risk-food-and-feed-not-of-animal-origin>

⁸<https://www.gov.uk/guidance/importing-live-animals-or-animal-products-from-non-eu-countries>

- 動物由来でない高リスクの食品・飼料（HRFNAO）

動物由来ではない高リスクの食品および飼料については、BCP もしくは指定エントリーポイント（DPE：Designated Point of Entry）を通して、それ以外（獣医検査が必要となる生きた動物、POAO、遺伝資源、ABP）についてはグレートブリテンの BCP を通して輸入する。

ii. 製品への安全性基準適合マーク、ラベル表示、販売基準⁹

製造品の大半が「ニューアプローチ」¹⁰の製品である。2021年1月1日より前に英国市場に製品を上市している場合は、新たな要件は生じない。英国（グレートブリテン）では EU の安全性基準適合マークである CE マークに代わり、新たに UKCA(UK Conformity Assessed) マーク¹¹が適用される。一部の製品については 2021 年末まで CE マークが通用する猶予期間が設けられている。以下のような「オールドアプローチ」の製品、国内規制で対象となる製品、医療機器や民間爆発物などでは上記と異なる¹²。

- a. 化学品¹³：英国は 2021 年 1 月 1 日から、EU の REACH 制度を継承する英国版 REACH（UK REACH）¹⁴を導入する。新規の登録では登録文書の完全なデータの提出にトン数に応じた猶予期限を設けている。また、2021 年 1 月 1 日以降に殺生物剤の有効成分もしくは製品を英国市場に上市するには、衛生安全局（HSE：Health and Safety Executive）に申請することが必要となる。
- b. 医薬品¹⁵：臨床試験の登録、医薬品および医療機器の販売承認などを行う英国の医薬品医療製品規制庁（MHRA：Medicines and Healthcare Products Regulatory Agency）は EU から完全に独立した規制機関となる。2021 年 1 月 1 日以降、有資格者（QP:Qualified Person）によって認証された医薬品を欧州経済領域（EEA）からグレートブリテンに輸入する卸売業者は、輸入認定代理人（RPi：Responsible Person (import)）によってチェックが行われた場合のみ、輸入することができる。RPi の登録は 2021 年 1 月 1 日以降、MHRA のポータルで受け付ける¹⁶。2021 年 1 月 1 日から、英国は特定国の QP もしくは有効成分メーカーによる認証のみを受け付ける¹⁷。これらの国のリスト¹⁸は、以下の 3 つがある。

⁹<https://www.gov.uk/guidance/labelling-and-marketing-standards-from-1-january-2021?step-by-step-nav=1ddb4c89-1fe9-4ad0-b561-c1b0158e6bc5>

¹⁰ 「オールドアプローチ」は、製品別の指令で技術的・手続き上のすべての要件を詳細に定めた指令が適用されている場合を指す。指令の内容を必須最低限の「必須要件」とし、製品の技術的要件の詳細は任意の「整合規格」（EN 規格）に定める「ニューアプローチ」を経て、近年は、工業製品の必須要件や規格、適合性評価、CE マーク、認証など包括的な規制枠組みを定めた「新たな法的枠組み（NLF：New Legislative Framework）」のアプローチの法令に移行している。

¹¹ 北アイルランドについては異なる。詳細については「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：UKCA マーク」を参照されたい。

¹²<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-great-britain>

¹³<https://www.hse.gov.uk/brexit/chemicals-brexit-guidance.htm>

¹⁴ 詳細は「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：工業化学製品（REACH）」を参照されたい。

¹⁵<https://www.gov.uk/government/collections/new-guidance-and-information-for-industry-from-the-mhra>

¹⁶<https://www.gov.uk/guidance/acting-as-a-responsible-person-import>

¹⁷<https://www.gov.uk/guidance/sourcing-medicines-for-the-great-britain-market-from-an-approved-country-for-import-or-northern-ireland>

¹⁸

<https://www.gov.uk/government/publications/list-of-approved-countries-for-authorised-human->

- ・ 卸売事業者ライセンスによる医薬品の輸入：EEA30 カ国（EU27 カ国及びアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）
 - ・ 医薬品の品質検査（バッチテスト）：EEA30 カ国および相互認証協定があるオーストラリア、カナダ、イスラエル、日本、ニュージーランド、スイス、米国の計 37 カ国。品質検査については各国で一部の製品が対象除外とされており、日本については医療用ガス、ヒトの血液・血漿に由来する医薬品、高度な治療用医薬品が対象外となっている。
 - ・ 英国と同等の規制水準のある有効成分の製造：EEA 加盟国計 30 カ国およびオーストラリア、ブラジル、イスラエル、日本、スイス、米国の計 36 カ国。有効成分の製造については、リスト掲載国では、GMP 要件を満たしていることを確認する輸出国当局の書面発行が不要となる。
- c. 医療機器¹⁹：英国市場（グレートブリテン）で医療機器を上市する製造業者は販売する医療機器を MHRA に登録する必要がある。英国に拠点を持たない製造業者は、製造業者の義務を履行する英国内の認定代理人（UK Responsible Person）²⁰を指名しなければならない。登録には猶予期間が設けられており、機器の分類によって 4 カ月（2021 年 4 月 30 日まで）、8 カ月（8 月 31 日まで）、12 カ月（12 月 31 日まで）と異なる。医療機器の CE マークは 2023 年 6 月 30 日まで使用が認められる。
- d. 自動車型式認証²¹：2021 年 1 月 1 日以降、EU 加盟国の型式認証発行当局が発行した道路車両の既存の型式認証は、グレートブリテン内ではこれまでのように自動的に受け入れられなくなり、販売ができなくなった（2020 年 12 月 31 日時点ですでに英国に持ち込まれている車両は除く）。トレーラーや道路用でない移動式機器のエンジンなど、車両登録の不要な道路車両以外の車両については 1 年間の猶予期間がある。英国で発行された EU 型式認証も EU 内では無効となる。

英国車両型式認可機関（VCA：Vehicle Certification Agency）は 2021 年 1 月以降、EU の型式認証を保有するメーカーに、グレートブリテンで最大 2 年間有効な型式認証を暫定発行する。2021 年 1 月 1 日以降にグレートブリテンで上市する新たな型式については、グレートブリテンの型式認証を取得する必要がある。2021 年中に暫定制度から完全な新制度に移行する予定。

なお英国は、国連欧州経済委員会（UN-ECE）の 1958 年に締結された「車両等の型式認定相互承認協定」の締約国でもあり、他の締約国によって発行された装置・部品で英国が締約国となっている場合（同協定では装置ごとに基準が制定されている）は、相互承認を引き続き行っていく旨を明示している²²。

medicines#list-of-countries-with-equivalent-regulatory-standards-for-the-manufacture-of-active-substances

¹⁹<https://www.gov.uk/guidance/regulating-medical-devices-in-the-uk>

²⁰<https://www.gov.uk/guidance/acting-as-a-responsible-person-import>

²¹https://www.vehicle-certification-agency.gov.uk/vehicle-type-approval/issuing_gb_type_approval/

²² "Issuing GB type approval from 1 January 2021", Department for Transport (September 2020)

<https://www.vehicle-certification-agency.gov.uk/wp-content/uploads/2020/09/GB-Type-Approval-Scheme.pdf>

iii. 食品・飲料のラベル表示²³

食品・飲料のラベル表示はこれまで EU の規則に従っていたが、移行期間終了後にグレートブリテンで生産される食品・飲料のラベル表示については、EU の旗章ロゴや「EU 原産(origin EU)」と表示したりすることはできなくなるが、このような変更点は、2022 年 9 月 30 日までに変更することが求められている²⁴。ただし、移行期間終了前に EU 市場で上市された動物由来の食品、英国または EU 市場で上市された動物由来でない食品は、ラベルを変更せずにそのまま流通できる。北アイルランド産のものは引き続き EU と同じラベル表示が認められる。また、有機食品については英国と EU の間で相互に同等性を認めたため、2023 年 12 月 31 日までいずれの市場においても、英国・EU いずれの有機ロゴを使用することができる²⁵。

グレートブリテンで生産・販売される食品の原産国表示は、2022 年 9 月 30 日まで「EU 原産」と記載できる。北アイルランドで生産・販売されるものは、2021 年 1 月 1 日以降も「EU 原産」と表記することが認められる。

このほか、食肉や野菜・果物、オリーブ油などの表示で詳細な取り決めがある。

iv. 物品税対象製品（アルコール類、たばこ、燃料）の扱い²⁶

2021 年 1 月 1 日以降、物品税が課税される物品の EU からグレートブリテンへの輸入は、EU 以外の国からの輸入の扱いと同じになる。これは輸入された物品をグレートブリテン内で移動する場合も同様である。EU 加盟国から輸入する際に、税関申告を行いグレートブリテンの到着港で通関手続きを行う。これには、事前に完全な申告を行うことなく物品をグレートブリテンに持ち込める税関貨物簡易手続き（CFSP：Customs Freight Simplified Procedure）を利用できる。簡易輸入申告には、管理規制品目の手続きに沿い、通関の翌月 15 日に関税と輸入 VAT を引き落とすための関税繰延口座（DDA：Duty Deferment Account）が必要となる。2021 年 1 月から、EU からグレートブリテンへの物品税が課税される物品の輸入では、関税および物品税の支払いに必要な簡易附属行政文書（SAAD：Simplified Accompanying Administrative Document）と通信販売やオンラインで商品を販売するための EU との遠隔販売取り決め（EU distance-selling arrangements）が使用できなくなり、税関申告を行う必要がある。

物品税繰延口座の申請では、物品税支払保障システム（EPSS：Excise Payment Security System）の使用を申請して認められれば、繰延を行う場合でも保証（100%）を積む必要がなくなる。申請には 3 年以上、VAT 登録をしていること（VAT 登録の義務がない場合、物品税支払いのシステムに 3 年以上登録もしくは承認されていること）という条件がある。

²³<https://www.gov.uk/food-labelling-and-packaging/food-labelling-what-you-must-show>

²⁴<https://www.gov.uk/guidance/food-labelling-giving-food-information-to-consumers>

²⁵<https://www.gov.uk/guidance/importing-and-exporting-organic-food>

²⁶<https://www.gov.uk/guidance/importing-excise-goods-to-the-uk-from-the-eu>

②GB EORI 番号の取得

EU 域内の事業者は、EU 域外の第三国との輸出入を行う場合、事業者登録識別 (EORI : Economic Operators Registration and Identification) 番号を取得しなければならない。2021 年 1 月 1 日以降、グレートブリテンと EU 加盟国間の輸出入でも、通関処理システム (CHIEF : Customs Handling of Import and Export Freight) の利用などで必要になり、グレートブリテンに製品を輸出入するすべての事業者が取得しなければならない。サービスの提供のみを行う事業者と、北アイルランド・アイルランド間の物品移動では不要。英国は EU の制度から独立した EORI 番号制度を新たに導入するため、EU27 カ国を含む英国外の国と輸出入取引を行う英国の事業者は、英国が発行する GB で始まる EORI 番号の取得が必要となる²⁷。EORI 番号の登録はオンラインででき、必要な情報は以下のとおりである²⁸。

- VAT 番号とその登録日 (VAT 登録証明書に記載されているもの)
- 国民保険番号 (National Insurance Number) : 個人事業者 (Sole Trader) もしくは個人の場合のみ
- 納税者固有番号 (UTR : Unique Taxpayer Reference) : 有限会社の登記時もしくは個人事業者が歳入関税庁 (HMRC) に納税申告 (Self Assessment) の登録を行う際に自動的に付与される
- 事業開始日および産業分類 (SIC : Standard Industrial Classification) コード
- 英国政府ウェブサイト (Government Gateway) のユーザーID とパスワード

③関税・輸入 VAT 支払い

EU からグレートブリテンへの輸入は、英 EU 通商・協力協定の原産地規則を満たし、同協定の特恵待遇要求の手続きを行えば、関税はかからない。原産地規則を満たさない、または申告手続きを行わない場合は、2021 年 1 月 1 日から適用されている英国独自の最恵国 (MFN) 待遇税率「UK グローバルタリフ」²⁹に基づく関税が適用される。また、EU からグレートブリテン島へのすべての輸入に対して、輸入 VAT の支払いが必要になる³⁰。UK グローバルタリフは、i) 英国と貿易協定を結んでいる国からの輸入で特恵関税を適用する場合、ii) 一般特恵関税制度 (GSP) の対象となっている開発途上国からの輸入で特恵関税を適用する場合³¹、iii) 英国が導入する自主的関税停止ないし一時的な免除の措置対象となっている製品の輸入時を除き、英国に輸入されるすべての物品に適用される³²。2021 年 1 月 1 日から

²⁷英国の事業者が EU に輸出し税関申告を行う場合などでは EU の EORI 番号を取得する必要がある。EORI 番号を保有する EU 域内の税関手続き代理人 (customs representative) を指名することもできる。

²⁸Get an EORI number <https://www.gov.uk/eori>

²⁹<https://www.gov.uk/trade-tariff>

³⁰ 輸入関税、輸入 VAT の詳細については「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：英国の輸入における税務 (関税・VAT)」を参照されたい。

³¹英国は EU の GSP 制度を継承し、同じ国 (計 71 カ国) に特恵待遇を供与することを決めている。

<https://www.gov.uk/government/publications/trading-with-developing-nations>

³²https://www.gov.uk/government/publications/the-uks-integrated-tariff-schedule?utm_medium=email&utm_campaign=govuk-notifications&utm_source=lbea6c9d-64a0-4814-b439-fba6815c98fe&utm_content=immediately

6月30日まで、EUからのグレートブリテン島に輸入する際の関税と輸入VATは、輸入日から最長6カ月間（175日間）繰り延べできる（下記参照）。

④税関申告

2021年1月1日より、EUからグレートブリテンへの物品輸入には税関申告が必要になる。2021年6月30日までは、輸入後、最長6カ月（175日間）申告を延期することができる（管理規制品目でないもののみ）³³。申告を延期した場合、輸入日から6カ月（175日）以内に通関手続きコードや商品コードなどが含まれた補足申告（SD:Supplementary Declaration）を提出する必要がある。補足申告（SD）には、申告者の記録による通関手続き（EIDR:Entry in Declarant's Records）または簡易申告手続き（SDP:Simplified Declaration Procedure）のいずれかが必要である³⁴。また、補足申告（SD）を行うまでに、関税繰延口座（DDA:Duty Deferment Account）を申請・取得する必要がある³⁵。EIDRは条件を満たせば事前承認を必要とせず、申告者が自身の記録に記帳する。これに必要な情報は、通関手続きコード、貨物の固有参照番号（請求書番号、在庫記録番号、ジョブ番号など）、購入番号（および可能な場合は販売請求書番号）、品目コード、課税価格、商品数量などがある³⁶。SDPの場合、事前の申請・承認が必要となるものの、通常より少ない詳細情報で簡易国境申告（simplified frontier declaration）³⁷を電子的に行い、その後補足申告（SD）の際にすべての詳細情報を提示する。

⑤認可事業者（AEO）のステータス取得³⁸

認可事業者（AEO:Authorised Economic Operator）制度は、物品のセキュリティ管理と法令遵守で一定の要件を満たす事業者に対し、税関手続きの緩和・簡素化などの優遇措置を提供する制度である。輸出入の件数が多い場合、AEOのステータスを取得することで通関手続きにおいてメリットが生まれる。現在、世界約80カ国・地域で導入され、EUは中国、日本、米国、アンドラ、ノルウェー、スイスとAEOの相互承認協定（MRA）を交わしている。

EUでは1カ国で認定された事業者は他の加盟国でもAEOとみなされるが、英国は2021年1月1日からこの枠組みを離れるため、HMRCは、EUとほぼ同じ基準で2021年から有効となる英国のAEOの申請を受け付けている³⁹。申請には上述のEORIナンバーが必要となる。英

³³<https://www.gov.uk/guidance/delaying-declarations-for-eu-goods-brought-into-great-britain>

³⁴<https://www.gov.uk/guidance/prepare-to-make-supplementary-declarations>

³⁵<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-account-to-defer-duty-payments-when-you-import-or-release-goods-into-great-britain>

³⁶<https://www.gov.uk/guidance/making-an-import-declaration-in-your-records-without-authorisation>

³⁷<https://www.gov.uk/guidance/making-a-simplified-frontier-declaration>

³⁸<https://www.gov.uk/guidance/authorised-economic-operator-certification>

³⁹2020年6月以降はEUの税関事業者ポータル（EU Customs Trader portal）を通して受け付けているが、アクセスにはHMRCにメールで依頼する必要がある。AEOの認定には最長120日かかる。

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-authorised-economic-operator-status>

https://ec.europa.eu/taxation_customs/eu-customs-trader-portal_en

国と EU の通商・協力協定では、AEO 制度の相互認証が認められている⁴⁰。

AEO には、通関手続きが簡素化される認定事業者 (AEOC : Authorised Economic Operator customs simplification) とセキュリティ面での税関審査・検査削減などの優遇を受ける (AEOS : Authorised Economic Operator security and safety) の 2 種類がある。例えば、通関の簡素化などの申請手続きの迅速化 (AEOC)、保証なしで自動的に関税繰延口座を開設 (AEOC)⁴¹、税関での貨物の優先的扱い (AEOC、AEOS)、通関時の書類・現物検査の回数引き下げ (AEOS) などの優遇を受けることができる。

3. 参考情報

<英国政府>

- “The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”, HM Government Border and Protocol Delivery Group (31 December 2020)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf
(今後本書の内容が更新された場合、下記からダウンロード可)
<https://www.gov.uk/government/publications/the-border-operating-model>
- Trade Tariff: look up commodity codes, duty and VAT rates : UK グローバルタリフのサイトへの入り口
<https://www.gov.uk/trade-tariff>
- ガイダンス : 移行期間終了後のグレートブリテン・EU 間の製品輸出入手続きのフローチャート (2020 年 7 月 13 日発表、2021 年 1 月 12 日一部更新)
How to import and export goods between Great Britain and the EU
<https://www.gov.uk/government/publications/how-to-import-and-export-goods-between-great-britain-and-the-eu-from-1-january-2021>

⁴⁰https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/948119/EU-UK_Trade_and_Cooperation_Agreement_24.12.2020.pdf

⁴¹ “The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”, HM Government Border and Protocol Delivery Group (31 December 2020)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf

II. 英国の輸入における税務（関税・VAT）

1. EU 離脱前の制度概要

EU 域内においては、物品の移動は自由で、加盟国間の取引に税関手続きは不要であり、関税も無税である。英国は EU 離脱後、2020 年 12 月 31 日までの移行期間中は EU の関税制度に準拠していたが、2020 年 12 月 24 日に EU と合意した通商・協力協定⁴²により、EU 英国間では移行期間終了後も全品目について関税や割当は適用されないことになった。同協定では、こうした特惠待遇を相互に供与する条件として、輸入する物品が特惠関税の対象であることを判断する特惠原産地規則を定めている⁴³。同協定は EU 理事会での暫定適用承認と英国側での批准を経て、2021 年 1 月 1 日から暫定適用が開始されており、欧州議会の承認などを経て正式発効となる。

EU では、関税基本法である「欧州連合関税法典（UCC：Union Customs Code／欧州議会・理事会規則 952/2013）」⁴⁴で、EU 域外国から輸入される物品の通関手続きや、関税法の範囲及び定義などをまとめている。

EU 域外国からの物品輸入に対し課す対外共通関税（CCT：Common Customs Tariff）は、「合同関税品目分類表（CN：Combined Nomenclature）」において EU 独自の品目コード（CN コード）によって分類し⁴⁵、理事会規則 2658/87⁴⁶で EU 統合関税率（Integrated Tariff／TARIC）⁴⁷を定めている。従来の英国の関税体系や関税率、品目分類はこれらの EU 法と制度に準拠したものであるが、付加価値税（VAT）と物品税については「1979 年関税・物品税管理法（Customs and Excise Management Act 1979）」⁴⁸に規定されている。

2. 移行期間終了後の新たな関税制度「UK グローバルタリフ」の概要

英国政府は 2020 年 5 月、EU の対外共通関税制度に替わり 2021 年 1 月 1 日から適用される新たな関税制度「UK グローバルタリフ（UKGT：UK Global Tariff）」⁴⁹を発表した。英国

⁴²Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (2021 年 2 月 2 日更新)

<https://www.gov.uk/government/publications/agreements-reached-between-the-united-kingdom-of-great-britain-and-northern-ireland-and-the-european-union>

⁴³詳細は個別のレポート「英 EU 通商・協力協定などの原産地規則」を参照されたい。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/uk/referendum/report_9_202102.pdf

⁴⁴Regulation (EU) No 952/2013 of the European Parliament and of the Council of 9 October 2013 laying down the Union Customs Code

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R0952>

⁴⁵The Combined Nomenclature

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/what-is-common-customs-tariff/combined-nomenclature_en

⁴⁶Council Regulation (EEC) No 2658/87 of 23 July 1987 on the tariff and statistical nomenclature and on the Common Customs Tariff

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:31987R2658>

⁴⁷TARIC データベース https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/what-is-common-customs-tariff/taric_en

⁴⁸<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1979/2/contents>

⁴⁹“Public Consultation: MFN Tariff Policy - The UK Global Tariff, Government Response & Policy” (19 May

は国内法「2018年租税（クロスボーダー貿易）法」⁵⁰に基づき、UKGTを設置する「2020年関税（制定）（EU離脱）規則」⁵¹など多数の二次立法でEUのUCCを置き換えている。

(1) UK グローバルタリフの適用対象国

英国は、EU離脱の移行期間が終了するのに伴い、2021年1月1日から新たな関税制度「UKグローバルタリフ」の適用を開始した。これはWTOルールに基づいて最恵国（MFN）待遇税率を適用したもので、①英国と貿易協定を結んでいる国からの輸入、②一般特惠関税制度（GSP）の対象となっている開発途上国からの輸入⁵²、③英国が導入する自主的関税停止ないし一時的な免除措置の対象となっている製品の輸入を除き、英国に輸入されるすべての物品に適用される⁵³。

EUから英国への輸入に対しては、通商・協力協定を適用すれば移行期間終了後も従来どおり全品目について関税や割当は適用されない。

また、EUが貿易協定を結んでいる国・経済圏⁵⁴については、英国は、EUと当該国との間で発効している自由貿易協定（FTA）を移行期間終了後も継続する「継続協定」の交渉を2018年から順次開始し、2021年1月1日から60カ国との協定が発効もしくは暫定適用され、協定に署名済みだが、未発効もしくは一部のみ適用の国が2021年2月12日時点で4カ国ある（表1参照）。署名済みの国のうち、カナダとメキシコについては英国への輸入に特惠関税が、ヨルダンについてはGSPが2021年1月1日から適用されている。アルバニアは2月5日に協定に署名したものの、現在はWTOルールが適用されている。交渉がまとまっていない国（8カ国）から英国への輸入には、UKGTもしくはGSPが適用されている。

トルコについては、EU・トルコ間の関税同盟により関税が無税だった品目を継続するFTAを2020年12月29日に締結し、2021年1月1日に発効（暫定適用）となった⁵⁵。

2020)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/885943/Public_consultation_on_the_UK_Global_Tariff_government_response.pdf

<https://www.gov.uk/government/consultations/the-uk-global-tariff>（2020年2月6日発表、2020年5月19日更新）

UKグローバルタリフの策定にあたっては、2020年2月に基本方針を発表し意見公募が行われた。2018年7月にはWTO事務局に新税率を提出していたが、UKグローバルタリフは実行税率となる。

⁵⁰Taxation (Cross-border Trade) Act 2018

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/22/contents>

⁵¹The Customs Tariff (Establishment) (EU Exit) Regulations 2020

<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/1430/made>

⁵²英国は2020年11月10日、移行期間終了後に導入する英国独自のGSP制度を公表。対象国や原産地規則など制度の大半はEUの現行GSPを継続している。<https://www.gov.uk/government/publications/trading-with-developing-nations>

⁵³<https://www.gov.uk/guidance/tariffs-on-goods-imported-into-the-uk>（2021年1月4日更新）

⁵⁴EUは世界77カ国と二カ国間もしくは多国間の貿易協定を結んでいるほか、締結済みで採択もしくは批准を待つのが24カ国、交渉中の協定が5カ国（オーストラリア、中国、インドネシア、ニュージーランド、フィリピン）ある。（2021年1月21日時点）

https://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/negotiations-and-agreements/index_en.htm

⁵⁵<https://www.gov.uk/guidance/summary-of-the-uk-turkey-trade-agreement>

表 2 英国が継続協定に署名済みもしくは交渉中の国（EU および日本以外）

2021年1月1日発効（批准済み）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ アンデス諸国（エクアドル、ペルー） ・ 中米諸国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、ニカラグア） ・ 東部および南部アフリカ（ESA）貿易圏（モーリシャス、セイシェル、ジンバブエ） ・ 南部アフリカ関税同盟およびモザンビーク（SACUM）貿易圏（ボツワナ、エスワティニ、レソト、ナミビア、南アフリカ共和国、モザンビーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ チリ ・ コートジボワール ・ エジプト ・ フェロー諸島 ・ ジョージア ・ イスラエル ・ コソボ ・ レバノン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リヒテンシュタイン ・ パレスチナ暫定自治政府 ・ シンガポール ・ 韓国 ・ スイス ・ チュニジア ・ ウクライナ
2021年1月1日より暫定適用（未批准）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ カリブ海諸国（CARIFORUM）貿易圏（アンティグア＝バーブーダ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ、ドミニカ共和国、グレナダ、ガイアナ、ジャマイカ、セントルシア、セントビンセント＝グレナディーン、パハマ、セントキッツ＝ネイビス）※2 ・ 太平洋諸国：フィジー、パプアニューギニア ・ アイスランドおよびノルウェー ・ モロッコ ・ 北マケドニア 	経過措置による適用※1	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンデス諸国（コロンビア） ・ カリブ海諸国（CARIFORUM）貿易圏（トリニダード＝トバゴ）※2 ・ 太平洋諸国（サモア、ソロモン諸島）※3 ・ カメルーン ・ ケニア※4 	
署名済み（未発効・一部適用）※5	交渉中	交渉中（MRAを締結済み）
<ul style="list-style-type: none"> ・ カナダ※6 ・ ヨルダン※7 ・ メキシコ※8 ・ アルバニア※9 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルジェリア※10 ・ ボスニア・ヘルツェゴビナ※11 ・ ガーナ※12 ・ モンテネグロ※9 ・ セルビア※11 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリア ・ ニュージーランド ・ 米国

- ※1 英国または相手国が協定を完全に批准または暫定適用することができない場合に、覚書または外交文書の交換などの経過措置（Bridging mechanism）により協定の適用が開始された国。経過措置には拘束力がない。
- ※2 CARIFORUM 加盟国のうちスリナムは英国との経済連携協定（EPA）にまだ署名していない。署名と批准手続きが完了次第、EPA が暫定適用される。
- ※3 サモアとソロモン諸島はまだ太平洋諸国・英国暫定経済連携協定に加盟していないが（加盟の決定を保留中）、覚書を通じて同協定に基づく特恵関税が2021年1月1日から適用されている。
- ※4 この協定には、東アフリカ共同体の他のメンバーも加盟することができる。
- ※5 貿易協定に署名済みで、部分的に適用されているか、完全には発効していない国。2021年の早い時期に発効する見通し。
- ※6 特恵関税が適用されている。
- ※7 英国への輸入にはGSPが、英国からの輸出にはWTOルールが適用されている。
- ※8 英国は2021年1月1日からメキシコから英国に輸入される物品に特恵関税率を適用することを約束した。メキシコはその見返りとして関税払い戻し制度を導入し、貿易継続協定が発効し次第、1月1日から協定発効までの間に発生した関税を払い戻すことを約束した。
- ※9 英国への輸入、英国からの輸出の両方にWTOルールが適用されている。
- ※10 英国への輸入にはGSPが適用されている。アルジェリアはWTOに加盟しておらず、英国からの輸出には同国の国内法が適用される。
- ※11 英国への輸入にはWTOルールが適用されている。ボスニア・ヘルツェゴビナおよびセルビアはWTOに加盟しておらず、英国からの輸出にはこれらの国の国内法が適用される。
- ※12 英国の輸入にはGSPが、英国からの輸出にはWTOルールが適用されている。
- 出所：<https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries>（2021年2月12日更新）

日本については、2020年10月23日に署名した「日英包括的経済連携協定（日英EPA）」が2021年1月1日に発効し、特恵税率が適用されている（後述参照）。EUは、英国が日本と並んで優先度が高いとする米国、オーストラリア、ニュージーランドとはFTAを締結していないため、WTOルールに基づき関税が発生しているが、英国はこれらの国とも2020年5

月以降、FTA の締結に向けて交渉を行っている⁵⁶。移行期間終了後、これらの国からの輸入についても UKGT が適用されるが、医薬品や電気・通信機器の検査・証明等などの適合性評価の相互承認協定(MRA)については、EU と各国との協定を継続する内容の協定を各国と 2019 年に署名済みで、2021 年 1 月 1 日から発効した⁵⁷。

英国はまた、2018 年 12 月に発効した「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定 (CPTPP、通称 TPP11)」⁵⁸への加入にも意欲的で⁵⁹、2021 年 2 月 1 日、正式加盟を申請した⁶⁰。日本やオーストラリア、ニュージーランドとの FTA 締結は、英国にとって CPTPP 加入への足がかりとなる⁶¹。

北アイルランドについては、移行期間後の北アイルランド⁶²と英国のその他の地域 (グレートブリテン) の間の物品の移動について定めた離脱協定の「アイルランド/北アイルランド議定書」に関し、2020 年 12 月に EU と取り決めを合意した⁶³。北アイルランドからグレートブリテンへの物品の移動については関税および輸入 VAT はかからないが、グレートブリテンから北アイルランドへは、EU 域内に移送される「リスクがない (not at risk)」場合⁶⁴には関税は発生しないものの、移送されるリスクがあれば、EU の関税が適用される⁶⁵こととなった。なお、英国が第三国と結んだ自由貿易協定は北アイルランドにも適用される。

(2) 従来からの変更点

UK グローバルタリフの実行関税率は政府ウェブサイト (The Online Trade Tariff) ⁶⁶で

⁵⁶<https://www.gov.uk/government/collections/the-uks-trade-agreements>

⁵⁷<https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries>

⁵⁸環太平洋パートナーシップ協定 (TPP12) からの離脱を表明した米国以外の国の 11 カ国間で同協定の内容を実現するための協定。締約国: メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム。署名国 (未締約国): ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルー。

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/>

⁵⁹ An update on the UK's position on accession to the Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP) (17 June 2020)

<https://www.gov.uk/government/publications/uk-approach-to-joining-the-cptpp-trade-agreement/an-update-on-the-uks-position-on-accession-to-the-comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnership-cptpp>

⁶⁰UK applies to join huge Pacific free trade area CPTPP (30 January 2021)

<https://www.gov.uk/government/news/uk-applies-to-join-huge-pacific-free-trade-area-cptpp>

⁶¹ UK takes major step towards membership of Trans-Pacific free trade area (9 September 2020)

<https://www.gov.uk/government/news/uk-takes-major-step-towards-membership-of-trans-pacific-free-trade-area>

⁶² 北アイルランドの詳細については、個別のレポート「北アイルランドにおける/を介在する EU・英国間の通関手続き、税務 (関税・VAT)、基準認証」を参照されたい。

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>

⁶³The Northern Ireland Protocol - Command Paper (December 2020)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/950601/Northern_Ireland_Protocol_-_Command_Paper.pdf

⁶⁴次のいずれかの場合を「リスクがない」としている: ○適用される EU の関税が無税の場合。○物品が北アイルランドの最終消費者に対する販売または最終消費者の利用向けであるか、英国の他地域との取引向けの場合。この場合は、輸入者が HMRC の承認を得る必要がある。

<https://www.gov.uk/guidance/check-if-you-can-declare-goods-you-bring-into-northern-ireland-not-at-risk-of-moving-to-the-eu>

⁶⁵第三国から北アイルランドへの輸入にかかる関税

<https://www.trade-tariff.service.gov.uk/xi/sections>

⁶⁶<https://www.trade-tariff.service.gov.uk/sections> および <https://www.gov.uk/trade-tariff>

閲覧できる。このサイトでは、関税割当と、特惠税率や関税停止措置、特定品目に対する貿易救済措置（アンチダンピング、補助金相殺関税、セーフガード）などの追加的措置も検索・確認できる。また政府は、現行の関税 MFN 税率と品目コード構成を網羅した一覧表（公式ガイドダンス）⁶⁷も別途、随時更新版を公表している。

UKGT の関税分類品目（タリフライン）は計 1 万 1,830 品目で、全体の 34%（約 4,000 品目）は EU 対外共通関税と税率が変わらず、関税が無税となる品目は 27%から 47%に増えた。有税品目でも 3,500 品目以上で税率が引き下げられた。関税率は工業製品の平均で 3.7%から 2.5%、農産品では 18.3%から 16.1%（加工品は 15.9%から 10.6%）に引き下がった。UK グローバルタリフでの主な変更点は下記表のとおりである^{68,69}。

表 3 英国の新関税制度（UK グローバルタリフ）における変更点

変更のタイプ	主な変更の内容と対象品目の例																
自由化： 右の品目で関税撤廃 [全体の 17%] 約 2,000 品目	<ul style="list-style-type: none"> 従来の関税率が 2%未満の品目（例：1.6%→0%） 国内生産が極めて少ないもしくはない品目（自転車部品など） 英国製造業の生産投入（原材料、半製品）のコストを引き下げることができる品目（機械部品など） 英国のグリーン成長産業と純排出ゼロ目標の達成を支援する製品（タービン部品など） 																
簡素化： 企業が理解しやすく簡単に [全体の 40%] 約 4,800 品目	<ul style="list-style-type: none"> 関税率の小数点以下端数を切り捨て（6.4%→6%など） 一定幅内の現行関税率ごとに切り捨てルールを設定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行関税率</th> <th>切り捨てルール</th> <th>切り捨て後の新関税率（%）</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2%以上 20%未満</td> <td>2%刻み</td> <td>2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18</td> <td>17.4%→16%</td> </tr> <tr> <td>20%以上 50%以下</td> <td>5%刻み</td> <td>20, 25, 30, 35, 40, 45</td> <td>33.6%→30%</td> </tr> <tr> <td>50%超</td> <td>10%刻み</td> <td>50, 60, 70,</td> <td>68%→60%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 農産品（野菜・果物など関税が複雑な一部品目）の簡素化：季節関税の撤廃（通年で一定）・簡素化（関税率の異なる季節数の削減）、課税価格によって従価税に従量税を加える EU 特有「参入価格システム」*を撤廃（単純なパーセンテージもしくは季節関税に移行）など 	現行関税率	切り捨てルール	切り捨て後の新関税率（%）	例	2%以上 20%未満	2%刻み	2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18	17.4%→16%	20%以上 50%以下	5%刻み	20, 25, 30, 35, 40, 45	33.6%→30%	50%超	10%刻み	50, 60, 70,	68%→60%
現行関税率	切り捨てルール	切り捨て後の新関税率（%）	例														
2%以上 20%未満	2%刻み	2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18	17.4%→16%														
20%以上 50%以下	5%刻み	20, 25, 30, 35, 40, 45	33.6%→30%														
50%超	10%刻み	50, 60, 70,	68%→60%														
通貨換算 [全体の 9%] 約 1,100 品目	<ul style="list-style-type: none"> 為替レート 1 ユーロ=0.83687 ポンドで換算したうえで切り捨てルールを設定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行関税率</th> <th>切り捨てルール</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 ポンド未満</td> <td>ペンス部分を 10 ペンス刻みで切り捨て</td> <td>9.40 EUR/100kg→7.80 GBP/100kg</td> </tr> <tr> <td>10 ポンド以上</td> <td>ペンス部分を切り捨て</td> <td>41.20 EUR/100kg→34 GBP/100kg</td> </tr> </tbody> </table>	現行関税率	切り捨てルール	例	10 ポンド未満	ペンス部分を 10 ペンス刻みで切り捨て	9.40 EUR/100kg→7.80 GBP/100kg	10 ポンド以上	ペンス部分を切り捨て	41.20 EUR/100kg→34 GBP/100kg							
現行関税率	切り捨てルール	例															
10 ポンド未満	ペンス部分を 10 ペンス刻みで切り捨て	9.40 EUR/100kg→7.80 GBP/100kg															
10 ポンド以上	ペンス部分を切り捨て	41.20 EUR/100kg→34 GBP/100kg															
引き下げ [全体の 0.3%]36 品目	<ul style="list-style-type: none"> 一部品目（米類、一部の貨物自動車）について簡素化の措置よりさらに引き下げ 																

※EU に輸入される製品の輸入価格が一定価格より低い場合、追加的に課税するもの。

出所：“Public Consultation: MFN Tariff Policy - The UK Global Tariff, Government Response & Policy” より作成

⁶⁷Reference Document for The Customs Tariff (Establishment) (EU Exit) Regulations 2020
<https://www.gov.uk/government/publications/reference-document-for-the-customs-tariff-establishment-eu-exit-regulations-2020> (2021 年 1 月 19 日更新)

⁶⁸“Public Consultation: MFN Tariff Policy - The UK Global Tariff, Government Response & Policy” (19 May 2020)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/885943/Public_consultation_on_the_UK_Global_Tariff_government_response.pdf

⁶⁹The UK Global Tariff (エクセルデータベース) (2020 年 12 月 22 日更新)

<https://www.check-future-uk-trade-tariffs.service.gov.uk/api/global-uk-tariff.xlsx>

貿易救済措置と輸入停止、自主的関税停止が適用されているか否かの記載はあるものの、具体的な措置の内容については掲載されてない。

3. 日英包括的経済連携協定（日英 EPA）

2019年2月に発効した「日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）」に代わり、英国の EU 離脱後の日本との新たな貿易・投資の枠組みを規定する「日英包括的経済連携協定（日英 EPA）」は、2020年10月23日に署名に至り、2021年1月1日に発効した⁷⁰。これにより、日 EU・EPA の下で実現した日本から英国市場へのアクセスが維持・改善される⁷¹。

主な日本製品の英国市場へのアクセスにかかる関税に関する大筋合意の内容は表 4 のとおりで、自動車部品など工業製品と農林水産品の輸出関税品目についてほとんどが発効と同時に即時撤廃されることとなった。自動車部品・鉄道車両など一部品目では英国市場へのアクセスが改善される。なお、英国側の日本市場へのアクセスについても、基本的に日 EU・EPA の内容を維持した。英国政府ウェブサイト⁷²で日本から英国への関税率を確認できる。

表 4 日英 EPA の関税に関する大筋合意（2020年9月11日）の内容

鉱工業品	<ul style="list-style-type: none"> • 工業製品は品目数及び輸出額で 100%関税撤廃 • 協定発効時から日 EU・EPA と同じ関税率と撤廃期間を適用する「キャッチアップ」を採用 (例) 乗用車：日 EU・EPA と同様に 2026 年 2 月に撤廃 • 日 EU・EPA で獲得した即時撤廃を維持 (例) 自動車部品：ギヤボックス、リチウムイオン電池、ガソリンエンジン等、日 EU・EPA と同様に 92%の品目について即時撤廃 • 中でも貿易額の大きな主要輸出品や英国日系自動車メーカーの競争力強化に資する自動車部品について、日 EU・EPA に先駆けて即時撤廃（品目数で 97%を即時撤廃） (例) 鉄道用車両・同部品（日 EU・EPA では 13 年目撤廃）、ターボジェット・同部品（同 4 年目撤廃）、電気制御盤（同 6 年目撤廃）
農林水産品	牛肉、茶、水産物など主要な輸出関税品目について： <ul style="list-style-type: none"> • 関税撤廃（日 EU・EPA の内容を維持） • 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日 EU・EPA と同じ税率を適用 • ほとんどの品目で即時撤廃
酒類、たばこ、塩	• 全て関税を即時撤廃（日 EU・EPA と同内容を維持）

出所：経済産業省「日英 EPA の大筋合意結果について（鉱工業品関税）」

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/kokogyohin-kanzei-ari.pdf

農林水産省「日 EU・EPA における EU 側の農林水産物に関する合意内容

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/uk/attach/pdf/jpuk_epa-2.pdf

財務省「日英 EPA：酒類、たばこ、塩の合意概要」

https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/20200911.htm

⁷⁰<https://www.gov.uk/guidance/summary-of-the-uk-japan-comprehensive-economic-partnership-agreement>
(2021年1月8日更新)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_003344.html (2021年1月4日)

⁷¹外務省「日英包括的経済連携協定 大筋合意内容」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100092224.pdf>

英国政府プレスリリース UK and Japan agree historic free trade agreement (2020年9月11日)

<https://www.gov.uk/government/news/uk-and-japan-agree-historic-free-trade-agreement>

⁷²<https://www.get-rules-tariffs-trade-with-uk.service.gov.uk/search/grouped/country/jp/>

4. 関税手続き

(1) 関税繰り延べ口座 (DDA) ^{73,74}

英国への輸入者は2021年1月1日から、英国の新関税制度「UK グローバルタリフ」の下で物品に適用される輸入関税を支払う必要がある。そのためには、輸入する物品の原産地と分類、課税価格を判断しておく必要がある。

(1) 関税繰り延べ口座 (DDA) ^{75,76}

英国への輸入者は2021年1月1日から、英国の新関税制度「UK グローバルタリフ」の下で物品に適用される輸入関税を支払う必要がある。そのためには、輸入する物品の原産地と分類、課税価格を判断しておく必要がある。

「関税繰り延べ口座 (DDA : Duty Deferment Account)」は、英国外からの輸入にかかる輸入関税、物品税、輸入 VAT の納付を貨物ごとではなく、毎月、指定口座からの自動引き落とし (ダイレクトデビット) で行えるものである⁷⁷。DDA による関税および輸入 VAT の支払期日は月末締め翌月 15 日払い (15 日が休日の場合翌営業日) で、物品税については、毎月 15 日から翌月 14 日を会計期間として、翌月 29 日 (29 日が休日の場合は前営業日) が支払い日となる (うるう年の 2 月の支払い日は 28 日)。これにより 2 週間から 6 週間 (平均で 30 日) の猶予ができる。なお、輸入 VAT については後述するように、VAT 還付時に併せて会計処理するという選択肢もある⁷⁸。

DDA の開設には繰り延べ口座番号 (DAN : Deferment Account Number) の取得申請と歳入関税庁 (HMRC) の承認を要する。通関業者など英国に拠点を置く第三者の保有する繰り延べ口座を利用する方法もある⁷⁹ (通常は有償)。DDA の開設をするには金融機関の保証が設定されている必要があるが、グレートブリテンについては後述するように保証免除が導入された。保証には下記の 2 種類がある。HMRC が保証人として認める銀行・金融機関のリストは HMRC から入手できる。

⁷³ “The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949579/December_BordersOPModel__2_.pdf (2020年12月31日更新版)

<https://www.gov.uk/government/publications/the-border-operating-model>

⁷⁴<https://www.gov.uk/guidance/how-to-use-your-duty-deferment-account> (2020年12月29日更新)

⁷⁵ “The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949579/December_BordersOPModel__2_.pdf (2020年12月31日更新版)

<https://www.gov.uk/government/publications/the-border-operating-model>

⁷⁶<https://www.gov.uk/guidance/how-to-use-your-duty-deferment-account> (2020年12月29日更新)

⁷⁷総額が 2,000 万ポンドを超える場合は Duty Deferment Office にコンタクトし、クリアリングハウス自動支払いシステム (CHAPS) で支払う。<https://www.gov.uk/government/organisations/hm-revenue-customs/contact/duty-deferment-scheme-general-enquiries>

⁷⁸Apply for an account to defer duty payments when you import or release goods into Great Britain
<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-account-to-defer-duty-payments-when-you-import-or-release-goods-into-great-britain> (2020年12月7日更新)

⁷⁹Check which type of account to apply for to defer duty payments when you import goods
<https://www.gov.uk/guidance/check-which-type-of-account-to-apply-for-to-defer-duty-payments-when-you-import-goods> (2020年11月27日公表)

- 税関包括保証 (CCG : Customs Comprehensive Guarantee) : DDA を使用している場合、越境時に税関申告や関税納付が不要な EU トランジットもしくは共通トランジット制度 (Union and Common Transit) ⁸⁰を年間 4 回以上利用している場合、特別な税関手続き (再輸出加工、一時輸入、用途指定を伴う関税一時停止措置) の承認を受けている場合、一時保管もしくは保税倉庫を運用している場合には CCG を必要とする。潜在的債務の 50%、30%、0% (保証免除) への引き下げも申請することができる⁸¹。
- 個別保証 : EU トランジットもしくは共通トランジット制度を年間 4 回以上利用していない場合、再輸出加工や一時受入れなどの特別手続きの申告による承認を年 4 回以上利用していない場合、税関包括保証ではカバーしきれない額を納付する必要がある場合などに利用が推奨される。関税の 100% をカバーする保証を必要とする⁸²。

グレートブリテンでは 2021 年 1 月 1 日から保証免除 (guarantee waiver) のルールが導入され、ほとんどの事業者で DDA の取得に金融保証が不要となった^{83,84}。税関包括保証なしで DDA を利用できるよう税関包括保証の条件を緩和するもので、EU トランジットもしくは共通トランジット制度の年間利用回数が 4 回以上である場合には CCG が必要であるものの、その他の条件は廃止された。すでに DDA を持っている事業者が 2021 年 1 月 1 日以降に DDA の使用を継続する場合は、保証免除を申請することができる。新たに DDA の申請を行う場合は保証免除の申請手続きを同時に行うことができる⁸⁵。引き続き金融保証で DDA を使用することもでき、保証免除の申請が却下された場合でも個別保証もしくは税関包括保証を提供すれば DDA を取得することは可能である⁸⁶。

北アイルランドについては、2021 年 1 月 1 日以降も関税繰り延べ (DDA 開設) には税関包括保証を必要とする⁸⁷。2021 年 1 月 1 日以降は、グレートブリテンと北アイルランドでそれぞれに DDA の口座が必要となった⁸⁸。

⁸⁰共通トランジット制度には、EU 加盟国および共通トランジット条約 (CTC : Common Transit Convention) の締約国 (アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス、トルコ、北マケドニア、セルビア) が参加する。英国は EU 離脱後も越境貿易の簡素化を確保するため共通トランジット条約にとどまることを 2018 年 12 月に決めている。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-procedures/what-is-customs-transit/common-union-transit_en

⁸¹<https://www.gov.uk/guidance/import-and-export-customs-comprehensive-guarantees-ccgs> (2020 年 12 月 2 日更新)

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-customs-comprehensive-guarantee-to-cover-customs-debts> (2020 年 10 月 21 日更新)

⁸²<https://www.gov.uk/guidance/get-an-individual-guarantee-to-cover-customs-debts> (2020 年 12 月 2 日更新)

⁸³<https://www.gov.uk/guidance/check-which-type-of-account-to-apply-for-to-defer-duty-payments-when-you-import-goods>

⁸⁴<https://www.gov.uk/guidance/import-and-export-customs-comprehensive-guarantees-ccgs> (2020 年 12 月 2 日更新)

⁸⁵<https://www.gov.uk/guidance/how-to-set-up-an-account-to-defer-duty-payments-when-you-import-goods> (2020 年 12 月 7 日更新)

⁸⁶<https://www.gov.uk/guidance/check-if-you-can-get-a-guarantee-waiver-for-a-duty-deferment-account-in-great-britain>

⁸⁷<https://www.gov.uk/guidance/get-an-individual-guarantee-to-cover-customs-debts> (2020 年 12 月 2 日更新)

⁸⁸すでに英国で DDA を保有していた事業者が 2021 年 1 月 1 日以降にグレートブリテンと北アイルランドの両方で DDA を使用する場合は、既存の DDA をグレートブリテン、北アイルランドのいずれかで使用することにし、新たにも

なお、英国に拠点を持たない事業者もグレートブリテンで使用する DDA を申請できるが、保証免除を申請する資格はない。このため、英国に拠点を持つ金融機関（健全性監督機構（PRA）もしくは金融行為規制機構（FCA）の規制下にある金融機関）による金融保証を提供しなければならない、また、DDA で支払いを行う際には英国でダイレクトデビットを設定する必要がある。

輸入 VAT のみの繰り延べ口座は、簡易輸入 VAT 会計(Simplified Import VAT Accounting)を利用して必要な保証額を引き下げることができる。3年以上、VAT 登録をしておき、かつ VAT のコンプライアンスの記録が良好である必要がある（HMRC への納付延滞や歳入関税庁から重大な犯罪で起訴された経緯がない、過去 12 カ月間に 2 回以上繰り延べ口座の支払いを滞納していないなど）⁸⁹。また、物品税のみの繰り延べ口座の申請では、物品税納付保障システム（EPSS : Excise Payment Security System）の使用を申請し、認められれば、繰り延べを行う場合でも保証（100%）が免除される。申請には 3 年以上、VAT 登録をしていること（VAT 登録の義務がない場合、物品税納付のシステムに 3 年以上登録もしくは承認されていること）という条件がある。

(2) 輸入 VAT⁹⁰

2021 年 1 月 1 日から、EU から英国への物品輸入には EU 以外の国から輸入する場合と同じ率・体系で輸入 VAT が課税される。

①VAT 登録

以下の場合に VAT 登録の義務が生じる⁹¹。下記の条件を満たしていない場合は、登録は任意となるが、登録した場合、VAT を支払わなくてはならない。

- VAT 課税対象となる売上高が今後の 30 日間で 8 万 5,000 ポンドを超えることが予想される場合、当該 30 日のうちに登録しなければならない。
- 過去 12 カ月間の VAT 課税対象となる売上高が 8 万 5,000 ポンドを超えた場合、超えた月の月末から 30 日以内に登録しなければならない。

英国に拠点を持たない企業⁹²の場合は、英国に製品・サービスを供給し始めた時点で（もしくは今後 30 日間で供給を開始する予定の場合）、売上高に関係なく可能な限り早急に登

う一つ DDA の開設を申請する必要がある。

<https://www.gov.uk/guidance/check-which-type-of-account-to-apply-for-to-defer-duty-payments-when-you-import-goods>

⁸⁹<https://www.gov.uk/guidance/vat-and-import-duty-reducing-financial-guarantees> (2020 年 12 月 31 日更新)

⁹⁰ “The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949579/December_BordersOPModel_2_.pdf (2020 年 12 月更新版)

⁹¹<https://www.gov.uk/vat-registration/when-to-register>

⁹²英国の通常居住者でない者、英国に拠点を持たない者、英国に法人を設立していない企業が英国で VAT 課税対象となる供給を行う場合、「NETP (non-established taxable person)」として VAT 登録が必要である。

<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat#non-established-taxable-persons-netps-basic-information> (セクション 8.1、8.3) (2020 年 12 月 31 日更新)

録することが求められている。VAT 登録の遅延に対しては、遅延期間に応じた罰金が課されるため注意を要する⁹³。

英国に拠点を置き、VAT 登録を行っている事業者は、後述する輸入 VAT 繰り延べ会計を使用できる。VAT 登録を行っていない場合や、登録を行っていても輸入 VAT 繰り延べ会計を使用しない場合は、通関手続きで VAT の報告と納付を行うことになる。

なお HMRC への VAT 登録^{94,95}はオンラインで行うのが一般的であるが、オンラインで登録を行えない場合などでは所定の申請フォームをダウンロードして HMRC に郵送することもできる⁹⁶。HMRC のオンラインサービスを利用するには、まず英国政府ウェブサイト (Government Gateway) に登録し、ユーザー ID とパスワードを取得する⁹⁷。Government Gateway にログインして HMRC の VAT 登録ウェブページ⁹⁸で質問に回答していくとオンライン登録が可能かどうか確認でき、できない場合は次の手順が示される。本社を英国外に置く企業の場合は、HMRC の別の VAT 登録ページに誘導され、そこで登録理由、登録者 (個人) 情報、企業情報、今後 12 カ月間の課税売上高予想、銀行口座情報、VAT 還付手続きを行う希望月 (四半期ごと) など必要な情報を入力し、登録を行うようになっている。通常、申請から VAT 番号の発行まで、オンライン申請では約 20 日、郵送では最大 30 日かかる⁹⁹。

VAT 還付手続きは、HMRC への所定の手続きを経て会計士または顧問税理士がオンラインで代行することができる¹⁰⁰。英国に拠点を持たない企業は、税務代理人 (Tax/VAT Representative) を任意で指名できる。ただし、企業が VAT に関する義務を遵守しない場合、HMRC が英国に拠点を持つ税務代理人の指名を命じることがある。税務代理人は VAT や罰金の連帯納付義務を負う¹⁰¹。

⁹³罰金は、遅延期間が 9 カ月未満 (純税額の 5%)、9~18 カ月 (同 10%)、18 カ月超 (同 15%) となっている。
<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat#netps--complying-with-your-vat-obligations> (11.1) (2020 年 12 月 31 日更新)

⁹⁴<https://www.gov.uk/guidance/register-for-vat> (2020 年 12 月 30 日更新)

<https://www.gov.uk/vat-registration/how-to-register>

⁹⁵Who should register for VAT (VAT Notice 700/1) セクション 10

<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat#netps--tax-representatives-and-agents> (2020 年 12 月 31 日更新)

⁹⁶標準的な登録申請フォームは「VAT1」で下記 URL からダウンロードできる。

<https://www.gov.uk/guidance/register-for-vat> (2020 年 12 月 30 日更新)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/946248/VAT1form-12-20.pdf

⁹⁷Government Gateway への登録は身元確認を兼ねている。未登録の場合は下記のリンクから「Sign in」をクリックし、「Create sign in details」からユーザー ID とパスワードを取得する。

<https://www.gov.uk/log-in-register-hmrc-online-services>

⁹⁸<https://www.tax.service.gov.uk/check-if-you-can-register-for-vat/introduction>

⁹⁹<https://www.gov.uk/guidance/register-for-vat> (2020 年 12 月 30 日更新)

¹⁰⁰<https://www.gov.uk/guidance/client-authorisation-an-overview> (2020 年 7 月 8 日更新)

<https://www.gov.uk/guidance/vat-online-services-for-agents#vat-for-agents> (2019 年 8 月 19 日更新)

¹⁰¹Who should register for VAT (VAT Notice 700/1) セクション 11.1

<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat/vat-notice-7001-should-i-be-registered-for-vat#netps--complying-with-your-vat-obligations> (2020 年 12 月 31 日更新)

②輸入 VAT の VAT 還付時の処理による VAT 繰り延べ会計¹⁰²

2021年1月1日から、英国で VAT 登録を行っている事業者は VAT 繰り延べ会計(postponed VAT accounting)によって、英国外からグレートブリテンおよび英国外・EU域外から北アイルランドに輸入した物品に係る輸入 VAT を VAT 還付の手続きの際に会計処理することができるようになった。これにより、これまでは輸入時に支払った後に回収していた輸入 VAT の申告と回収を VAT 還付(VAT Return)で一括処理できる。この方式を利用するには、輸入した物品が事業に使用されるものであることが前提で、税関申告の際に GB EORI 番号と、場合によっては VAT 登録番号も必要となるが、HMRC の許可は不要である。英国に拠点を持たない企業(NETP)¹⁰³の場合は、指定の通関業者が VAT 繰り延べ会計を行うことができる。

i. 税関手続きで延期申告(DD)を使用しない事業者

延期申告(DD: Delayed Declarations)を使用しない場合は、非管理規制品目または管理規制品目を輸入する際に VAT 繰り延べ会計を使用できる(ただし強制ではない)。VAT 登録をしていない(VAT 登録の義務がない)事業者は、延期申告を使用しない場合、個別の通関手続きを通して輸入 VAT の報告・納付を行う。関税の場合と同様に、輸入を行う事業者もしくは通関業者は、関税繰り延べを使用して所定の日付まで輸入 VAT の納付を延期し、納付を平均 30 日間遅らせることもできる。ただし、延期申告を使用していない場合に関税の納付を延期しようとする場合は、物品を輸入する前に関税繰り延べ口座(DDA)の開設が必要になる。

なお簡易税関申告(SCD: Simplified Customs Declaration)を使って管理規制品目以外の物品を輸入する英国の VAT 登録事業者は、VAT 還付時に VAT 繰り延べ会計を使って輸入 VAT を計上しなければならない。

ii. 税関手続きで延期申告(DD)を使用する事業者

簡易申告手続き(SDP)を行った際に事後に行う、通関手続きコードや商品コードなどが含まれた補足申告(SD)を(最大6カ月)遅らせる英国の VAT 登録事業者は、VAT 繰り延べ会計を使用しなければならない。当該物品を輸入した日付を含む時期の定期的な(通常は四半期ごと)VAT 還付で輸入 VAT を会計処理する必要がある。これには、保持している商業記録の当該物品の記録から輸入 VAT 額を推定する。延期申告を提出する際は、この推定額を調整して、後の VAT 還付時に輸入 VAT を正確に考慮する。補足申告を延期する VAT 登録を行っていない事業者は、関税の場合と同じプロセスに従い、関税繰り延べ口座を通じ支払うべき輸入 VAT を支払う。

¹⁰²<https://www.gov.uk/guidance/check-when-you-can-account-for-import-vat-on-your-vat-return>
(2021年2月11日更新)

¹⁰³定義は脚注 49 参照。

③少額貨物の輸入 VAT¹⁰⁴

輸入 VAT の扱いは、貨物の価額が 135 ポンド以下と 135 ポンド超で異なる。物品税課税対象品目と贈与品（ギフト）を除いて 135 ポンド以下の貨物の輸入品については、通関時に輸入 VAT の納付は不要である。英国内で販売されたかのように通常の VAT とみなして課税し、VAT 還付手続き時に会計処理する。また、15 ポンド以下の少額貨物に対する VAT 免除（Low value Consignment Relief）は廃止された。

なお、企業が英国に輸入された商品を 135 ポンド以下かつオンラインマーケットプレイス（OMP）¹⁰⁵を通じて販売する場合、当該 OMP は英国で VAT 登録を行い、VAT 還付時に VAT を計上する必要がある。英国に輸入される商品を、OMP を介さずに販売する企業は、英国で VAT 登録をし、VAT 還付時に VAT を計上する。購入時に VAT が課されていない、135 ポンド以下の貨物を輸入する英国の VAT 登録企業は、リバースチャージ方式で VAT 還付時に VAT を計上する。

(3) 物品税¹⁰⁶

2021 年 1 月 1 日以降、物品税が課税される物品（アルコール類、たばこ、燃料）の EU からグレートブリテンへの輸入は、EU 域外国からの輸入の扱いと同じになった。EU 加盟国から輸入する際に税関申告を行い、グレートブリテンの到着港で通関手続きを行う。これには、事前に完全な申告を行うことなく物品をグレートブリテンに持ち込める税関貨物簡易手続き（CFSP：Customs Freight Simplified Procedure）を利用できる物品もある。簡易輸入申告は管理規制品目の手続きに沿い、前述の関税繰り延べ口座（DDA）を必要とする。

物品税が課税される物品の EU からグレートブリテンへの輸入では 2021 年 1 月から、EU の簡易付随行政文書（SAAD：Simplified Accompanying Administrative Document）と遠距離販売取り決め（Distance Selling Arrangement）の手続きも利用できなくなったため、税関申告を行う必要がある。

5. 参考情報

<英国政府>

- Online Trade Tariff：look up commodity codes, duty and VAT rates：品目名・品目コードによる関税・VAT の検索
<https://www.trade-tariff.service.gov.uk/sections>

¹⁰⁴Changes to VAT treatment of overseas goods sold to customers from 1 January 2021
<https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-vat-treatment-of-overseas-goods-sold-to-customers-from-1-january-2021/changes-to-vat-treatment-of-overseas-goods-sold-to-customers-from-1-january-2021>（2020 年 12 月 3 日更新）

¹⁰⁵HMRC はオンラインマーケットプレイス（OMP）を、ウェブサイトやモバイル上で提供されるマーケットプレイス、プラットフォーム、ポータルなどと定義している。

¹⁰⁶<https://www.gov.uk/guidance/importing-excise-goods-to-the-uk-from-the-eu>

- Look up tariffs, taxes and rules to trade with the UK : 輸出国ごとの品目名・品目コードによる関税、VAT、割当、規制の検索、および当該国との間に適用されている協定など輸入に関する一般的情報と関連リンク
<https://www.gov.uk/get-rules-tariffs-trade-with-uk>
- The Tariff of the United Kingdom : UKGT の現行の品目分類表および標準税率表 (随時更新)
<https://www.gov.uk/government/publications/reference-document-for-the-customs-tariff-establishment-eu-exit-regulations-2020>
- Tariff Stop Press Notices : 品目コードの変更、セーフガード措置の開始、関税割当、貿易協定等タリフに影響する最新情報
<https://www.gov.uk/government/collections/tariff-stop-press-notice>
- Statutory guidance : Reference Documents for The Customs (Tariff Quotas) (EU Exit) Regulations 2020 : 現行の関税割当のリスト (随時更新)
<https://www.gov.uk/government/publications/reference-documents-for-the-customs-tariff-quotas-eu-exit-regulations-2020>
- 英国の EU 加盟国以外の国との貿易協定締結状況および各協定の詳細
<https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries>
- Guides to importing and exporting goods between Great Britain and the EU : ガイダンス : 移行期間終了後のグレートブリテン・EU 間の製品輸出入手続きのフローチャート (2021 年 2 月 9 日発表)
<https://www.gov.uk/government/publications/guides-to-importing-and-exporting-goods-between-great-britain-and-the-eu>

Ⅲ. 輸入事業者・販売事業者・認定代理人

1. EU 離脱前の制度概要

EU の食品・農産品を除く製品に適用される指令・規則は多岐にわたるが、共通して、製造事業者 (manufacturer)、輸入事業者 (importer)、販売事業者 (distributor)、認定代理人 (適用される法令によって authorised representative または responsible person) を事業者 (economic operator) と定義し¹⁰⁷、それぞれに特定の責任を課している。これらの製品に適用される EU の規制は、EU27 カ国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーが加盟する欧州経済領域 (EEA) 内で適用されている。

認定代理人は、製造事業者が製品安全性の遵守に関する任務の一部 (あるいはすべて) を委任できるもので、その責任範囲を明示した正式な委任状をもって指名するが、製品の EU 法への適合性に対する最終責任は製造事業者にある。認定代理人の指名は一般的には製造事業者の任意であるが、医療機器¹⁰⁸、舶用機器¹⁰⁹、化粧品¹¹⁰などについては、製造事業者を代表する認定代理人を EEA 内に置くことが義務付けられている。現在、認定代理人を置くことが義務付けられていない分野の製品についても、製造事業者が認定代理人を置くことを決めた場合には、認定代理人は EEA 内に置かれなければならないことが定められている。

輸入事業者や販売事業者が認定代理人を兼任することもできる。EEA 外の国から輸入される製品については、製造事業者の認定代理人が EU の販売事業者や消費者に製品を供給する場合は、輸入事業者としての義務も負うことになる。

2. EU 整合法令が適用されている製品分野における事業者の責任

(1) EU 整合法令が適用されている製品分野

EU 整合法令 (Union harmonisation legislation) は、EU で製品を流通させるにあたり、

¹⁰⁷適合評価機関の認証および市場監視の要件に関する欧州理事会・理事会規則 (EC) No 765/2008 Regulation (EC) No 765/2008 of the European Parliament and of the Council of 9 July 2008 setting out the requirements for accreditation and market surveillance relating to the marketing of products and repealing Regulation (EEC) No 339/93

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32008R0765>

¹⁰⁸医療機器に関する指令は現在、下記の 2 つの新規則に移行中であるが、従来の指令も 2021 年 5 月 25 日まで部分的に有効。

(医療機器) Regulation (EU) 2017/745 of the European Parliament and of the Council of 5 April 2017 on medical devices, amending Directive 2001/83/EC, Regulation (EC) No 178/2002 and Regulation (EC) No 1223/2009 and repealing Council Directives 90/385/EEC and 93/42/EEC

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R0745>

(体外診断用医療機器) Regulation (EU) 2017/746 of the European Parliament and of the Council of 5 April 2017 on in vitro diagnostic medical devices and repealing Directive 98/79/EC and Commission Decision 2010/227/EU

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R0746>

¹⁰⁹Directive 2014/90/EU of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on marine equipment and repealing Council Directive 96/98/EC

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014L0090>

¹¹⁰Regulation (EC) No 1223/2009 of the European Parliament and of the Council of 30 November 2009 on cosmetic products

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32009R1223>

特定分野の製品が満たすべき要件を EU 指令や規則によって調和（ハーモナイゼーション）しているものを指し、現在 70 分野の指令・規則がある¹¹¹。EU 市場にオンライン・オフラインを問わず上市¹¹²される製品の法令遵守と市場監視に関して、事業者の当局への協力などを定めた新たな欧州議会・理事会規則 2019/1020 が 2019 年 6 月 20 日に発効し、市場監視と法令遵守に関する事業者の責任を定めた。新たに EEA 内の事業者の責任要件を追加し、2021 年 7 月 16 日から施行される。EU 規則 2019/1020 は、第 5 項に記載される 18 指令・規則の製品分野について適用される（表 1 参照）。これらはすべて CE マークの対象である¹¹³。

表 5 EU 規則 2019/1020 第 4 条が適用される製品分野

製品分野	EU 法
建設資材	規則 (EU) 305/2011
身体保護用具	規則 (EU) 2016/425
ガス燃焼機器	規則 (EU) 2016/426
屋外用機器の騒音（建設・ガーデニング用機器）	指令 2000/14/EC
機械・機械部品	指令 2006/42/EC
玩具安全性	指令 2009/48/EC
エネルギー関連製品（エコデザイン）	指令 2009/125/EC
電気・電子機器における特定有害物質の使用制限（RoHS）	指令 2011/65/EU
花火	指令 2013/29/EU
レジャー用船舶	指令 2013/53/EU
簡易圧力機器	指令 2014/29/EU
電磁環境両立性	指令 2014/30/EU
非自動重量測定器	指令 2014/31/EU
測定器	指令 2014/32/EU
防爆機器（ATEX）	指令 2014/34/EU
低電圧電気機器	指令 2014/35/EU
ラジオ・通信端末設備	指令 2014/53/EU
圧力機器	指令 2014/68/EU

出所：EU 規則 2019/1020 第 4 条第 5 項より作成

(2) 事業者の責任

EU 整合法令における「事業者 (economic operator)」は、製造事業者、認定代理人、輸入

¹¹¹ 工業製品の市場監視に関する欧州議会・理事会規則 EU の新規規則 (2019/1020) Annex I Regulation (EU) 2019/1020 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on market surveillance and compliance of products and amending Directive 2004/42/EC and Regulations (EC) No 765/2008 and (EU) No 305/2011
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2019/1020/oj>

¹¹² 製造者や輸入者によって、製品がはじめて市場でアクセス（調達）可能となる状態に置かれること。
 ‘placing on the market’ means the first making available of a product on the Union market;

欧州議会・理事会規則 EU の新規規則 (2019/1020) 第 3 条 (2) (以下 12 頁) 参照
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019R1020&from=EN>

¹¹³ただし CE マークの対象となる製品のうち医療機器や昇降機などいくつかの製品は同規則第 4 条の対象になっていない。CE マークについては「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：UKCA マーク」を参照されたい。

事業者、販売事業者、もしくは関連する EU 整合法令に則って製品の製造、上市、またはサービス／利用供与に関して義務の対象となるその他の者（自然人・法人）を指す。それぞれの事業者の定義とその責任は表 2 のとおりで、英国の国内法もこれまでは、これに準じた定義となっている。

表 6 事業者 (Economic Operators) の種類と責任

事業者の種類と定義	事業者の責任
<p>製造事業者 (manufacturer)</p> <p>製品を自ら製造するか、製品の設計・製造を第三者に委託し、自らの事業者名または商標のもとで販売する自然人もしくは法人</p>	<p>製造プロセスが製品の法令遵守を保証するためのあらゆる措置を実施：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適合性評価の実施 ② 技術文書の作成 ③ EU 適合宣言書の作成 ④ 使用説明書の製品への添付（製品によっては安全性に関する情報も必要） ⑤ トレーサビリティの要件 <ul style="list-style-type: none"> - 技術文書と適合宣言書を 10 年間（もしくは適用法令の定める期間）保管 - 製品を識別できる情報の表示：タイプ、バッチ／シリアル番号 - 製造事業者を識別できる情報の製品への表示：i. 製造事業者の名称、ii. 登録商号または登録商標、iii. 連絡先住所 ⑥ CE マーク等適合マークの製品への表示 ⑦ 連続生産で適合性を保つための手続きの導入（製品の変更により適合させる規格が変わる場合に適合宣言書を修正するなど） ⑧ 製品／品質システムの認証取得（該当する場合のみ） ⑨ 製造後もしくは上市後の製品サンプル検査実施（一部の法令のみ）
<p>認定代理人 (authorised representative)</p> <p>EU 内に拠点を置き、EU 整合法令の下、製造事業者が負う義務に関して製造事業者に代わり指定された任務を遂行するよう委任状を受領した自然人もしくは法人</p>	<p>製造事業者が指名する際の委任事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市場監査（委任事項に含める最低要件） <ul style="list-style-type: none"> - EU 適合宣言と技術文書を保管し加盟国市場監視当局の要求に協力 - 管轄当局の要求に応じ、適合性を証明するすべての情報・文書を提供 - 管轄当局の要請に応じ、委任事項の対象製品がもたらすリスクを排除するための措置に協力 ② 適合性評価の手順や EU 整合法令によっては、例えば次のような任務を遂行するよう任命することもできる（追加要件）： <ul style="list-style-type: none"> - 製品への CE マーク（および関連する他のマーク）と NB（公認認証機関）番号の貼付 - EU 適合宣言の作成と署名
<p>輸入事業者 (importer)</p> <p>EU 内に拠点を置き EEA 外の国から製品を EU 市場に上市する自然人もしくは法人</p>	<p>製造事業者による義務遵守を確認し法令を遵守している製品だけが上市されるようにする：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 製造事業者が適切な適合性評価手順を実行していること。製品の適合性に疑問がある場合は上市を控え、上市済みの場合は是正措置を講じる。製品の適合性に疑問がある場合は、製造事業者に連絡する必要がある場合がある ② 製造事業者による義務遵守の確認：技術文書の作成、適切な適合マーク（CE マークなど）の貼付、トレーサビリティ要件の遵守。必要な場合は、当該加盟国が決めた言語で消費者その他のエンドユーザーが理解しやすい使用説明書と安全性情報を製品に添付す

	<p>ること</p> <p>市場監査に関連する責任：</p> <p>①輸入事業者の i. 名称、ii. 登録商号または登録商標、iii. 連絡先住所を製品に表示する（製品の大きさ・形状などにより難しい時は包装／添付文書に表示）</p> <p>②製品の保管・輸送中に適用法令の要件遵守が維持されるようにする</p> <p>③EU 適合宣言のコピーを製品上市から 10 年間（もしくは適用法令の定める期間）保管する</p> <p>④管轄当局の要求に応じ技術文書を提供できるようにしておく</p> <p>⑤管轄当局からの合理的な要求に応じ、製品の適合性を証明する情報・文書を当局が容易に理解できる言語で提供する</p> <p>⑥市場監視当局の要求に応じ、製品の供給元と供給先の事業者を特定する。供給を受けてから 10 年間、また製品を供給してから 10 年間この情報を維持する</p> <p>⑦一部の法令では上市後の製品のサンプル検査実施が求められる</p> <p>⑧上市した製品が法令を遵守していないと思われる場合、適宜すぐに販売停止やリコールの是正措置をとる。製品がリスクを呈する場合は管轄当局に通知する</p>
<p>販売事業者 (distributor)</p> <p>サプライチェーン内で製品を上市する製造事業者および輸入事業者以外の自然人もしくは法人（小売業者や卸売業者が該当）</p>	<p>①市場監視当局を支援するため、製造事業者、その認定代理人、輸入事業者、または供給を受けた者を把握すること</p> <p>②製品を上市する前に次の要件が満たされていることを確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> - 製品に必要な適合マーク（CE マークなど）が貼付されていること - 製品に EU 適合宣言など必要な文書が添付されていること - 法令で要求されている場合、消費者その他のエンドユーザーが容易に理解できる言語の使用説明書と安全性情報が添付されていること - 製造事業者と輸入事業者が、次の 3 点を製品に表示していること（製品の大きさ・形状などにより難しい時は包装／添付文書に表示）：製造事業者／輸入事業者の i. 名称、ii. 登録商号または登録商標、iii. 連絡先住所 - 製品のタイプ、バッチ／シリアル番号や製品を識別できるその他の要素 <p>③自社の情報に基づいて法令を遵守していないことを認識している／想定できた製品を提供してはならない</p> <p>④こういった製品のリスクを回避または最小化するために管轄当局がとるアクションに協力し、適宜、製造事業者、輸入事業者、管轄当局に通知する</p>

出所：「2019 年製品安全・計測学等（改正等）（EU 離脱）規則」および欧州委員会 Blue Guide よりまとめ

COMMISSION NOTICE: The 'Blue Guide' on the implementation of EU products rules 2016
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016XC0726\(02\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016XC0726(02)&from=EN)

EU 規則 2019/1020 は、EU におけるオンラインおよびオフラインの市場監視強化を目的としており、従来 EU 整合法令で適用されてきた市場監視の責任（表 2 参照）とは別に表 1 の製品分野では 2021 年 7 月 16 日以降、第 4 条第 3 項に規定した任務（表 3 参照）に責任を持つ第 4 条第 2 項で定義される事業者が EU 内に存在しない場合は製品を上市できないこと

を定めている（第4条第1項）。第4条第2項では新たにフルフィルメントサービス・プロバイダーが事業者として定義に追加されている。

表 7：EU 規則 2019/1020 第 4 条で適用される事業者の責任

第 3 項（製品の市場監視と法令遵守に関する事業者の責任）
当該製品に適用される EU 整合法令で EU 適合宣言（建設資材など一部の製品については性能宣言）と技術文書について規定している場合に、 ①EU 適合宣言もしくは性能宣言と技術文書が作成されていることの確認 ②当該法令の要求する期間、市場監査当局のために宣言を保管 ③これら当局の要請があれば技術文書を提出
市場監査当局からの合理的な要求に対し、製品の適合性を示すすべての情報・文書を当局が理解しやすい言語で提供
製品がリスクを呈することが判明した場合、その旨を市場監視当局に通知
適用されるべき EU 整合化法令に規定される要件を遵守していない可能性がある製品に対する改善措置をとる、あるいは、当該製品のリスク軽減について市場監査当局からの要請があった場合、もしくは事業者が自主的に当該製品のリスク、またはリスクとなる根拠を認めて、リスク軽減を図るなど、明確な理由に基づき、迅速かつ必要な是正処置をとることを徹底する等、市場監査当局に協力する。

出所：EU 規則 2019/1020 第 4 条第 3 項

①フルフィルメントサービス・プロバイダー

サプライチェーンの近代化の現状を反映し、EU 規則 2019/1020 で事業者に加えられたフルフィルメントサービス・プロバイダーは、EU 規則 2019/1020 第 3 条第 11 項で以下のように定義されており、その事業モデルによっては扱う一部の製品について輸入事業者に相当するとしている。これは主に、製品を e コマースで販売しエンドユーザーに直接、発送する場合などが想定される。

商業活動の一環で、扱う商品の所有権を持たずに、次のサービスの 2 つ以上を提供する自然人または法人：倉庫保管、梱包、宛名印刷・出荷作業

ただし、欧州議会・理事会指令 97/67/EC 第 2 条第 1 項に定義される郵便サービス、欧州議会・理事会規則 (EU) 2018/644 第 2 条第 2 項に定義される小包配達サービス、およびその他の郵送サービスと貨物輸送サービスを除く。

EU 規則 2019/1020 第 4 条第 2 項によれば、e コマース製品の上市にあたり、製造事業者も輸入事業者も EEA に拠点を持たず、認定代理人もいない場合は、2021 年 7 月 16 日以降、製品を輸入・販売する EEA のフルフィルメントサービス・プロバイダーが事業者の責を負うこ

となる。この場合、EEA 内に拠点を持たず、輸入事業者を通さず EEA 市場に特定の製品を輸出する企業は、フルフィルメントサービス・プロバイダーから製品の法令遵守に関する必要情報を求められる可能性があり、製品ラベルにはこれらのプロバイダーの名称や連絡先住所を記載することになる。こういったケースでは製造事業者は、フルフィルメントサービス・プロバイダーから、認定代理人としての指名、あるいは、別の認定代理人を指名するよう要請されることも考えられる。

3. 移行期間終了後の製品の上市に関する留意点

(1) 英国製品安全規則が適用される製品分野

英国政府は、EU 離脱にあたり、EU 法が英国には適用されなくなり、従来の国内法で移行期間終了前と終了後で国内の認定代理人や輸入事業者の立場・責任が変わる点などについて、関連法の改正を進めていた。とりわけ、「2019 年製品安全・計測学等（改正等）（EU 離脱）規則」¹¹⁴とこれをさらに一部改正する「2020 年製品安全・計測学等（改正等）（UK(NI) 表示）（EU 離脱）規則」¹¹⁵では、製品安全性を規制する多数の国内規則を一括して定義を改正している。両規則は、北アイルランドが「2019 年製品安全・計測学等（改正等）（EU 離脱）規則」の適用対象外であることを明確化した「2020 年製品安全・計測学等（市場の範囲および意味への改正）（EU 離脱）規則」¹¹⁶とともに、2021 年 1 月 1 日に発効した。

表 8 英国国内法により 2021 年 1 月から事業者の定義が改正された製品・分野

関連する EU 指令/規則	改正された国内規則		
	製品分野	S. I. No.	タイトル
指令 2000/14/EC	屋外用機器の騒音	<u>2001 No. 1701</u>	Noise Emission in the Environment by Equipment for use Outdoors Regulations 2001
指令 2006/42/EC	機械・機械部品	<u>2008 No. 1597</u>	Supply of Machinery (Safety) Regulations 2008
指令 2009/48/EC	玩具（安全性）	<u>2011 No. 1881</u>	Toys (Safety) Regulations 2011
指令 2007/23/EC	花火	<u>2015 No. 1553</u>	Pyrotechnic Articles (Safety) Regulations 2015
指令 2014/30/EU	電磁環境両立性	<u>2016 No. 1091</u>	Electromagnetic Compatibility Regulations 2016
指令 2014/29/EU	簡易圧力容器	<u>2016 No. 1092</u>	Simple Pressure Vessels (Safety) Regulations 2016
指令 2014/33/EU	昇降機	<u>2016 No. 1093</u>	Lifts Regulations 2016
指令 2014/35/EU	低電圧電気機器	<u>2016 No. 1101</u>	Electrical Equipment (Safety) Regulations 2016

¹¹⁴The Product Safety and Metrology etc. (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019
<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/696/contents/made>

¹¹⁵The Product Safety and Metrology etc. (Amendment etc.) (UK(NI) Indication) (EU Exit) Regulations 2020
<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2020/1460/contents/made>

¹¹⁶The Product Safety and Metrology etc. (Amendment to Extent and Meaning of Market) (EU Exit) Regulations 2020
<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2020/676/made>

指令 2014/68/EU	圧力機器	2016 No. 1105	Pressure Equipment (Safety) Regulations 2016
指令 2014/34/EU	防爆機器	2016 No. 1107	Equipment and Protective Systems Intended for Use in Potentially Explosive Atmospheres Regulations 2016
指令 2014/31/EU	非自動重量測定器	2016 No. 1152	Non-automatic Weighing Instruments Regulations 2016
指令 2014/32/EU	測定器	2016 No. 1153	Measuring Instruments Regulations 2016
指令 2013/53/EU	レジャー用船舶	2017 No. 737	Recreational Craft Regulations 2017 and related amendment
指令 2014/53/EU	ラジオ・通信端末設備	2017 No. 1206	Radio Equipment Regulations 2017 and related amendments
規則 (EU) 2016/425	身体保護用具	2018 No. 390	Personal Protective Equipment (Enforcement) Regulations 2018
規則 (EU) 2016/426	ガス燃焼器具	2018 No. 389	Gas Appliances (Enforcement) and Miscellaneous Amendments Regulations 2018
規則 (EU) 2009/1223	化粧品	2013 No. 1478	Cosmetic Products Enforcement Regulations 2013

出所：2019年製品安全・計測学等（改正等）（EU離脱）規則

Guidance: UK product safety and metrology from 1 January 2021

<https://www.gov.uk/guidance/product-safety-and-metrology-from-1-january-2021-great-britain#electrical-and-electronic>

(2) 移行期間終了後の製品の上市に関する事業者の責任

EU離脱により英国はEU域外国になる移行期間終了後の2021年1月1日以降、EUとグレートブリテン（イングランド、ウェールズ、スコットランド）¹¹⁷間の「輸出入」に通関業務が発生し、輸入VAT、関税がかかる（ただし、英EU通商・協力協定の原産地規則を満たし、同協定特恵待遇申告の手続きを行えば、関税はかからない）。さらに製品規格を定める根拠法がEU法から英国国内法に変更となり、グレートブリテンに輸入業者がいない場合、認定代理人などを指名しない限り、これまでの販売事業者が輸入事業者となり、製品の安全性に関わる法令遵守について一部責任を負うことになる。製造事業者自体の製品安全性に関する義務は、2021年1月1日以降も特段変わらないが、認定代理人の指名については変更が必要な場合が出てくる。

なお、グレートブリテンを拠点とする認定代理人は2021年1月1日以降、EEAでは認知されなくなったので、EEAもしくは北アイルランドを拠点とする者を認定代理人に指名する必要がある。

¹¹⁷北アイルランドの扱いの詳細については、「北アイルランドにおける／を介在するEU・英国間の通関手続き、税務（関税・VAT）、基準認証（CE、REACH等）」も参照されたい。

①グレートブリテンにおける上市に関与する事業者^{118, 119, 120}

i. 認定代理人

2021年1月1日以降に工業製品を英国（グレートブリテン）市場に輸入するにあたり確認すべき点の一つに、認定代理人の指名がある。英国のEU離脱によって、EUに拠点を置く認定代理人（製品分野によって Authorised representatives もしくは responsible persons）は、2021年1月1日からグレートブリテンでは認識されなくなった。このため、グレートブリテンに上市する製品の認定代理人は英国に拠点を置く者を指名する必要がある。

ii. 輸入事業者／販売事業者

英国を拠点とし、販売事業者として活動を行う者が、EUから英国に商品を持ち込み、グレートブリテン市場に上市する場合、2021年1月1日以降その役割が輸入事業者が変わったことに留意する必要がある。表2に示したように、販売事業者の主な責任は、適合マークや適合宣言および使用説明書の添付、ラベル表示のチェックなどであるが、輸入事業者は、適切な技術文書が添付されているかの確認も行わなくてはならない。

- 製品のラベルに、輸入事業者の名称および連絡先住所などの詳細を表示すること。ただし、これには2年間の猶予が与えられており、2022年12月31日までは、製品自体ではなく、添付文書にこれらの情報を記載することも認められている。
- 適切な適合性評価が行われ、製品に正しい適合マークが貼付されていること
- 製造事業者が適切な技術文書を作成し、ラベル表示の要件を遵守していること
- 製品が必須要件事項を満たしていること
- 輸入事業者は適合宣言書のコピーを、製品の上市から10年間保管すること

なお、英国では2021年1月1日からCEマークに代わるUKCA (UK Conformity Assessed) マークが導入されたが、英国政府は原則、EUの要件を満たしCEマークが貼付されている製品について、EUと英国の規制に相違が生じない限り、2021年末まではグレートブリテン市場に上市することを認めている。¹²¹

iii. フルフィルメントサービス・プロバイダー

eコマースのサプライチェーン内の事業者としての責任が生じるEU規則2019/1020はすでに発効しているが、事業者に関する新たな要件が施行されるのは2021年7月16日から

¹¹⁸Guidance: Placing manufactured goods on the market in Great Britain

<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-great-britain#appoint-an-authorised-or-responsible-person-in-the-uk>

¹¹⁹Notice to Stakeholders: Withdrawal of the United Kingdom and EU Rules in the Field of Industrial Products (REV2), 13 March 2020

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_industrial_products.pdf

¹²⁰The Product Safety and Metrology etc. (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019

<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/696/contents/made>

¹²¹CEマークと英国のUKCAマークへの移行に関する詳細については「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：UKCAマーク」を参照されたい。

となるためグレートブリテンでは適用されない。

②北アイルランドにおける上市に関与する事業者^{122, 123}

EU 離脱協定のアイルランド・北アイルランド議定書¹²⁴に基づき、移行期間終了後、工業製品に関する EU のルールは原則、引き続き北アイルランドに適用される。北アイルランドに工業製品を上市する事業者は以下の点に留意する必要がある。

- 北アイルランドに上市される製品は、該当する EU 法を遵守しなければならない。
- グレートブリテンから北アイルランドへの製品の移動には関税はかからない。
- 北アイルランドで製造され EU に輸送される製品は、北アイルランドでは EU ルールが適用されるため、北アイルランドの事業者の名称等が製品にラベル表示されていても問題ない。

移行期間終了後、製造事業者が北アイルランド市場に製品を上市するにあたり、北アイルランドと EEA 以外の国（グレートブリテンを含む）で製造された製品を北アイルランドに輸入する場合、北アイルランドもしくは EEA の輸入事業者が、EU 法の下で責任者となる。認定代理人を指名する場合、北アイルランドおよび EEA の国を拠点とする者を指定する必要がある。移行期間終了前にこれらの国に拠点を置いている認定代理人を指名していれば変更には及ばないが、グレートブリテンを拠点とする者を認定代理人に指名している場合は変更が必要となる。

サプライチェーン内に北アイルランドもしくは EEA の製造事業者、輸入事業者、認定代理人あるいは販売事業者が存在しない場合、大半のセクター¹²⁵では 2021 年 7 月 16 日以降、北アイルランドにおいて、フルフィルメントサービス・プロバイダーを指名する必要がある。フルフィルメントサービス・プロバイダーは、輸入事業者に相当する責任を負う。

③EU における上市に関与する事業者¹²⁶

i. 認定代理人

グレートブリテンを拠点とする認定代理人は 2021 年 1 月 1 日以降、EEA では認知されなくなった。グレートブリテンを拠点とする認定代理人をこれまで指名していた製造事業者

¹²²Guidance: Placing manufactured goods on the market in Northern Ireland

<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-northern-ireland>

¹²³Notice to Stakeholders: Withdrawal of the United Kingdom and EU Rules in the Field of Industrial Products (REV2), 13 March 2020

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_industrial_products.pdf

¹²⁴ PROTOCOL ON IRELAND/NORTHERN IRELAND

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840230/Revised_Protocol_to_the_Withdrawal_Agreement.pdf

¹²⁵化粧品および医療機器については異なるルールが適用される。医療機器については政府がガイダンスを発表している（2020 年 12 月 31 日発表）。

<https://www.gov.uk/guidance/regulating-medical-devices-in-the-uk>

¹²⁶Guidance: Placing manufactured goods on the EU market <https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-eu-market>

が引き続き EEA 諸国に製品を輸出するには、これらの国もしくは北アイルランドを拠点とする者を認定代理人に指名する必要がある。

また、EU では上述のとおり 2021 年 7 月 16 日（一部の条項は 2021 年 1 月 1 日施行）に製品の市場監視と法令遵守に関する新規則（欧州議会・理事会規則 2019/1020）¹²⁷が施行され、大半のセクター¹²⁸では、輸入事業者もしくはフルフィルメントサービス・プロバイダーを使わずに製品を販売する場合、EEA 諸国もしくは北アイルランドに拠点を置く認定代理人を指名する必要がある。また、サプライチェーン内に EEA または北アイルランドの製造事業者、輸入事業者、あるいはフルフィルメントサービス・プロバイダーが存在しない場合、2021 年 7 月 16 日以降、コンプライアンスの一部について責任を負う認定代理人を指名しなければならない。

ii. 輸入事業者／販売事業者

EU の製品関連法では、輸入事業者は EU に拠点を置き、EEA 外の国からの製品を EU 市場に上市する者と定義されている。このため、移行期間終了後、英国に拠点を置く輸入事業者は、EU 域内の事業者とみなされない。他方、EU を拠点とし、移行期間終了以前に EU の販売事業者として英国から製品の供給を受けていた事業者は、移行期間終了後は、EU 法の下では輸入事業者となる。輸入事業者には、特に製品のコンプライアンス確認や製品への自社の連絡先などのラベル表示といった販売事業者にはない要件があり、以下の点を確実にする義務がある。

- 製品のラベルに、輸入事業者の名称・住所や、EEA もしくは北アイルランドを拠点とする認定代理人の詳細（名称、連絡先または登録商標など）を表示すること
- 適切な適合性評価手続きが実行され、製品に正しい適合マークが貼付されていること
- 製造事業者が適合性評価のための適切な技術文書を作成しラベル表示要件を遵守していること
- 輸入事業者は、適合宣言のコピーを製品の上市から 10 年間保管していること
- 当該製品が、該当する必須要件に準拠していること

iii. フルフィルメントサービス・プロバイダー

EU 市場に上市される製品の法令遵守と市場監視に関して事業者の当局への協力などを定めた新たな欧州議会・理事会規則 2019/1020¹²⁹が施行される 2021 年 7 月 16 日以降、サプラ

¹²⁷Regulation (EU) 2019/1020 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on market surveillance and compliance of products and amending Directive 2004/42/EC and Regulations (EC) No 765/2008 and (EU) No 305/2011

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2019/1020/oj>

¹²⁸化粧品および医療機器については異なるルールが適用されるが、これについて英国政府のガイダンスはまた発表されていない（2020 年 10 月 21 日時点）。

¹²⁹Regulation (EU) 2019/1020 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on market surveillance and compliance of products and amending Directive 2004/42/EC and Regulations (EC) No 765/2008 and (EU) No 305/2011

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R1020>

イチェーン内に EU の製造事業者、輸入事業者、認定代理人、あるいは販売事業者が存在しない場合、フルフィルメントサービス・プロバイダーを事業者として指名する必要がある。フルフィルメントサービス・プロバイダーは、輸入事業者に相当する責任を負う。

4. 参考情報

<英国政府>

- 2021 年 1 月 1 日以降にグレートブリテン市場に製品を供給する事業者向けのガイダンス（表 4 の製品別ガイダンス）
Guidance: UK product safety and metrology from 1 January 2021
<https://www.gov.uk/guidance/uk-product-safety-and-metrology-from-1-january-2021>
- Placing manufactured goods on the market in Great Britain, 31 December 2020
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-great-britain>
- Moving goods into, out of, or through Northern Ireland, 7 January 2021
<https://www.gov.uk/government/collections/moving-goods-into-out-of-or-through-northern-ireland>
- Import goods into the UK: step by step
<https://www.gov.uk/import-goods-into-uk>
- Placing manufactured goods on the EU market, 31 December 2020
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-eu-market>

<EU>

- Notice to Stakeholders: Withdrawal of the United Kingdom and EU Rules in the Field of Industrial Products (REV2), 13 March 2020
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_industrial_products.pdf
- 欧州委員会「ブルーガイド」：工業製品に対する EU 整合化法令の解釈や CE マーク、適合性評価に関する欧州委員会のガイダンス
Commission Notice: The ‘Blue Guide’ on the implementation of EU products rules 2016 (2016/C 272/01), 26. 7. 2016
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016XC0726\(02\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52016XC0726(02)&from=EN)

IV. 英 EU 通商・協力協定などの原産地規則

1. EU 離脱前の制度概要

EU 離脱前は、英国は EU の単一市場および関税同盟の一部であり、英国と EU 加盟国との間には関税も割当も適用されず、取引する物品の原産地に対する規則も適用されなかった。これは 2020 年 12 月 31 日までの移行期間中でも同じ取り扱いだった。このため、EU と自由貿易協定 (FTA) を締結し相互に特惠待遇を取り決めている日本のような EU 域外国では、英国原産の材料および生産行為 (作業や加工) は EU 原産と認められていた。EU の輸入業者が英国を除く EU 域外から輸入する製品についても、これに含まれる英国の材料や作業・加工は EU 原産となり、EU が締結している FTA の原産地規則の累積¹³⁰に含めて特惠待遇を受けることができた。また、原産性の事前教示制度である「拘束的原産地情報 (BOI)」¹³¹では、英国での決定が EU 域内で有効となっていた。移行期間終了後は、これらに大きな影響が出る。

英国と EU は移行期間が終了する直前の 2020 年 12 月 24 日に、移行期間終了後の関係を定めた通商・協力協定¹³²で合意した。EU 理事会での暫定適用合意と英国側での批准を経て、2021 年 1 月 1 日から暫定適用が開始された。欧州議会の承認などを経て正式発効となる。この協定では全品目について関税や割当を排除することを定め、相互にこうした特惠待遇を供与する条件として、輸入する物品が関税減免の対象となるための基準を規定す原産地規則を定めている。

なお英国は EU の関税同盟から離脱したため、英国・EU 間の貿易に関しては、これまでと異なり、英国および EU の全輸出業者は、相手側と取引する際に物品の原産地を申告する必要がある。これは、貿易救済措置¹³³の適用など国内／域内の生産者の保護やその他の監視目的で使われる。

2. 2021 年 1 月 1 日以降の EU と第三国の貿易での変更点¹³⁴

英国の EU 離脱後の移行期間が終了したことで、EU との自由貿易協定 (FTA) により特惠待遇を受けていた日本のような第三国と EU の貿易でも、英国が締約国でなくなったため、

¹³⁰ 二国間の自由貿易協定において、一方の締約国から他方の締約国への輸入製品について関税上の特惠待遇を受ける際の原産地規則を定めた特惠原産地規則において、一方の締約国の材料や生産行為を他方の締約国の材料や生産行為として取り扱うこと。最も単純な二国間累積 (bilateral cumulation) であれば、相互に相手国の原産品を自国の原産品とみなす。

¹³¹ EU に輸入される製品の関税品目分類および原産性について、事業者からの書面による要請に対して当局が書面で回答する事前教示制度が欧州連合関税法典 (UCC) に定められている。そのうち、原産性の事前教示制度は「拘束的原産情報 (BOI: Binding Origin Information)」と呼ばれる。

¹³² The Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (31 December 2020)

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)

¹³³ ダンピングや不正な貿易取引、輸入急増など輸入が自国または域内の生産者に不公平な打撃を与えると考えた場合に、一時的に関税を課すなどの措置。

¹³⁴ Guidance Note - Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of customs, including preferential origin (REV4: 23 December 2020)

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/guidance-customs-procedures_en_0_0.pdf

英国原産の材料や生産行為（作業・加工）の取り扱いについて影響が生じる。

(1) 英国原産分の取り扱いに対する変更

これまで EU 原産に含まれていた英国の材料や生産行為（作業・加工）は、EU の特惠待遇の取り決めでは「非原産」となる。例えば、日 EU 経済連携協定（EPA）により特惠待遇を受けようとする場合に、同協定では二国間累積（締約国同士のみ）しか認めていないため、原産性に英国原産分を算入できない¹³⁵。このため日本から EU に輸出する業者は、日 EU・EPA の特惠関税を利用するために、サプライチェーンの見直しが必要になる場合がある。これは EU から日本に輸出する業者にも当てはまり、英国の材料と生産行為が「非原産」になる。

このため、自由貿易協定（FTA）か一般特惠関税制度（GSP）に基づいて EU で特惠待遇を要求する輸入者は、第三国の輸出者が製品について、移行期間終了後でも特惠原産地の要件を満たしていることを証明できるか確かめる必要がある。また、EU 加盟国の供給業者で、製品の原産地を判断するための情報を輸出者や取引業者に提供している場合は、移行期間終了後に供給する製品の原産地の変更および原産地に関するサプライヤー宣誓書¹³⁶の変更があれば、これを輸出者や取引業者に通知することが推奨される。なお、製品が英国の領土内を通過または経由する場合に、原産資格を保持するには、EU との貿易協定に含まれる「直行輸送／非加工¹³⁷」に関する規定に準拠する必要がある¹³⁸。

(2) 原産地証明の取り扱い

① 移行期間終了前に発行・作成された原産地証明

i. EU または英国で発行・作成された原産地証明

英国原産分を含む製品に関して、移行期間終了前に EU または英国で発行・作成された原産地証明は、貨物の輸出が移行期間終了前に行われたことを保証できる場合は、有効な原産地証明とみなされる。これは、貿易協定に定められた有効期間に限定される。ただし EU 域外国は、移行期間終了後に輸入された製品に対しては、原産地証明に疑義を呈し検認を要求する場合がある。その場合に EU 加盟国の税関当局は、製品の原産地または原産地証明の信憑性を確認するため、検認の要求に対応する。

¹³⁵ 後述するように、日英包括的経済連携協定（EPA）および EU と第三国の間で発効している自由貿易協定（FTA）を移行期間終了後も継承する英国の「継続協定」では、英国と第三国の間の貿易で EU 原産分を累積に含めることを認めている。

¹³⁶ サプライヤー宣誓書の詳細は、後述の「3-(3)-①原産地に関する申告」を参照。

¹³⁷ 直行輸送でない場合、原産性を保持するためには、経由地で実質的な加工を施していないことなどの条件が課される。

¹³⁸ Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - Getting ready for changes communication on readiness at the end of the transition period between the European Union and the United Kingdom (9 July 2020)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0324&from=EN>

ii. EUの特恵待遇を受けるEU域外国で発行・作成された原産地証明

移行期間終了前に、英国原産分を含む製品に関してEU域外国で発行・作成された原産地証明は、貨物の輸出が移行期間終了前に行われたことを保証できる場合は、原産地証明の有効期間中はEUで有効とみなされる。ただし、移行期間終了後には英国原産分を組み込んでEU原産品とした原産地証明は、無効となる。

②移行期間終了後に発行・作成される原産地証明

移行期間終了前に実施された輸出に対して、移行期間終了後でも以下の原産地証明書類の発行・作成が可能である。

- 移行期間終了前にEU加盟国の税関当局が発行した原産地証明である移動証明書に関連して、EUの輸出者の要求により、移行期間終了後に移動証明書の複製の発行。
- 移行期間終了前に輸出された製品に関して、EUの輸出者の移行期間終了後の要求に対する移動証明書の遡及的な発行。
- 移行期間終了前に輸出された製品に関して、EUの輸出者による移行期間終了後の遡及的な原産地に関する申告。

③原産地証明の基礎となる供給業者の宣誓書

供給業者の宣誓書（サプライヤー宣誓書¹³⁹）は、原産地証明を発行または作成する際の裏付け文書となる。原産地証明を発行・作成する輸出者および所轄の税関またはその他当局は、原産地証明が発行・作成され、輸出が行われた時点においてサプライヤー宣誓書が正しいかを確認する必要がある。移行期間終了前に英国の供給業者が作成した宣誓書は、EU加盟国内の原産地証明の発行・作成の目的で用いることはできなくなる。

(3) 認定輸出者の有効性

インボイス（送り状）申告書¹⁴⁰または原産地に関する申告の作成のため、税関当局が定めた条件を満たしているとして事前に認定した輸出者（Approved exporters）には、以下が適用される。

- 英国の税関当局が輸出者に付与した認定輸出者の認可は、EUでは無効になる。
- EU加盟国の税関当局が英国で設立された輸出者に付与した認可はEUでは無効になる。
- EU加盟国の税関当局が、EU域内で設立され英国のEORI番号を使用する輸出者に付与した認可は、EU内では無効になる。
- EU域内で設立されたEUの認定輸出者は、英国原産分がEU非原産であることを配慮し、認定を受けた条件の履行に関する変更を関係国の税関に通知する。

¹³⁹ サプライヤー宣誓書の詳細は、後述の「3-(3)-①原産地に関する申告」を参照。

¹⁴⁰ 認定輸出者または輸出が一定金額以下の輸出者が、原産地に関する申告の代わりに利用できる。

なお、登録輸出者（REX: Registered exporters）の登録についても、上記の認定輸出者と同様な扱いとなる。

(4) 拘束的原産地情報（BOI）の取り扱い

- 拘束的原産地情報（BOI）について、英国の税関当局による移行期間終了前の決定は、EU 内で無効となるため、新たな決定を申請する必要がある。
- BOI の決定を取得する場合、組み込んだ製品に組み込まれた英国原産材料や生産行為を EU 加盟国の税関当局は「EU 原産」とはみなさない。
- EU 加盟国の税関当局が、英国の EORI 番号の所有者に移行期間終了前に発行した BOI の決定は無効になる。これは、英国の EORI 番号が EU の関税領域では無効であり、BOI の決定は修正できないため。これらの BOI の決定を持つ者は、EU 加盟国の税関当局に登録して有効な EORI 番号を取得した後、EU で新しい BOI の決定を申請する必要がある。
- 移行期間終了前に発行された BOI の決定で、英国原産分が原産地取得の決定要因となっている場合は、その BOI は EU では無効になる。

3. 英 EU 通商・協力協定での原産地規則

(1) 英 EU 通商・協力協定での原産地規則の主要点¹⁴¹

英 EU 通商・協力協定の原産地規則は、EU が 2020 年 3 月に公表した協定案を踏襲するものとなった。内容も一部を除いてほぼ EU 案に沿ったものであり、日 EU 経済連携協定（EPA）および日 EU・EPA を基にした日英包括的経済連携協定（EPA）とも類似している。注目されていた累積制度について EU 及び英国という締約国のみの付加価値や生産工程を累積可能とする EU 案通りとなり、英国が求めていたような、英国と EU のそれぞれが結ぶ自由貿易協定（FTA）で共通する第三国の相手国なども含めた「拡張累積」は認めていない。なお品目別では、電気自動車やハイブリッド車とその蓄電池などについて、一定期間、要件について緩和措置を導入したほか、ツナ缶と一部のアルミニウム製品では年間に一定の輸入量までは基準を柔軟にしている。

①原産性の累積

原産性は、「完全に得られる産品」（農水産品や鉱産物など英国内または EU 内だけで完全に得られる産品）に加え、英国または EU の原産材料から生産される産品、非原産材料を使用して生産された産品であっても、品目別原産地規則（PSR）を満たし、英国または EU の原産性が認められる産品を累積に算入できる。原材料だけでなく生産行為も対象にしているが、前述のように英国と EU の双方だけの原産を累積に算入できる。生産行為については、

¹⁴¹Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (31 December 2020)
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)

「十分な変更とはみなされない作業・加工」の工程を列挙し、これに該当する作業・加工のみが非原産材料に対して行われる場合は原産品とは認めていない。

非原産材料を使用して生産された産品であっても、生産行為の結果として、当該材料に実質的変更があった場合、その産品を原産品として認められる。その条件については、附属書 (ANNEX) ORIG-2 の品目別原産地規則 (PSR) で定められており、これを満たさない場合は原産品とは認めない。

②許容限度

産品の生産に使用される非原産材料が、附属書の品目別原産地規則に定められた要件を満たさない場合でも、以下のように一定の割合以下であれば、救済措置として英国またはEUの原産品とみなす規定が設けられている。

- 商品の名称・分類に関する統一システムの関税分類で第2類と第4～24類（農水産品・食品、ただし第16類の加工水産物を除く）：重量で非原産材料が産品の15%以下。
- 第50～63類（紡織用繊維とその製品）を除くその他全ての製品（製造品）：非原産材料の価額が産品の工場渡し価格の10%以下。
- 第50～63類の製品については、附属書ORIG-1に別途定めている。

上記規定は、産品の生産に使用される非原産材料の重量または価額が品目別原産地規則に定めた閾値を超える場合には適用されない。また完全に得られる産品にも適用されない。

③変更の禁止

日EU・EPAおよび日英EPAの規定と同様に、原産性の保持には、輸出後かつ輸入側での国内使用の申告前において、保存に必要な工程やマーク、ラベル、封印の貼り付けなどの工程以外の加工を加える変更や改変は禁じられる。第三国を経由する場合でも産品が第三国の税関の監視下に置かれていれば、蔵置・展示する場合や輸出者の責任により貨物を分割する場合でも原産性が保持される。

④特恵関税待遇の要求と原産地証明

特恵関税待遇の要求は、輸入者が以下の2つのいずれかの原産地証明 (proof of origin) に基づいて、輸入国の税関に対して産品が原産地規則を満たす証拠があると宣誓する自己申告による自己証明の制度である（詳細は「(3) 原産地手続きの概要」を参照）。

- 原産地に関する申告 (statement of origin)：輸出者がインボイスまたはその他商業文書に記した申告文に基づく申告。
- 輸入者の知識 (importer's knowledge)：産品が原産品であることを輸入者が取得・保有する知識に基づく申告。原産性を裏付けるのに十分な証拠を取得しておく必要がある。

特惠待遇の要求は、通常は輸入時の税関申告に含めるが、輸入後でも輸入した日から3年以内（または輸入国の法令が定めるこれより長い期間内）に有効な原産地証明を提示して要求すれば、支払った関税が還付される。

なお小型荷物の場合には、原産地証明による特惠待遇を要求しなくても適用が受けられる。EUと英国へのそれぞれの輸入について、こうした免除が受けられる基準は次の通り。

- EUへの輸入：個人から個人に対する小包では、500ユーロ相当額以下では免除。旅行者の手荷物の一部を構成する産品では、1,200ユーロ相当額以下では免除。ただし商業目的の輸入には、こうした免除はない。
- 英国への輸入：商業目的の有無に関係なく1,000ポンド相当額未満の場合に免除¹⁴²。

(2) 主な品目の原産地規則

品目別の原産地規則は、英EU通商・協力協定¹⁴³の附属書ORIG-1に規則に関する注釈があり、附属書ORIG-2に関税分類の番号順に列挙した品目別原産地規則の一覧が示されている。このうち、附属書ORIG-2Aにはツナ缶と一部アルミニウム製品に関する柔軟な基準があり、附属書ORIG-2Bにはハイブリッド車や電気自動車、それら向けの蓄電池や電池セル・電池モジュールに対する緩和措置が明示されている。

品目別原産地規則では、「完全に得られる産品」、「関税分類変更基準¹⁴⁴」、「最終製品の重量に占める非原産材料の重量の上限」、「付加価値基準：最終製品の工場渡し価格に占める非原産材料の価額の上限（MaxNOM）」などの要件が示されている。工業製品の場合は、繊維製品などを除き、関税分類変更基準または付加価値基準MaxNOMで示されている。

①自動車の原産地規則と電気自動車の緩和措置

乗用車や大型乗用車両、貨物用自動車、トレーラー、特殊用途自動車（クレーン車など）を含む自動車の品目別原産地規則（PSR）は付加価値基準MaxNOM45%で、非原産の部品・材料の割合がこれを超えると、原産性が認められなくなり、関税がかかる。また自動車部品では、「関税分類変更基準：CTH（非原産材料について、生産により関税分類で¹⁴⁵上4桁の変更が行われた場合）」または付加価値基準MaxNOM50%である。ただし、ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）については、以下のように2023年末までと2026年末までの2段階で原産地規則が緩和されている。

¹⁴²Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU -2.1.2 (29 December 2020)

<https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu>

¹⁴³The Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (31 December 2020)

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)

¹⁴⁴非原産材料と最終製品の間で特定の関税分類番号の変更があれば、原産品と認める基準。

¹⁴⁵統一システムの関税分類番号で「類（chapter）」は最初の2ケタ、「項（heading）」は4ケタ、「号（subheading）」は6ケタを指す。

- 2021～2023年：MaxNOM60%。
- 2024～2026年：MaxNOM55%。
- 2027年以降：MaxNOM45%。且つ、PHVとEVは、原産蓄電池を使用。

②電気機器などの原産地規則と電気自動車用電池の緩和措置

電気機器のうちHV・PHV・EV向けの蓄電池（バッテリーパック）と電池セル・電池モジュールは、2023年末までと2026年末までの2段階で原産地規則が緩和されている。

- 2021～2023年
蓄電池：関税分類変更基準CTSH（非原産材料について、生産により関税分類（HSコード）で上6桁の変更が行われた場合）、または非原産の電池セルか電池モジュールからの組立、または付加価値基準MaxNOM70%。
電池セル・電池モジュール：関税分類変更基準CTH（非原産材料について、生産により関税分類（HSコード）で上4桁の変更が行われた場合）または付加価値基準MaxNOMが70%。
- 2024～2026年
蓄電池：関税分類変更基準CTH（非原産の正極活物質を除く）または付加価値基準MaxNOMが40%。
電池セル・電池モジュール：関税分類変更基準CTH（非原産の正極活物質を除く）またはMaxNOMが50%。
- 2027年以降
蓄電池：関税分類変更基準CTH（非原産の正極活物質を除く）または付加価値基準MaxNOMが30%。
電池セル・電池モジュール：関税分類変更基準CTH（非原産の正極活物質を除く）または付加価値基準MaxNOM35%。

ただし、協定発効から4年以降（2025年以降）に英国またはEUの要請があれば見直しもできる。

上記が含まれる関税分類の類である「電気機器とその部品、録音機、音声再生機およびテレビの映像と音声の記録用または再生用の機器およびこれらの部分品と附属品」（85類）の品目別原産地規則（PSR）は、いずれも「一部を除いての非原産材料を除き関税分類変更基準CTH、または付加価値基準MaxNOM50%」である。

③その他の主な工業製品の原産地規則

- 原子炉、ボイラー、機械類およびこれらの部分品（84類）：関税分類変更基準CTHか一部製品では関税分類変更基準CTSH、または付加価値基準MaxNOM50%。
- 鉄道用または軌道用の機関車と車両およびこれらの部分品、鉄道または軌道の線路用装備品とその部分品および機械式交通信号用機器（86類）：関税分類変更基準CTH（非原産

の鉄道用か軌道用の機関車または車両の部分品を除く)、または付加価値基準 MaxNOM50%。

- 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器およびこれらの部分品・附属品（90 類）：関税分類変更基準 CTH、または付加価値基準 MaxNOM50%。
- 医療用品（第 30 類）：関税分類変更基準 CTSH（工程に詳細な注記あり）、または付加価値基準 MaxNOM50%。

(3) 原産地手続きの概要¹⁴⁶

特恵待遇の要求は、前述のように輸出者による「原産地に関する申告」と「輸入者の知識」のいずれかに基づく。それぞれの手続きの概要は以下の通りである。

①原産地に関する申告

原産地に関する申告は、文書ではなく輸出者がインボイスまたはその他商業文書（見積り送り状/pro-forma invoice、梱包明細書やデリバリーノートなどの船積書類等）に記載する原産地の申告文である¹⁴⁷。この文書と申告文は電子媒体でもよい。申告は、製品の生産に使われた原材料の原産資格に関する情報など製品の原産性を示す情報に基づき、輸出者がその正確性に責任を持つ。

i. 輸出者に関する要件¹⁴⁸

- 輸出者とは、英国または EU に所在し、通商・協力協定の義務を遂行できるのであれば生産者などでもよく、原産品を輸出または生産して原産地に関する申告を作成する者。
- 原産地に関する申告で輸出者は通常、輸出者参照番号（ERN）により識別される。ERN は EU では登録輸出者（REX）番号、英国では事業者登録識別（EORI）番号となる。ERN がない場合は、申告文の所定欄に輸出者の住所の詳細などを記す。

ii. 申告に関する規定

- 使用言語：英語または EU の公用言語。
- 有効期間：12 カ月、または輸入国の法令で定めたこれより長い 24 カ月までの期間。英

¹⁴⁶The Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (31 December 2020)

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)
Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU (29 December 2020)

<https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu>

¹⁴⁷The Trade and Cooperation Agreement (TCA)の付属書 (Annex ORIG-4: Text of the statement of origin)

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01))

&from=EN、および Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU (29 December 2020)の付属書 B (Annex B - Statement on origin Text) <https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu> にそれぞれ申告文の例が明示されている。

¹⁴⁸Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU-2.2.2 (29 December 2020)

<https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu>

国への輸入では 12 カ月¹⁴⁹。

- 適用される輸入：1 回限りの輸入に適用できるほか、最初の輸入日から 12 カ月までで申告文に記した期間内なら複数回の同一製品の輸入に適用できる。
- 記録の保管期間：特惠待遇を要求する輸入者は、輸出者が作成した原産地に関する申告を輸入日から最低 3 年間¹⁵⁰は保管する。輸出者は原産地に関する申告を作成日から最低 4 年間は保管する。記録の保管は電子媒体でもよい。

iii. サプライヤー宣誓書¹⁵¹

サプライヤー宣誓書とは、サプライヤーが顧客に対して、特定の特恵原産地規則に関連した製品の原産資格について情報を提供するものである。特惠待遇の要求で原産地に関する申告を用いる際に、非原産材料に対する生産工程を付加価値として算入する場合、出荷ごとにインボイスなどの書類に添付する。原産地規則を満たすかどうかの情報を提供するためであるが、不要な場合もある。

サプライヤー宣誓書には、1 回限りの貨物に作成されるもの、およびサプライヤーが特定顧客に製品を定期的に供給する場合に 1 回の宣誓で期間 2 年以内の複数貨物のために作成されるものがある¹⁵²。

なお、輸出者によるサプライヤー宣誓書の取得では、英国向け輸出に関して 2021 年 12 月 31 日まで猶予期間があり、輸出時点では必要ない。ただし 2022 年 1 月 1 日までにサプライヤー宣誓書を取得できない場合は、2022 年 1 月 31 日までに輸入者に通知する必要がある¹⁵³。

②輸入者の知識

輸入者がその知識をもとに特惠待遇を要求するため、輸出者または生産者は製品の原産性を公式には示す必要がない。ただ、その知識は原産地規則の要件を満たすことを示す情報に基づく必要があるため、輸出者または生産者は輸入者から生産に関する情報の提供を求められる場合がある。輸出者または生産者が商業機密などの理由により情報を輸入者に提供できない場合には、輸出者による原産地に関する申告により、特惠待遇を要求する。

¹⁴⁹同上

¹⁵⁰英 EU 通商・協力協定 (TCA) の規定では 3 年間だが、英国歳入関税庁 (HMRC) が 2020 年 12 月 29 日に公表した TCA の原産地規則に関するガイダンス (上記脚注 27 参照) では 4 年間としている。

¹⁵¹Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU (29 December 2020)の「2.2.5 Supplier's declarations」。

Guidance - Using a suppliers' declaration to support a proof of origin, 23 December 2020

<https://www.gov.uk/guidance/using-a-suppliers-declaration-to-support-a-proof-of-origin>

¹⁵²The Trade and Cooperation Agreement (TCA) の付属書 (Annex ORIG-3: Supplier's declaration) に書式がある (Appendix 1: 1 回限りのサプライヤー宣誓書用、Appendix 2: 長期のサプライヤー宣誓書用)

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)

¹⁵³The Trade and Cooperation Agreement (TCA): detailed guidance on the rules of origin, Version 1.0, 29 December 2020 Commission implementing regulation (EU) 2020/2254 of 29 December 2020 on the making out of statements on origin on the basis of supplier's declarations for preferential exports to the United Kingdom during a transitory period <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32020R2254&qid=1609703746934&from=EN>

輸入者は、産品が原産資格を得る要件を満たすことを示す全ての記録を最低 3 年間¹⁵⁴は保管する。記録の保管は電子媒体でもよい。

③ 特恵関税待遇の要求に対する確認と否認

輸入国の税関当局は、輸入産品が原産品かどうかを確認することがある。この場合には輸入者に対して、輸入申告の提出時か産品の引き渡し前、または産品の引き渡し後に情報の提供を要求することがある。

- 原産地に関する申告に基づく要求の場合

輸入国の税関当局は原産地に関する申告を要求し、輸入者はこれを裏付ける追加情報があれば提供する。税関当局がさらに検認が必要と判断すれば、輸出国の税関当局に協力を求めることができる。その場合に輸出国の税関当局は、輸出者の記録などの検査を行う必要がある。なお特恵待遇が否認されるのは、輸入者が 3 カ月以内に回答をしない場合か不十分な場合、原産地に関する申告が提出されない場合、輸出国の税関当局から 10 カ月以内に回答がないか回答内容が不十分な場合である。

- 輸入者の知識に基づく要求の場合

税関当局は輸入者に対し、原産地の基準の履行を裏付ける情報だけを要求する。輸入者は 3 カ月以内に対応し、妥当と考える情報があれば加えて提出する。税関当局は追加情報が必要と判断すれば、輸入者に情報提供を要求できるが、輸出国の税関当局に協力を求めることはできない。なお特恵待遇が否認されるのは、輸入者が 3 カ月以内に回答をしないか回答内容が不十分な場合、税関当局の追加情報の要求に対して輸入者が 3 カ月以内に回答をしないか回答内容が不十分な場合である。

4. 英国が合意・署名した FTA の原産地規則

(1) 日英包括的経済連携協定 (EPA) の原産地規則

英国が日本と 2020 年 10 月に正式に署名した日英包括的経済連携協定 (EPA) ¹⁵⁵は、鉱工業製品のはほぼ全て¹⁵⁶について日英に EU 原産分を加える拡張累積を認めている。これに対して、日 EU 経済連携協定 (EPA) ¹⁵⁷では、協定の当事者である日本と EU の二国間累積に限定している。EU 原産の材料、および EU で作業・加工が行われた付加価値は英国向け輸出で日本産とみなされ、逆に EU 原産の材料や作業・加工に依存している英国の事業者も対日輸出で日英 EPA の特恵関税の要求にこれを含めることができる。これにより、日英・EU にまた

¹⁵⁴ 英 EU 通商・協力協定 (TCA) の規定では 3 年間だが、英国歳入関税庁 (HMRC) が 2020 年 12 月末に公表した TCA の原産地規則に関するガイダンスでは 4 年間としている。

¹⁵⁵ 日英包括的経済連携協定-和文: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111404.pdf>

英文: <https://www.mofa.go.jp/files/100111408.pdf>

¹⁵⁶ 対象となる品目の関税分類の類と項は協定内の附属書 3-C で明示。

日英包括的経済連携協定の附属書 3~14-和文: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111406.pdf>

英文: <https://www.mofa.go.jp/files/100111412.pdf>

¹⁵⁷ 日 EU 経済連携協定-和文: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>

英文: http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/august/tradoc_157228.pdf

がるサプライチェーンを持つ製品に特惠関税が適用される。

ただし、日本が EU との貿易協定で英国原産の材料や作業・加工を日本または EU の原産品とみなすこと、および英国が EU との貿易協定で日本原産の材料や作業・加工を英国または EU の原産品とみなすことについては、日本と英国がそれぞれ「EU との間で合意することを目指す」として、EU との交渉結果によることとなった。しかし、英 EU 通商・協力協定では累積を英国と EU の間だけに限ったため、英 EU 間の貿易では日本原産の材料や作業・加工については英国・EU 双方とも累積には算入できない。

なお日英 EPA の品目別原産地規則では、一部の工作機械、繊維、自動車部品などで日 EU・EPA よりも条件が緩和された。これは原産性を認める工程についての規定緩和などによる¹⁵⁸。

原産地証明の手続きでは、日 EU・EPA と同様に自己申告による自己証明制度を採用している。また「輸入者の知識」に基づく確認も規定したことで、輸入者が特惠待遇を要求できる原産地証明の選択肢もそのまま規定されている。

(2) 継続協定での原産地規則

英国は、EU と EU 域外国との間で発効している自由貿易協定 (FTA) を移行期間終了後も継承する「継続協定」の交渉を 2018 年から開始した。協定の内容が確認できる署名済み国・地域との協定では、日英 EPA と同様に EU 原産品を締約国双方の原産に含めることを定めている。また、EU 域外の第三国についても対象国を明示したうえで、締約国双方が自由貿易協定を結べば累積を認める規定を設けている場合も多い。こうした例として、英国との貿易額が多いスイス、韓国、南部アフリカ関税同盟 (SACU) 及びモザンビーク (SACUM) を以下に挙げる¹⁵⁹。

スイス¹⁶⁰

- スイスと EU (またはアイスランド、ノルウェー、トルコ) の原産材料とスイスと EU (またはアイスランド、ノルウェー) での作業・加工を英国原産とみなす。ただし英国内での作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要がある。
- 英国と EU (またはアイスランド、ノルウェー、トルコ) の原産材料をスイス原産とみなす。

¹⁵⁸日英 EPA の大筋合意結果について (経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/en/setsumeikai.pdf

Rules of Origin in the UK-Japan CEPA (Department for International Trade, 4 November 2020)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/933987/uk-japan-cepa-rules-of-origin-explainer.pdf

¹⁵⁹Guidance - UK trade agreements with non-EU countries

<https://www.gov.uk/guidance/uk-trade-agreements-with-non-eu-countries>

¹⁶⁰Trade with Switzerland form 1 January 2021 (8 August 2019, last updated 22 December 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/summary-of-the-uk-switzerland-trade-agreement#rules-of-origin>

Trade Agreement between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Swiss Confederation (11 February 2019)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/780200/CS_Swiss_4.2019_FTA.pdf (Protocol 3- Title 2)

英国は、スイスと関税同盟条約を結び同国の関税地域の一部を成すリヒテンシュタインを含めた三国間協定も締結している。

す。ただしスイス国内での作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要がある。

- リヒテンシュタインの原産品はスイスの原産とみなす。スイスに関係する原産地規則はすべてリヒテンシュタインにも適用される。
- 原産地規則の議定書に列挙した第三国（19カ国）と英国とスイスの双方が貿易協定を結べば、その第三国の材料および一部の場合は加工も相互に原産とみなす。
- 協定内の原産地規則については、協定発効後 30 カ月以内に見直しを行う。

韓国¹⁶¹

- 韓国原産の材料と韓国での作業・加工を英国原産とみなし、英国原産の材料と英国での作業・加工を韓国原産とみなす。ただし、英国と韓国のそれぞれ国内での作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要がある。
- EU 原産の材料と EU での作業・加工を英国、韓国の原産とみなす。ただし英国と韓国のそれぞれ国内で行う作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要があり、その他の関連する条件も満たす必要がある。
- 協定内の原産地規則については、協定発効後 24 カ月以内に見直しを行う。

南部アフリカ関税同盟 (SACU) 及びモザンビーク (SACUM) ¹⁶²

- SACUM 諸国内の国の原産の材料とそこでの作業・加工を英国原産とみなし、英国原産の材料と英国での作業・加工を SACUM の国の原産とみなす。ただし、英国と SACUM のそれぞれ国内での作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要がある。
- EU 原産の材料と EU での加工を英国、SACUM 諸国内の国の原産とみなす。ただし英国と SACUM の各国内で行う作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要がある。
- SACUM 諸国内の国、またはその他 ACP（アフリカ・カリブ海・太平洋地域）の経済連携協定締結国、英国海外領土の原産の材料とそれらでの作業・加工を英国原産とみなし、英国、または SACUM 諸国内の国、その他 ACP の経済連携協定締結国、英国海外領土の原産の材料とそれらでの作業・加工を SACUM 諸国内の国の原産とみなす。ただし、それぞれ国内での作業・加工は、条項で定めた最小限の工程を超える必要があるほか、英国と SACUM がそれぞれと貿易協定を締結することなどが条件となる。

¹⁶¹Trade with South Korea from 1 January 2021 (9 September 2019, last updated 6 November 2020) <https://www.gov.uk/guidance/summary-of-uk-south-korea-trade-agreement#rules-of-origin>
Free Trade Agreement between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Republic of Korea (with Exchange of Notes), (22 August 2019) - Volume 2, part3
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/830523/UK_Korea_Free_Trade_Agreement_v2_pt3.pdf (Protocol - Section A)

¹⁶²Trade with Southern African Customs Union Member States and Mozambique (SACUM) from 1 January 2021 (5 November 2019, last updated 4 November 2020) <https://www.gov.uk/guidance/summary-of-the-sacum-uk-economic-partnership-agreement-epa#rules-of-origin>
Economic Partnership Agreement between the Southern African Customs Union Member States and Mozambique, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part (9 October 2019) - Volume 4, part 3
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/844820/MS_34_2019_v4_pt3_UK_SACU_Mozambique_EPA.pdf (Title 2)

5. 参考情報

<英国政府>

- Guidance - Rules of origin for goods moving between the UK and EU, 29 December 2020
<https://www.gov.uk/government/publications/rules-of-origin-for-goods-moving-between-the-uk-and-eu>
- Guidance - Claiming preferential rates of duty between the UK and EU, 28 December 2020
<https://www.gov.uk/guidance/claiming-preferential-rates-of-duty-between-the-uk-and-eu>
- Guidance - Using an origin declaration for the UK Generalised Scheme of Preference, 31 December 2020
<https://www.gov.uk/guidance/using-an-origin-declaration-for-the-uk-generalised-scheme-of-preference>

<EU>

- The Trade and Cooperation Agreement (TCA) between the European Union and the European Atomic Energy Community, of the one part, and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, of the other part, 31 December 2020
[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22020A1231(01)&from=EN)
- Questions & Answers: EU-UK Trade and Cooperation Agreement, 24 December 2020
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_20_2532

V. 英国の輸入規制等

1. EU 離脱前の制度概要¹⁶³

EU では欧州委員会が域内への輸入規制を所管し、英国は EU 離脱の移行期間終了時まで EU の制度を継続していたが、移行期間終了後は英国独自の貿易政策の運用を開始した。英国における EU 共通対関税 (CCT : Common Customs Tariff) の適用は、貿易救済措置も含め、2020 年 12 月 31 日に終了した。

EU の貿易救済措置は基本的に、WTO のアンチダンピング協定や補助金協定のルールに則っており、英国も同様に WTO ルールに基づいた措置を導入した。EU のアンチダンピング措置と補助金相殺関税措置は、EU の生産者による苦情申し立てを受けて、EU 域外国生産者の輸出による不当廉売や不公正な補助金支援による損害の調査を開始するのが一般的であるが、欧州委員会が独自のイニシアチブで調査を開始することもできる。補助金相殺関税措置では、輸出国政府が提供する輸出補助金や国内産品優先使用補助金などを通して、EU へ輸出を行う一定の企業もしくは企業グループ、産業が不当な支援を受けていると判断された場合に関税を賦課する。

セーフガード関税措置は、貿易慣行が不公正かどうかという観点のアンチダンピングおよび補助金相殺関税措置とは異なり、突然の予期せぬ動向によって EU 域内の産業が重大な損害を受けたことを明示する必要があるなど発動の条件はより厳しい。このため EU でもセーフガード措置の発動実績は少ないが、鉄鋼については、世界的な供給過剰や他国の輸入制限措置に加え、米国が 2018 年 3 月に鉄鋼・アルミ製品の輸入に対して 25%の関税上乗せ措置 (1962 年通商拡大法第 232 条に基づく) を発動したことを受け、2019 年 2 月 2 日に一部の鉄鋼製品に対し確定セーフガード措置を発動した¹⁶⁴。2020 年 10 月時点で 26 製品カテゴリーについて鉄鋼 (確定) セーフガード措置が存在する。欧州委員会は、2020 年 10 月 30 日付けの EU 官報¹⁶⁵で、英国の EU 離脱移行期間終了後の EU の関税数量割当の詳細について発表した。英国は移行期間が終了した 2021 年 1 月 1 日以降、26 製品カテゴリーについての鉄鋼 (確定) セーフガード措置のうち、19 製品カテゴリーの同措置を継続している。

¹⁶³Actions against imports into the EU

<https://ec.europa.eu/trade/policy/accessing-markets/trade-defence/actions-against-imports-into-the-eu/>

¹⁶⁴Commission Implementing Regulation (EU) 2019/159 of 31 January 2019 imposing definitive safeguard measures against imports of certain steel products

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R0159>

四次の改正を反映した Consolidated version (01/01/2021) :

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02019R0159-20200701>

¹⁶⁵Notice concerning the adaptation of the level of Tariff Rate Quotas under the safeguard measures on certain steel products following the exit of the United Kingdom from the European Union as of 1 January 2021 (2020/C 366/12)

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:JOC_2020_366_R_0012&from=EN

2. EUからの輸入が管理規制される物品¹⁶⁶

英国のEU離脱の移行期間終了後、EUから英国（グレートブリテン）への物品輸入手続きは2021年1月1日から6月30日までの6カ月間にわたり手続き簡素化の面での猶予期間がある。一般的な製品では税関申告書の提出に最長6カ月の猶予が与えられ、関税納付は税関申告が行われるまで延期することができるのに対し、表に示した管理規制品目および物品税の課税対象品目については、2021年1月1日から完全な輸入申告手続きが必要となっている^{167, 168}。

これらの物品の多くで、所管省庁が発行する輸入ライセンスや認可が必要となっている。品目によって許可申請・発行を担当する所管省庁は異なる。各品目に関する詳細は表の出所となっている移行期間終了後の国境運用モデルに関する政策文書¹⁶⁸および英国政府のウェブサイト¹⁶⁶を参照されたい。

■制裁措置について

英国は、EUが特定の第三国に課している制裁措置^{169, 170}を移行期間終了時まで継続していたが、その後は「2018年制裁・資金洗浄防止法」¹⁷¹に基づき制定される国内規則により、英国独自の制度が執行された^{172, 173}。EU法を通して施行されていた国連の制裁措置も、移行期間終了後は英国の国内法により施行されている。基本的にはEUの制裁措置は継続するが、政府は、英国の制裁措置の内容は必ずしもEUのものとは同一ではないとしている。

¹⁶⁶Guidance List of goods imported into Great Britain from the EU that are controlled
<https://www.gov.uk/guidance/list-of-goods-imported-into-great-britain-from-the-eu-that-are-controlled>
(2020年10月16日更新)

¹⁶⁷移行期間終了後の一般的な輸入手続きについては「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：英国の輸入にかかる通関手続き」を、また輸入関税の一般的な制度および手続きについては「同：英国の輸入における税務（関税・VAT）」を参照されたい。

¹⁶⁸各品目（アンチダンピング関税／相殺関税措置および鉄鋼セーフガード措置の対象品目以外）の具体的な輸入手続きについては英国政府が国境運用モデル（Border Operating Model）として発表している下記の政策文書に詳しい。

“The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”, HM Government Border and Protocol Delivery Group
<https://www.gov.uk/government/publications/the-border-operating-model> からダウンロード可。
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf (2021年1月6日更新)

¹⁶⁹Restrictive measures (sanctions)
https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/international-relations/restrictive-measures-sanctions_en

¹⁷⁰EU Sanctions Map
<https://www.sanctionsmap.eu/>

¹⁷¹Sanctions and Anti-Money Laundering Act 2018
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/13/contents>

¹⁷²UK sanctions regimes <https://www.gov.uk/government/collections/uk-sanctions-regimes-under-the-sanctions-act>

¹⁷³The UK sanctions list
<https://www.gov.uk/government/publications/the-uk-sanctions-list>
Financial sanctions targets: list of all asset freeze targets
<https://www.gov.uk/government/publications/financial-sanctions-consolidated-list-of-targets/consolidated-list-of-targets>
<https://www.gov.uk/government/publications/sanctions-policy-after-31-december-2020>
<https://www.gov.uk/government/collections/uk-sanctions-regimes-under-the-sanctions-act>

表 9 管理規制品目に該当する物品

【2021年1月1日以降、EUから英国（グレートブリテン）への輸入で通常の輸入申告手続きを要する品目】

物品の種類	対象品目・留意事項
物品税の対象品目	アルコール製品、たばこ製品、たばこ製品製造機、炭化水素油・バイオ燃料・代替燃料、道路燃料ガス、気候変動税の対象となる物品など
アンチダンピング関税／相殺関税の対象品目	肥料、バイオディーゼル、セラミック、鉄鋼、アルミニウムなど様々な製品
鉄鋼セーフガード措置の対象品目	鉄鋼および鉄鋼製品（関税品目コード 72 および 73）
薬物前駆体化学物質	理事会規則（EC）No. 111/2005 のカテゴリー1、2a、2b、3、および 4 に該当する薬物前駆体化学物質
規制薬物	コカイン、ヘロイン、モルヒネ、アヘン、大麻、アンフェタミン、リゼルギド（LSD）など 1971 年薬物乱用法および 2001 年薬物乱用規則の指定薬物
水産物	漁獲証明書（および該当する場合は加工証明書と保管場所に関する書類）の事前提出が必要
固体硝酸アンモニウム（肥料）	窒素成分が重量で 28%を超える場合、および貨物重量が 500 キログラム以上の場合
爆発物・爆発物前駆体	欧州危険物国際道路輸送協定（ADR）の署名国により危険有害性分類が指定され、危険有害性の分類と輸送条件を明記した所轄官庁文書（CAD）を保持しているすべての爆発物および爆発物前駆体
花火・火工品	輸入そのものは制限されていないが取得、保持、譲渡、保管、製造に認可もしくはライセンスを要する。欧州内の輸送に ADR の危険有害性分類の指定と CAD が必要
軍事情品	銃用雷管、起爆装置、信号閃光筒、装甲車両、望遠照準器・その他の光学装置、収集品、骨董品など、軍事用に設計または改変された製品
核物質	医療用放射性同位元素も含め、ウラン精鉱、プルトニウム、ウラン 233、濃縮ウラン 233、235、天然ウランおよびその混合物、これらを含む化合物および合金（使用済みまたは照射済み原子炉燃料要素（カートリッジ）を含む）などの核物質は、核規制局（Office for Nuclear Regulation）が発行するライセンスがある場合のみ輸入可能
オゾン層破壊物質およびハイドロフルオロカーボン	オゾン層破壊物質（ODS）はライセンスの下でのみ輸入可能、ハイドロフルオロカーボン（HFC）（バルクもしくは製品・機器中の含有）は登録企業のみが輸入可能（モントリオール議定書の下で管理）

制裁品および大量破壊兵器（WMD）関連製品	英国の制裁対象品目または（イランや北朝鮮など）英国が導入している制裁措置下で輸入ライセンスによる管理対象となる特定品目（関税品目コード 27、28、44、69、71、76 などの一部の製品）
その他	有毒化学物質（化学兵器禁止条約）、絶滅危惧種（ワシントン条約 CITES リスト）、ダイヤモンド原石（キンバリー・プロセス認証制度による取引規制）、一部の銃砲（大砲、魚雷、ミサイル等の一部の軍事製品を含む）、対人地雷、攻撃兵器（銃、ナイフ、剣等）、リアルな模造銃、拷問器具

出所：“The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods (Annex C)”, List of Controlled Goods (2020 年 12 月更新) よりまとめ
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf

以降では、英国の EU 離脱の移行期間終了後の、英国における貿易救済措置（アンチダンピング関税、相殺関税、セーフガード措置）制度について取り上げる。

3. 移行期間終了後の英国の貿易救済制度の枠組み¹²

(1) 移行期間終了までの英国政府の対応

英国政府は、EU 離脱の移行期間終了後、新たな貿易救済政策を実施するが、2020 年 12 月 31 日までは、EU によって導入されている貿易救済措置が英国においても同条件で引き続き適用され、貿易救済に関する調査も欧州委員会が英国政府に代わって実施されていた。英国政府は独自の貿易政策を運用し始めるまでは、EU が導入する新たな措置も引き続きモニターし、新たな措置が英国の生産者に利害があると考えられる場合には、国内の当事者と当該措置を移行期間終了日に終了すべきか、継続すべきかについて協議していくとしていた。

(2) 貿易救済措置の「移行レビュー」

国際貿易省（DIT : Department for International Trade）は EU 離脱に向け、2017 年 11 月から 2018 年にかけて、EU でとられているアンチダンピング措置および補助金相殺関税措置のなかで、どれを EU 離脱後も英国で継続すべきかについて検証した。これは英国の製造業の企業に対して、現在 EU の貿易救済措置を受けている場合、それを継続すべきか、どちらでもよいか、継続すべきではないと考えるかについての意見を求めると同時に、生産量や売上に関するデータも提示を求め、さらに国内外の非製造業や最終顧客へのアンケートを実施してデータ検証し、それらを基に政府の判断基準が適正であるかどうかを検証するという方法ですすめられ、最終結果は 2019 年 5 月に発表された¹³。

¹²Guidance: Trade remedies transition policy (2020 年 2 月 6 日発表、12 月 16 日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/trade-remedies-transition-policy>

¹³Call for Evidence consultation: Consultation outcome - Final findings of the call for evidence into UK interest in existing EU trade remedy measures (2019 年 5 月 2 日更新)
<https://www.gov.uk/government/consultations/call-for-evidence-to-identify-uk-interest-in-existing-eu>

今後、英国が継続する予定のアンチダンピング措置、相殺関税措置、セーフガード措置について、DIT傘下の貿易救済調査局（TRID：Trade Remedies Investigations Directorate）が「移行レビュー（transition reviews）」を実施し、現行措置が英国市場にとって適切かどうか、変更や終了する必要性がないかについての検証を続ける。英国が独自の貿易政策の運用を開始するにあたり、継続した貿易救済措置を継続すべきかどうか、継続する場合はどの程度のレベルの措置とするかを決定する。TRIDが英国市場のデータに基づいたレビューを終了するまでは、移行措置として欧州委員会がこれまでに設定した措置のレベルを維持する。

DITは移行レビューを含めた貿易救済調査のプロセスを発表しており¹⁷⁴、調査開始までのステップは措置の種類によって若干異なる（表2参照）。

表 10 DITによる貿易救済調査のステップ

調査開始までのステップ	ダンピング	補助金	セーフガード
関係する外国政府に協議への参加を要請	×	○	×*
調査開始を関係する外国政府に通達	○	○	×*
開始通達（Notice of Initiation）を公示	○	○	○
国際貿易相および利害関係者に通達	○	○	○
調査の所要期間	11～13カ月	11～13カ月	8～10カ月

*セーフガードは、特別に免除されない限り、全世界を対象とする。

出所：“Guidance: An introduction to our investigations process”

Department for International TradeのComparison Table（2020年12月18日更新）よりまとめ

<https://www.gov.uk/government/publications/the-uk-trade-remedies-investigations-process/an-introduction-to-our-investigations-process>

移行レビューについては通常の調査と異なり、TRIDの要請を受けたDITが、調査が必要とみなせばレビューの内容を「決定通達（Notice of Determination）」として公示し、TRIDが当該措置の正式な移行レビューを開始する旨を「開始通達（Notice of Initiation）」として発表する。調査・分析の完了後、「本質的な事実についての声明（Statement of Essential Facts）」を貿易救済サービス（Trade Remedies Service）のウェブサイト¹⁷⁵に公示する。関係者から広く集めた見解を検討材料とし、「事前決定（Preliminary decision）」として国際貿易相に勧告し、国際貿易相が最終的な決定を下す。移行レビューの場合では最終決定までに8～11カ月を要する¹⁷⁶。

開始通達と現在実施中の移行レビューの進捗状況や最終決定のタイミングの見込みなどは、TRIDの貿易救済サービス（Trade Remedies Service）のウェブサイトで確認すること

[trade-remedy-measures/outcome/final-findings-of-the-call-for-evidence-into-uk-interest-in-existing-eu-trade-remedy-measures](https://www.gov.uk/government/publications/the-uk-trade-remedies-investigations-process/trade-remedy-measures/outcome/final-findings-of-the-call-for-evidence-into-uk-interest-in-existing-eu-trade-remedy-measures)

¹⁷⁴ “Guidance: The UK trade remedies investigations process（2020年12月18日更新）”

<https://www.gov.uk/government/publications/the-uk-trade-remedies-investigations-process>

¹⁷⁵ Trade Remedies Investigation Directorate Investigations currently in progress <https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/cases/>

¹⁷⁶ Trade Remedies Investigations Directorate (TRID) dumping, subsidisation and safeguarding investigations guidance <https://www.gov.uk/guidance/trade-remedies-investigations-directorate-trid-dumping-and-subsidisation-investigations-guidance/investigations-timelines>

ができる。2021年1月中旬現在、このサイトには移行レビュー中の7件（アンチダンピング関税4件、相殺関税2件および鉄鋼セーフガード1件）が掲載されているが、今後、英国政府が独自に貿易救済措置の調査を実施する場合、それらの案件もこのウェブサイトに掲載される。また、企業や業界団体などが、調査の依頼申請や実施中の調査に関与したい場合も、このサイトが登録窓口となる。

なお現在DIT傘下のTRIDは、審議中の貿易法案(Trade Bill)¹⁷⁷が制定され次第、DITから独立した貿易措置局(TRA: Trade Remedies Authority)となる¹⁷⁸。

(3) アンチダンピング関税措置および相殺関税措置

英国が継続することを決めているEUの確定アンチダンピング関税措置および確定相殺関税措置を表に示した。2021年1月中旬現在、TRIDは6件のアンチダンピング措置について移行レビューを実施している。なお表3の自転車(AD287)、電動自転車(AD643およびAS646)は、英国の生産者から政府に対して異議申し立てがあり、新たな証拠を基に再評価を実施した結果、移行期間中の12月16日に措置の継続が再決定された。

表11 英国が継続/終了するEUのアンチダンピング関税措置および相殺関税措置

案件番号*	措置の対象製品	措置の対象国	措置継続/終了
AD529	PSCワイヤおよびストランド	中国	継続**
AD548	アイロン台	中国	継続
AD621	アスパルテーム(人工甘味料)	中国	終了
AD611	アセスルファミカリウム	中国	終了
AD610	アルミニウム箔	ロシア	終了
AD582	アルミニウム箔(軽量のロール)	中国	継続
AD534	アルミニウム箔(大容量のロール)	中国	終了
AD578	アルミラジエータ	中国	終了
AD541	アルミ製車輪	中国	継続
AD471	オクメ合板	中国	終了
AD558	ガラス繊維(オープンメッシュ生地)	中国(インド、インドネシア、台湾、タイにも拡大適用)	終了
AD653	ガラス繊維(織物、スティッチ繊維)	中国、エジプト	終了
AS656	ガラス繊維(織物、スティッチ繊維)	中国、エジプト	終了
AS657	ガラス繊維強化材(ガラス繊維製品)	エジプト	継続
AD524	かんきつ類	中国	終了*
AD522	クエン酸	中国(マレーシアにも拡大適用)	終了*
AD469	グラファイト電極システム	インド	終了
AS470	グラファイト電極システム	インド	終了
AD544	グルコン酸ナトリウム	中国	終了
AD521	グルタミン酸ナトリウム	中国	終了*
AD602	グルタミン酸ナトリウム	インドネシア	終了*
AD552	コート紙	中国	終了
AS557	コート紙	中国	終了
AD467	シクラミン酸ナトリウム	中国、インドネシア	終了
AD626	シクラミン酸ナトリウム	中国	終了
AD496	シャモア皮	中国	継続
AD568	シュウ酸	中国、インド	終了
AD245	シリコンメタル	中国(韓国、台湾にも拡大適用)	終了
AD507	スイートコーン	タイ	終了
AD652	スチール製車輪	中国	終了
AD565	ステンレス鋼の継目無管	中国	終了
AD622	ステンレス鋼管・管継手(突合せ溶接継手)	中国、台湾	終了

¹⁷⁷Trade Bill 2019-21

<https://services.parliament.uk/bills/2019-21/trade.html>

¹⁷⁸Guidance: Trade Bill

<https://www.gov.uk/government/publications/trade-bill/trade-bill>

案件番号*	措置の対象製品	措置の対象国	措置継続／終了
AD658	ステンレス鋼熱間圧延平面製品	中国、インドネシア、台湾	終了
AS556	ステンレス鋼棒	インド	継続
AD607	ステンレス鋼冷間圧延製品	中国、台湾	終了*
AD444	スルファニル酸	中国	終了*
AD560	セラミックタイル	中国	継続
AD640	タイヤ	中国	継続
AS641	タイヤ	中国	継続
AD616	ダクタイル鋳鉄の管	インド	終了
AS618	ダクタイル鋳鉄の管	インド	終了
AD238	タングステンカーバイド	中国	終了
AD502	タングステン電極	中国	終了
AD480	トリクロロイソシアヌル酸 (TCCA)	中国	終了
AD531	バイオディーゼル	米国 (カナダにも拡大適用)	継続**
AS532	バイオディーゼル	米国 (カナダにも拡大適用)	継続**
AS644	バイオディーゼル	アルゼンチン	継続
AS650	バイオディーゼル	インドネシア	継続
AD474	ハンドパレットトラックおよびその必須部品	中国 (タイ、ベトナムにも拡大適用)	終了
AD516	フェロシリコン	中国、ロシア	終了
AD511	ベルオキソニ硫酸	中国	終了
AD547	ポリエステル糸 (強力)	中国	終了
AS426	ポリエチレンテレフタレート (PET)	インド	継続
AD654	ポリビニールアルコール (PVA)	中国	終了
AS606	マス (ニジマス)	トルコ	継続**
AD554	メラミン	中国	終了
AD540	モリブデン線	中国 (マレーシアにも拡大適用)	終了
AD350	リングバインダー・メカニズム	中国 (ラオス、ベトナムにも拡大適用)	終了
AD491	レバーアーチ・メカニズム	中国	終了
AD384	ワイヤロープ	中国 (韓国、モロッコにも拡大適用)	継続
AD631	厚 (中) 板	中国	継続
AD585	可鍛鋳鉄のねじ管・管継手	中国、タイ	終了
AD632	継目無管 (406.4mm 大)	中国	終了
AD629	軽量感熱紙 (65g/m2 以下)	韓国	終了
AD287	自転車	中国 (特定の自転車部品に拡張) (カンボジア、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、スリランカ、チュニジアにも拡大適用)	継続
AD659	重量感熱紙	韓国	終了
AD488	酒石酸	中国	終了
AD330	硝酸アンモニウム (肥料)	ロシア	継続*
AD530	線材	中国	最終決定予定 2021 年 10 月 11 日 継続**
AD598	太陽発電用ガラス	中国	終了*
AS599	太陽発電用ガラス	中国	終了*
AD639	耐食鋼	中国	継続
AD475	炭酸バリウム	中国	終了
AD637	鋳鉄製品	中国	継続
AD633	鉄筋	ベラルーシ	終了
AD619	鉄筋 (疲労特性に優れたもの)	中国	継続
AD523	鉄鋼または非合金鋼の溶接管	中国、ロシア、ベラルーシ	継続**
AD323	鉄鋼製の管・管継手	中国 (インドネシア、スリランカ、フィリピンにも拡大適用)	終了
AD442	鉄鋼製の管・管継手	韓国、マレーシア	終了
AD579	鉄鋼製の管・管継手	ロシア、トルコ	終了
AD490	鉄鋼製の継目無管	ロシア、ウクライナ	終了
AD533	鉄鋼製の継目無管	中国	終了
AD643	電動自転車	中国	継続
AS646	電動自転車	中国	継続
AD586	陶製の食器及び台所用品	中国	継続
AD649	尿素と硝酸アンモニウムの混合物	ロシア、トリニダード・トバゴ、米国	終了
AD630	熱間圧延製品 (鉄、非合金その他の合金鋼)	中国	継続
AS634	熱間圧延製品 (鉄、非合金その他の合金鋼)	中国	継続
AD635	熱間圧延製品 (鉄、非合金その他の合金鋼)	ブラジル、イラン、ロシア、ウクライナ	継続
AD608	方向性電磁鋼板 (GOES)	中国、日本、韓国、ロシア、米国	終了†
AD584	有機被覆鋼 (製品)	中国	継続
AS587	有機被覆鋼 (製品)	中国	継続
AD620	冷間圧延鋼板製品	中国、ロシア	継続
AD549	連続フィラメントガラス繊維	中国	継続
AS603	連続フィラメントガラス繊維	中国	継続*

AD : アンチダンピング関税、AS : 相殺関税

- * 欧州委員会が措置期限の終了に伴い延長見直し調査 (expiry review) を実施している案件。見直し調査は、措置が終了すると不当販売と損害が継続もしくは再発する可能性があるかどうか判定するもので、措置を継続する場合、通常はさらに5年延長される。延長見直し調査を実施しない場合、措置は5年で終了する。見直し調査では措置の内容(関税の率や形態)は変更することはできない。
- ** TRIDが開始通達 (Notice of Initiation) を発表後、移行レビューを実施している6件。
- † 国内生産が途絶え再開の見込みがない製品で、措置の再評価を実施した結果、維持すべきではないと決定したもの。
出所: "Guidance: Trade remedies transition policy", Department for International Trade
<https://www.gov.uk/guidance/trade-remedies-transition-policy> (2020年12月16日更新) および
"Investigations currently in progress", Trade Remedies Investigation Directorate
<https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/cases/> (2021年1月14日時点) より作成

(4) 鉄鋼セーフガード措置^{179, 180}

①EU 鉄鋼セーフガード措置の継続

英国政府は、自国産業に利害がある場合は、EU のセーフガード措置を継続することを確約している。DITは、2020年11月中旬時点で26製品カテゴリーあるEUの鉄鋼(確定)セーフガード措置のうち、英国で生産が行われている19製品カテゴリーを移行期間終了後に継続し、英国独自の措置に移行することを2020年9月30日の「決定通達2020/06」¹⁸¹で明らかにした。残る7製品カテゴリーは現状、国内生産の実績がない分野で、移行期間終了時点(2020年12月31日午後11時)で関税割当の適用を終了した。「決定通達2020/06」では以下の4つの附属書(Annexes)に措置詳細が記載されている。

- Annex 1: 鉄鋼セーフガード措置の対象となる製品カテゴリー(表参照)およびその関税品目コード
- Annex 2: 2021年第1四半期および第2四半期(Year 3)¹⁸²における国・地域別の関税割当枠(表の3~5列目参照)。割当枠を使いきれなかった場合の残量は適用期間(四半期ごと)に均等に設定された関税割合を基に先着順で割り当てる。第1、2、3四半期の終わりに残った枠は次の四半期に繰り越される(第4四半期の残は繰り越されない)。関税割当枠を超過した輸入に対しては、25%の追加関税(EUと同じレベル)が課される。
- Annex 3: 英国への輸入数量が少なく鉄鋼セーフガード措置の適用除外となる開発途上国(121カ国)のリスト
- Annex 4: Annex 3に掲載されている国のうち、特定の製品カテゴリーについて適用除外とならない国のリスト(表右列参照)

¹⁷⁹ "Guidance: Trade remedies transition policy", Department for International Trade
<https://www.gov.uk/guidance/trade-remedies-transition-policy> (2020年12月16日更新)

¹⁸⁰ "Notice of determination 2020/06: safeguard measures on certain steel products - application of tariff rate quotas", Department for International Trade
<https://www.gov.uk/government/publications/notice-of-determination-safeguard-measures-on-certain-steel-products-application-of-tariff-rate-quotas> (2020年9月30日)

¹⁸¹ 関税割当は「2019年貿易救済措置(英国生産者に重大な損害を与える輸入の増加)(EU離脱)規則」第46条(2)に基づき国際貿易相が裁可する。

Trade Remedies (Increase in Imports Causing Serious Injury to UK Producers) (EU Exit) Regulations 2019
<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/449/contents/made>

¹⁸² Year 1 (2019年2月2日~3月31日、4~6月)、Year 2 (2019年7~9月、10月~12月、2020年1~3月、4~6月)、Year 3 (2020年7~9月、10~12月、2021年1~3月、4~6月)。同鉄鋼セーフガード措置は2019年2月2日に発動し、英国が独自のセーフガード措置の運用を始めるのはYear 3の第3四半期からとなる。

- Annex 5 : Annex 2 で割当枠が決められている国・地域が割当枠を使い切った場合に、同じ製品カテゴリーで利用できる割当枠残量の上限 (表 最右列参照)。毎年度、最終四半期に残った割当枠にアクセスできる。

表 12 EU 鉄鋼セーフガード措置の英国による継続

製品カテゴリー番号 ^{※1}	EU セーフガード措置の対象となっている鉄鋼製品カテゴリー ^{※2}	措置適用除外とならない開発途上国 ^{※3}
継続する措置		
1	非合金および他の合金の熱間圧延鋼板・鋼帯	トルコ
2	非合金および他の合金の冷間圧延鋼板・鋼帯	ブラジル、インド、ウクライナ、ベトナム
4A	金属被覆鋼板	インド、トルコ
4B		中国、インド、トルコ
5	有機被覆鋼板	—
6	錫ミル製品	中国
7	非合金および他の合金の厚板	ブラジル、ウクライナ
12	非合金および他の合金の市場棒材 (マーチャントバー) および軽量セクション	中国、トルコ
13	鉄筋	トルコ、ウクライナ
14	ステンレス鋼棒材および軽量セクション	インド
15	鋼線材	—
16	非合金および他の合金線材	—
17	鉄または非合金鋼の形鋼	—
19	鉄道用材料	—
20	ガス管	インド、トルコ、UAE
21	ホローセクション	トルコ、UAE
25A	溶接管 (大)	サウジアラビア
25B		トルコ
26	その他の溶接管	中国、インド、トルコ、UAE
27	非合金および他の合金の冷間仕上げ棒材	中国、トルコ
28	非合金ワイヤ	中国、タイ、トルコ
終了する措置		
3A, 3B	電磁鋼板 (方向性電磁鋼板 (GOES) を除く)	N/A
8	熱間圧延鋼板・鋼帯	
9	冷間圧延鋼板・鋼帯	
10	熱間圧延ステンレス鋼厚 (中) 板	
18	矢板	N/A
22	ステンレス鋼の継目無管	
24	その他の継目無管	

※1: 製品カテゴリー11 (方向性電磁鋼板 (GOES)) および 23 (ベアリング用鋼管) については、EU がこれらの製品カテゴリーはセーフガード措置の対象としないことを決定したためこの表には掲載されていない。

※2: 各製品カテゴリーの対象関税目コードは「決定通達 2020/06」Annex 1 を参照。

※3: 鉄鋼セーフガード措置の対象適用外となる開発途上国 (121 カ国) が「決定通達 2020/06」Annex 3 に指定されているが、特定の国・製品についてはその対象外となることが同通達の Annex 4 に定められている。

出所: "Guidance: Trade remedies transition policy", Department for International Trade <https://www.gov.uk/guidance/trade-remedies-transition-policy> (2020 年 12 月 16 日更新) および "Notice of determination 2020/06: safeguard measures on certain steel products - application of tariff rate quotas", Department for International Trade (2020 年 9 月 30 日) <https://www.gov.uk/government/publications/notice-of-determination-safeguard-measures-on-certain-steel-products-application-of-tariff-rate-quotas>

②英国の鉄鋼製品の関税割当枠

DIT は「決定通達 2020/06」で 19 の製品カテゴリーに対する関税割当枠 (TRQ: Tariff Rate Quotas) を公表したが (表 参照)、これは 2015 年から 2017 年の鉄鋼製品の輸出入データを

基に英国向けに再計算したものである。欧州委員会が使用している方法で欧州委員会の最新のセーフガード措置見直し²³で使用されたものと同じ手法で計算されている。

表 13 鉄鋼製品の関税割当枠（2021 年第 1 四半期および第 2 四半期）

製品カテゴリー番号	製品カテゴリー	地域・国	2021 年 1 月 1 日～ 3 月 31 日 (トン)	2021 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日 (トン)	割当残枠の 利用上限 (トン)	
1	非合金および他の合金の熱間圧延鋼板・鋼帯	EU	147,130	148,765	32,581	※1
		トルコ	23,602	23,864		
		その他の国	46,033	46,544		
2	非合金および他の合金の冷間圧延鋼板・鋼帯	EU	69,037	69,804	26,283	※4
		韓国	9,392	9,496		
		インド	7,052	7,131		
		その他の国	25,994	26,283		
4A	金属被覆鋼板	EU	153,111	154,812	59,612	※4
		韓国	11,475	11,603		
		その他の国	58,957	59,612		
4B	金属被覆鋼板	EU	166,037	167,882	22,834	※1
		中国	30,355	30,693		
		韓国	13,761	13,914		
		その他の国	32,261	32,620		
5	有機被覆鋼板	EU	31,093	31,439	アクセスなし	※2
		韓国	3,798	3,841		
		その他の国	1,063	1,075		
6	錫ミル製品	EU	32,390	32,750	4,266	※4
		中国	3,842	3,885		
		その他の国	4,219	4,266		
7	非合金および他の合金の厚板	EU	60,522	61,195	15,700	※4
		ウクライナ	7,810	7,896		
		その他の国	15,527	15,700		
12	非合金および他の合金の市場棒材（マーチャントバー）および軽量セクション	EU	48,392	48,930	4,981	※3
		トルコ	11,278	11,403		
		その他の国	8,237	8,329		
13	鉄筋	EU	42,268	42,737	10,183	※3
		トルコ	16,297	16,478		
		ウクライナ	11,274	11,399		
		ペラルーシ	8,249	8,341		
		その他の国	38,147	38,571		
14	ステンレス鋼棒材および軽量セクション	EU	11,675	11,805	1,371	※3
		その他の国	2,444	2,471		
15	鋼線材	EU	233	235	13	※3
		台湾	59	60		
		米国	35	35		
		韓国	26	27		
		その他の国	18	18		
16	非合金および他の合金線材	EU	63,925	64,635	アクセスなし	※2
		その他の国	4,060	4,105		
17	鉄または非合金鋼の形鋼	EU	142,599	144,183	21,370	※4
		その他の国	21,136	21,370		
19	鉄道用材料	EU	1,331	1,346	434	※4
		その他の国	430	434		
20	ガス管	トルコ	13,527	13,678	アクセスなし	※2
		EU	6,686	6,760		
		インド	3,984	4,028		
		その他の国	1,481	1,498		
21	ホローセクション	トルコ	32,387	32,746	401	※3
		EU	10,966	11,088		
		その他の国	1,898	1,919		
25A	溶接管（大）	その他の国	15,722	15,897	N/A	※5
25B	溶接管（大）	EU	17,022	17,211	1,871	※4
		日本	1,471	1,487		
		韓国	2,283	2,309		
		トルコ	1,653	1,671		
		その他の国	1,850	1,871		
26	その他の溶接管	EU	19,729	19,948	6,538	※4
		UAE	11,720	11,850		
		トルコ	7,767	7,853		
		ノルウェー	5,973	6,039		
		中国	5,002	5,058		
		その他の国	6,466	6,538		

²³鉄鋼セーフガード措置見直しに関する欧州委員会から WTO への通知 “NOTIFICATION UNDER ARTICLE 12.1(C), 12.2, 12.3 OF THE AGREEMENT ON SAFEGUARDS - NOTIFICATION PURSUANT TO ARTICLE 9, FOOTNOTE 2 OF THE AGREEMENT ON SAFEGUARDS” (2020 年 5 月 29 日)
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/may/tradoc_158766.pdf

製品カテゴリー番号	製品カテゴリー	地域・国	2021年1月1日～ 3月31日(トン)	2021年4月1日～ 6月30日(トン)	割当残枠の 利用上限(トン)	
27	非合金および他の合金の冷間仕上げ棒材	EU	7,144	7,223	アクセスなし	※2
		トルコ	1,371	1,387		
		ロシア	714	722		
		その他の国	611	618		
		EU	24,773	25,048		
28	非合金ワイヤ	トルコ	4,336	4,384	1,364	※3
		中国	2,918	2,950		
		タイ	2,578	2,606		
		その他の国	1,900	1,921		
		EU	24,773	25,048		

※1: 1カ国がアクセスできる数量の上限が総割当残枠の70%未満の製品カテゴリー。

※2: 国別割当枠が決まっている国(3列目)は割当残枠にはアクセスできない製品カテゴリー。

※3: 割当残枠のうち、EUの現行の関税割当の下で認められている数量に比例した一定の数量にアクセスできる製品カテゴリー。

※4: 割当残枠へのアクセスに制限はない製品カテゴリー。

※5: 世界全体での割当枠で(特定国に対する割当枠なし)、割当残枠へのアクセスに上限はない製品カテゴリー。

出所: “Notice of determination 2020/06: safeguard measures on certain steel products - application of tariff rate quotas”, Department for International Trade (2020年9月30日)
<https://www.gov.uk/government/publications/notice-of-determination-safeguard-measures-on-certain-steel-products-application-of-tariff-rate-quotas>

TRIDは、鉄鋼セーフガードの19製品カテゴリーの措置について、関税割当の内容を変更するべきかどうか、対象国ごとに検討する「移行レビュー」のプロセスを公表し²⁴、2020年10月1日に開始した^{25,26}。調査・分析後、「本質的な事実についての意向声明」を貿易救済サービス(Trade Remedies Service)のウェブサイト²⁷に公示し、さらに関係者の見解も検討後、「事前決定」を国際貿易相に勧告し、国際貿易相が最終的な決定を下す。「最終決定の意向声明」の発表は2021年5月、「事前決定」は翌6月の予定である²⁸。

4. 参考情報

<英国政府>

- 現行のアンチダンピング関税措置に関するガイダンス
<https://www.gov.uk/government/collections/anti-dumping-duty-measures>
- 国際貿易省貿易救済調査局(TRID)ホームページ
<https://www.gov.uk/government/organisations/trade-remedies-investigations-directorate>
- TRIDが調査中の貿易救済措置案件および「移行レビュー」のリスト
<https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/cases/>

²⁴ “Guidance: Transition review of EU steel safeguard measures” (2020年12月18日)

<https://www.gov.uk/government/publications/the-uk-trade-remedies-investigations-process/transition-review-of-eu-steel-safeguard-measures>

²⁵ <https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/case/TF0006/>

²⁶ 「2018年税(クロスボーダー貿易)法」(通称「税法」)の第13条およびスケジュール5で、貿易措置局(TRA、現TRID)にセーフガード措置の適用が適切かどうか調査し、国際貿易相に勧告を行う権限を与えている。Taxation (Cross-border Trade) Act 2018 (Taxation Act)

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/22/contents>

²⁷ Trade Remedies Investigation Directorate Investigations currently in progress

<https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/cases/>

²⁸ “TRANSITION REVIEW No. TF0006: Safeguard measures on certain steel products, Note to the file, External timeline”, Department for International Trade (2020年10月1日)

<https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/case/TF0006/>

<https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/case/TF0006/submission/de8f4514-4c41-4273-9e36-0ec4d50a6234/document/4abcd202-c453-4b38-afa8-f3f6378fbef1/>

- 英国の輸入管理・規制に関する情報および輸入者向け通達 (Notices to Importers)
<https://www.gov.uk/guidance/import-controls>
- Tariff Stop Press Notices : セーフガード措置の開始や関税割当等に関する最新情報
<https://www.gov.uk/government/collections/tariff-stop-press-notice>
- Check UK trade tariffs from 1 January 2021 : UK グローバルタリフのサイトへの入り口 <https://www.gov.uk/check-tariffs-1-january-2021>

<EU>

- EU の貿易救済政策について (アンチダンピング、相殺関税、セーフガード措置の関連法や下記の調査中案件のリストへのリンク等)
<https://ec.europa.eu/trade/policy/accessing-markets/trade-defence/>
- 調査中案件のリスト (Ongoing investigations のタブ) および発動中・調査終了案件の検索 (Investigations Search のタブ) ※検索条件を設定しない場合、すべてのアンチダンピング措置と相殺関税措置が表示される。
<http://trade.ec.europa.eu/tdi/index.cfm>
- EU 官報に公示された調査・見直しの開始および暫定・確定措置のリスト (年別)
<http://trade.ec.europa.eu/tdi/notices.cfm>
- EU における現行のセーフガード措置 (2020 年 5 月 29 日付け WTO への通知)
NOTIFICATION UNDER ARTICLE 12.1(C), 12.2, 12.3 OF THE AGREEMENT ON SAFEGUARDS
- NOTIFICATION PURSUANT TO ARTICLE 9, FOOTNOTE 2 OF THE AGREEMENT ON SAFEGUARDS
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/may/tradoc_158766.pdf
- セーフガード措置に関連する EU 文書 (鉄鋼セーフガードに関する WTO への通知など)
https://trade.ec.europa.eu/doclib/cfm/doclib_section.cfm?sec=206

VI. 北アイルランドにおける/を介在する EU・英国間の通関手続き、 税務（関税・VAT）、基準認証

1. EU 離脱前の制度概要

北アイルランドを含む英国は、EU 離脱前は EU 単一市場および関税同盟の一部であり、北アイルランドとアイルランドの間のモノや人の移動は自由であった。また、取引に税関手続きも不要であり、その後の移行期間中も同様なビジネス環境が継続していた。英国とアイルランドが共に EU 加盟国であることを前提として、1998 年に「ベルファスト合意（聖金曜日の合意）」が成立して北アイルランド紛争を終結させ、北アイルランドとアイルランドの間には物理的な国境管理（ハードボーダー）も設けられていなかった。

しかし英国の EU 離脱が決まり、離脱交渉の中で浮上した最大の課題が北アイルランド問題であった。英国と EU の間で唯一の陸続きの国境である北アイルランドとアイルランドの間に新たにハードボーダーを設けることは、北アイルランド和平の基盤である「ベルファスト合意」を揺るがすためである。英国と EU は、英国の EU 離脱後もアイルランド島にハードボーダーを設けないことでは一致していたものの交渉は難航し、最終的に 2019 年に締結した離脱協定¹⁸³の中で「アイルランド/北アイルランド議定書（プロトコル）」を定めた。この議定書は、北アイルランドが事実上、物品に関する EU 単一市場に留まることなどを定めたもので、EU 離脱後の移行期間終了後に直ちに発効した。

2. アイルランド/北アイルランド議定書とその完全実施に関する合意

(1) アイルランド/北アイルランド議定書の概要

アイルランド/北アイルランド議定書（以下、「議定書」）¹⁸⁴の要点は以下の通り。

- 北アイルランドは英国の関税領域として英国の関税率と英国が第三国と結んだ自由貿易協定（FTA）が適用され、EU が締結した FTA は適用されない。
- EU 単一市場との整合性を維持するため、単一市場に関する一部規制に準拠する。この規制には議定書の付属書に示された物品（農産物や衛生植物検疫なども含む）、知的財産、付加価値税（VAT）、物品税、国家補助に関する EU のルールがある。
- 北アイルランドには EU 関税法典が適用され、英国のその他地域であるグレートブリテン島（以下、「グレートブリテン」）との物品取引は通関の対象となる。
- 北アイルランドと EU の間の物品の移動には、通関手続きや管理は適用されない。
- 議定書で定めた新たな枠組みは、移行期間終了時に導入される。移行期間終了から 4 年後に、議定書の適用を継続する是非を北アイルランド議会が決定する。継続が決まれば、その際の議会の投票結果に応じて、その後 4 年、もしくは 8 年後に議会で投票を行う。

¹⁸³The Withdrawal Agreement (12 November 2019)

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12019W/TXT\(02\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12019W/TXT(02)&from=EN)

¹⁸⁴Protocol on Ireland/Northern Ireland

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840230/Revised_Protocol_to_the_Withdrawal_Agreement.pdf

また、4年後、もしくは8年後には、また同様な議会での投票を経て、継続の有無を決定する。議会が継続を拒否すれば、適用期間終了から2年の猶予を経て終了となるため、その間に英EU合同委員会¹⁸⁵が対案を提示する。

(2) 英国内市場法案の経緯と議定書の実施に関する合意

英国政府は2020年9月初め、国内市場法案¹⁸⁶を下院に提出した。これは移行期間終了後の英国内の各地域（イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド）間で物品とサービスの円滑な取引に向けたルールを定めたものである。しかし、この中で議定書の一部内容について、英政府の所轄大臣の判断で一方向的に改変や適用しないことを決める規定を含めていた¹⁸⁷。これは議定書の内容を実質的に無効とするものであった。これに対し欧州委員会は声明¹⁸⁸を発表し、離脱協定の条項と国際法に違反するとの見方を示し、さらに英国側が2020年9月末までに問題の箇所を削除しなかったとして、法的措置を取ることを明らかにした¹⁸⁹。しかし、英国とEUが12月8日に議定書の完全な実施で最終的に合意したことにより、英国政府は国内市場法案で問題となっていた条項を削除することを決めた¹⁹⁰。英EU合同委員会は、主に以下の点について、決定を下した¹⁹¹。

- 議定書のもとで、英国当局が北アイルランドでEU法を適用して検査・管理をする際のEU代表の権利行使に関する取り決め。
- EU市場に移送されるリスクのある（at risk）物品の基準の決定。
- グレートブリテンに移動する北アイルランドの物品に関し輸出申告を不要とする決定。
- 北アイルランドの農漁業に対する英国の国家補助に対するEUのルールの適用除外。
- 紛争解決メカニズムの仲裁パネルの議長リスト。

¹⁸⁵離脱協定を実行に移すため設けられ、英国とEUの代表者で構成される。アイルランド/北アイルランド特別委員会を含めて6つの特別委員会からなる。

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/876873/Withdrawal-Agreement-Joint-Committee-Fact-Sheet-FINAL.pdf

¹⁸⁶Policy Paper - UK Internal Market (9 September 2020)

<https://www.gov.uk/government/publications/uk-internal-market/uk-internal-market-United-Kingdom-Internal-Market-Bill> (9 September 2020)

<https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/58-01/0177/20177.pdf>

¹⁸⁷<https://www.instituteforgovernment.org.uk/explainers/internal-market-bill>

¹⁸⁸Statement by the European Commission following the extraordinary meeting of the EU-UK Joint Committee (10 September 2020)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement_20_1607

¹⁸⁹Press statement by President von der Leyen on the implementation of the Withdrawal Agreement between the EU and the UK (1 October 2020)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_20_1800

¹⁹⁰Joint statement by the co-chairs of the EU-UK Joint Committee (8 December 2020)

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/STATEMENT_20_2346

Policy Paper - UK Government statement on the UK-EU Joint Committee and the Implementation of the Northern Ireland Protocol (7 December 2020) [https://www.gov.uk/government/publications/uk-government-statement-on-the-uk-eu-joint-committee-and-the-implementation-of-the-northern-ireland-protocol](https://www.gov.uk/government/publications/uk-government-statement-on-the-uk-eu-joint-committee-and-the-implementation-of-the-northern-ireland-protocol/uk-government-statement-on-the-uk-eu-joint-committee-and-the-implementation-of-the-northern-ireland-protocol)

¹⁹¹Policy paper - The Northern Ireland Protocol (Last updated 5 January 2021)

<https://www.gov.uk/government/publications/the-northern-ireland-protocol>

- ・ 議定書の附属書 2 (適用される EU の指令・規則) の修正と追記。

3. 2021 年 1 月以降の北アイルランドが関わる手続き

(1) 物品の移動と通関手続き¹⁹²

英国政府は、アイルランド/北アイルランド議定書および 2020 年 12 月の同議定書に関する合意に基づき、北アイルランドが介在する物品の移動と通関手続き、税務、物品の種類(工業製品、農産品・飲料、医薬品・医療機器など)と規制に関する各種ガイダンスを公表し、これを随時更新している¹⁹³。

なお、EU では輸入される製品の関税品目分類および原産性について、事業者からの書面による要請に対して当局が書面で回答する事前教示制度が欧州連合関税法典(UCC)に定められているが、グレートブリテンではこれに代わり「事前関税分類教示制度」¹⁹⁴と「事前原産性教示制度」¹⁹⁵が設けられた。ただし北アイルランドでは、これまで通りに EU の「拘束的関税分類情報(BTI)」¹⁹⁶と「拘束的原産地情報(BOI)」¹⁹⁷が適用される。

①北アイルランドからグレートブリテンへの物品の移動¹⁹⁸

北アイルランド適格製品(QNIG: Qualifying Northern Ireland Goods)¹⁹⁹をグレートブリテンに直接移動する方法について、移行期間終了後も変更はない。北アイルランドの事業者は引き続き、制限なく英国全土で物品を上市できる。この取り扱いは、北アイルランドの事業者およびグレートブリテンを本拠として北アイルランドで事業を行う事業者に適用される。北アイルランド適格製品に対する扱いは以下の通り。

- ・ 北アイルランドからグレートブリテンに移動する物品に対する輸出申告、搬出略式申告(EXS: Exit summary declaration)は不要。
- ・ グレートブリテンでの到着時に、物品に対する輸入申告、搬入略式申告(ENS: Entry summary declaration)は不要。

¹⁹²Guidance, Trading and moving goods in and out of Northern Ireland (7 December 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/trading-and-moving-goods-in-and-out-of-northern-ireland>

¹⁹³Collection, Moving goods into, out of, or through Northern Ireland

<https://www.gov.uk/government/collections/moving-goods-into-out-of-or-through-northern-ireland>

¹⁹⁴Guidance, Apply for an Advance Tariff Ruling (31 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-advance-tariff-ruling>

¹⁹⁵Guidance, Apply for an Advance Origin Ruling (31 December 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-an-advance-origin-ruling>

¹⁹⁶Guidance, Apply for a Binding Tariff Information decision (31 December 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-binding-tariff-information-decision>

¹⁹⁷Guidance, Apply for a Binding Origin Information decision (17 February 2016)

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-a-binding-origin-information-decision>

¹⁹⁸The Northern Ireland Protocol - Command Paper (December 2020)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/950601/Northern_Ireland_Protocol_-_Command_Paper.pdf

Guidance, Moving qualifying goods from Northern Ireland to the rest of the UK (Last updated 13 January 2021) <https://www.gov.uk/guidance/moving-qualifying-goods-from-northern-ireland-to-the-rest-of-the-uk>

¹⁹⁹「QNIG 定義規則案」では次のように定義: 北アイルランドに存在し、税関の監督、制限、管理の対象にはならない製品、または北アイルランドの加工製品

<https://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2020/9780348212969/regulation/3>

- 物品に関税は適用されず、通関検査、新たな規制適合検査は行われない。規格、規制への適合性に関する追加的な認証は求められない。輸入 VAT の支払いもない。
- 物品が北アイルランドの税関特別手続き対象の場合、認定一時保管施設にある場合、特定の国際的な義務に基づいて特別なプロセスが適用される物品²⁰⁰の場合は、限定的な例外措置として輸出申告が必要になる。
- アイルランドを経由する場合はトランジット手続きを利用しない限り、EU から英国に輸入する際の手続きに従う必要があるが、英国の関税の支払いは不要。
- 英国の関税や輸入手続きを回避する目的で、北アイルランドを通して物品を移動することはできない。こうした目的による移動には、制裁が科せられる可能性がある。

②グレートブリテンから北アイルランドへの物品の移動²⁰¹

英国当局は、北アイルランドに入る物品に対して EU の税関規則を適用する。これは貿易業者に対する新たな管理手続き（電子申告による輸入申告と搬入略式申告）が含まれる。これにより、グレートブリテンと北アイルランドとの取引には関税が発生しないが、その物品がグレートブリテンからアイルランドに入る場合に関税を支払うことになる。なお、この新たな手続きに対応するため、貿易業者は英国政府の新たなサービスである「トレーダーサポートサービス（TSS : Trader Support Service）」を利用できる。

グレートブリテンから北アイルランドへの物品の移動時の主要点は以下の通り。

- 物品には、電子申告による輸入申告と搬入略式申告（安全・セキュリティ情報）を含む新たな管理手続きが行われる。北アイルランド向けの物品に輸出申告と搬出略式申告は不要。リスクレベルにより必要最低限の検査のみを行う。
- トレーダーサポートサービスにより、手続きは完全にデジタル化され簡易となる。
- 物品が EU 域内に移送されるリスクがある場合を除き、英国内の取引に関税の支払いは発生しない（下記 iii. を参照）。関税が発生したものの、物品が英国の関税領域内に留まる場合のために、英国政府は払い戻し制度を設ける。
- 通関業務の管理が必要な全企業に、事業者登録識別（EORI）番号が必要。

i. トレーダーサポートサービス（TSS: Trader Support Service）²⁰²

英国政府が新たに設けたサービスで、グレートブリテンと北アイルランドの物品の移動

²⁰⁰こうした物品として、絶滅危惧種、フッ素化ガスとオゾン層破壊物質、有害化学物質、残留性有機汚染物質、薬物前駆化学物質、水銀と水銀添加製品、天然ダイヤモンド、遺伝子組み換え生物（GMO）、火器、大西洋クロマグロ、魚のマジェランアイナメ（メロ）、拷問具が列挙されている：<https://www.gov.uk/guidance/moving-qualifying-goods-from-northern-ireland-to-the-rest-of-the-uk>

²⁰¹<https://www.gov.uk/guidance/trading-and-moving-goods-in-and-out-of-northern-ireland>
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/950601/Northern_Ireland_Protocol_-_Command_Paper.pdf

²⁰²Press release, Support service for Northern Ireland trade goes live (28 September 2020)
<https://www.gov.uk/government/news/support-service-for-northern-ireland-trade-goes-live>
 Guidance, Sign up for the Trader Support Service (Last updated 3 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/trader-support-service>

および英国外から北アイルランドへの物品の輸入に対して、両地域間で物品を移動する貿易業者を支援し、輸入申告や搬入略式申告など必要な手続きを無料で代行する。TSS を利用する場合は、英国歳入関税庁（HMRC）の税関システム（CDS）や輸入管理システム（ICS）にアクセスする必要はない。

ii. EORI 番号

2021 年 1 月 1 日から、北アイルランドと EU 域外国（グレートブリテンを含む）との間の物品の移動、北アイルランドでの輸入申告、同国での税関当局からの承認を得る場合には XI で始まる EORI 番号の取得が必要となる²⁰³。XI で始まる EORI 番号を取得するには、GB で始まる EORI 番号の取得が条件となる。

iii. 関税と英国トレーダー・スキーム（UK Trader Scheme）

英国と EU はグレートブリテンから北アイルランドに入る物品について、EU 域内に移送される「リスクがない」場合（not at risk）、すなわち関税が発生しない場合についての取り決めで合意した。これによれば、「リスクがない」とは以下のいずれかの場合である²⁰⁴。EU 域内に移送されるリスクがあれば、EU の関税が適用される。

- 物品が北アイルランドの最終消費者に対する販売または最終消費者の利用向けであるか、英国の他地域との取引向けの場合。この場合は、輸入者が英国トレーダー・スキーム²⁰⁵により HMRC の承認を得る必要がある。
- 適用される EU の関税が無税の場合。

なお、加工の目的で物品を北アイルランドに持ち込み、直近の会計年度の売上高が 50 万ポンド未満の事業者の場合も、英国トレーダー・スキームの下で宣言ができる。また、以下に示す特定目的で物品を持ち込む場合も、物品の加工について承認を申請できる。

- 英国の最終消費者への販売を目的とした食品。
- 北アイルランドの輸入者が行う、建設や医療・福祉サービスの直接提供、非営利活動。
- 輸入者による北アイルランドの施設で最終消費される動物飼料の加工。

²⁰³Get an EORI number <https://www.gov.uk/eori>

²⁰⁴Guidance, Check if you can declare goods you bring into Northern Ireland not 'at risk' of moving to the EU (14 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/check-if-you-can-declare-goods-you-bring-into-northern-ireland-not-at-risk-of-moving-to-the-eu>
Decision of the Withdrawal Agreement Joint Committee on the determination of goods not at risk (17 December 2020)

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949846/Decision_of_the_Withdrawal_Agreement_Joint_Committee_on_the_determination_of_goods_not_at_risk.pdf

²⁰⁵Guidance, Apply for authorisation for the UK Trader Scheme if you bring goods into Northern Ireland (15 December 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-authorisation-for-the-uk-trader-scheme-if-you-bring-goods-into-northern-ireland-from-1-january-2021>

iv. 衛生植物検疫措置の対象物品²⁰⁶

グレートブリテンから北アイルランドに移動する衛生植物検疫 (SPS) 措置の対象物品は、新たな要件に従う。これはアイルランド島の長年にわたる単一の疫学的地域としての地位を維持するための措置である。一方でグレートブリテンと北アイルランドの間の取引にかかる手続きを簡素化し、北アイルランドの港湾での管理をできるだけ回避することなども取り決められている。英国政府は新たに移動支援制度 (Movement Assistance Scheme) を設けて、生きた動物や動物由来の製品 (POAO)、植物、農産物を移動する事業者に対して新たな要件に対応するための支援を提供する。

v. 食品・飲料・農産物などの移動と暫定措置

食品のグレートブリテンから北アイルランドへの移動については、動物由来の製品 (POAO) を使用する食品・飲料、混合食品には輸出衛生証明 (EHC) が必要である。また、動物飼料やペットフードにも EHC が求められる。しかし、食品・飲料・農産物の移動については、スーパーマーケットや信頼できるサプライヤーなどの認定事業者の場合、2021年4月1日までは、輸出衛生証明 (EHC) や植物検疫証明、マーケティング基準証明などが免除される。こうした免除は、混合食品を含めた動物由来の製品を使用した食品・飲料、植物・植物製品、非動物由来の高リスク食品と飼料 (HRFNAO) などが対象となる²⁰⁷。

また、EU と北アイルランドへの輸出・移動が制限・許可されていない肉製品についても、一部製品については、2021年6月末までは引き続き北アイルランドへの移動が認められる。英国政府は、その後の恒久的な相互取り決めについても模索を続けるとしている²⁰⁸。

²⁰⁶Guidance, Movement Assistance Scheme: get help with moving agrifood goods to Northern Ireland (16 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/movement-assistance-scheme-get-help-with-moving-agrifood-goods-to-northern-ireland>

DAERA in the Northern Ireland Executive : Sanitary and phytosanitary checks and Points of Entry
<https://www.daera-ni.gov.uk/articles/sanitary-and-phytosanitary-checks-and-points-entry>

²⁰⁷Guidance, Export or move food, drink and agricultural products (Last updated 8 January 2021)

<https://www.gov.uk/guidance/export-food-and-agricultural-products-special-rules>

Guidance, Export or move composite food products (31 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/export-or-move-composite-food-products>

Guidance, Export plants and plant products from Great Britain and Northern Ireland (Last updated 19 January 2021)

<https://www.gov.uk/guidance/export-plants-and-plant-products-from-great-britain-and-northern-ireland>

Guidance, Exporting or moving high risk food and feed of non-animal origin to the EU or Northern Ireland (Last updated 24 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/exporting-or-moving-high-risk-food-and-feed-of-non-animal-origin-to-the-eu-or-northern-ireland#grace-period-for-authorised-traders-moving-food-from-gb-to-ni>

Guidance, Export or move animal feed or pet food (Last updated 6 January 2021)

<https://www.gov.uk/guidance/export-food-for-animals-special-rules>

²⁰⁸Guidance, Export or move food, drink and agricultural products (Last updated 8 January 2021)

<https://www.gov.uk/guidance/export-food-and-agricultural-products-special-rules>

2021年6月末まで移動が認められるのは、鶏・走鳥類・猟鳥の冷凍・冷蔵ひき肉、冷蔵以外の動物の冷蔵ひき肉、冷蔵肉調理品、EU からグレートブリテンに輸入された肉から作られた未加工肉。なお2021年1月29日の各肉製品別のガイダンスにより、移動を認める肉製品について、2月22日から6月30日までの移動にはEHCが必要で、オンラインサービスを使ってEHCを申請することが明示された。

vi. 宅配荷物と暫定措置²⁰⁹

宅配事業者や郵便事業者ロイヤル・メール・グループを使って宅配荷物を送る場合、北アイルランドの事業者がグレートブリテンの事業者から 135 ポンド以上の価額の荷物を受け取る場合には、税関申告などの手続きが必要となるが、2021 年 3 月 31 日までに受け取る荷物については申告を最大 3 カ月間先送りにできる。4 月以降については追って詳細が示される。なお、135 ポンド未満の荷物の受領では申告の必要はない。また、北アイルランドに居住する個人が荷物を受け取る場合、グレートブリテンの個人が、北アイルランドの個人や事業者向けに発送する場合、グレートブリテンの事業者が、北アイルランドの個人や事業者に物品税対象品と規制・禁止品を除く荷物を送る場合についても申告の必要はない。

③北アイルランドと EU 加盟国との間の物品の移動²¹⁰

北アイルランドとアイルランドを含む EU 加盟国との間の物品の移動には、移行期間後も実質的な変更はない。以下のように、EU 単一市場内での自由な取引が保証される。

- 新たな事務処理や関税、割り当ては発生せず、原産地規則に基づく検査も行われない。
- 北アイルランドで自由に流通する物品に対して、EU 単一市場内での移動に障壁はない。また、北アイルランドから EU 市場に移送される物品に対して、各 EU 加盟国は関税や障壁を適用できない。これはトランジット手続きを利用する物品にも適用される。
- EU は議定書の第 5 条に基づき、いかなる場合も無関税と自由なアクセスを保証する義務がある。英国政府は、北アイルランドの物品に対して EU 加盟国が義務を侵害しないように、この規定の適用を監視する。
- EU 市場に物品を上市するために取得する認可または認証は、同じ物品を英国市場に上市する場合にも認識され追加の認可は不要となる。この取り扱いは、北アイルランドからグレートブリテンを介して EU に移動する物品にも適用される。

²⁰⁹Guidance - Sending parcels between Great Britain and Northern Ireland (31 December 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/sending-parcels-between-great-britain-and-northern-ireland-from-1-january-2021>

先送りする申告の詳細は追って公表の予定だが、トレーダーサポートサービスに登録して EORI 番号を取得し、受領した荷物のインボイス（送り状）と荷物の受領日を保管・記録することが求められる。

²¹⁰PROTOCOL ON IRELAND/NORTHERN IRELAND

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840230/Revised_Protocol_to_the_Withdrawal_Agreement.pdf

<https://www.gov.uk/guidance/trading-and-moving-goods-in-and-out-of-northern-ireland>

④北アイルランドと EU 域外国との物品の移動²¹¹

北アイルランドと EU 域外国との取引に関する手続きには、移行期間後も変更はない。

- EU 域外国から輸入される物品には、英国の関税制度が適用される。ただしこれは、①英国トレーダー・スキームで認可された輸入業者によって、北アイルランドの最終消費者に販売、使用されることを目的として移送された製品、かつ EU 関税と英国関税の差が 3 ポイント未満、もしくは②英国の関税額が EU の関税額と同等以上であることが条件となる²¹²。
- 北アイルランドの事業者の負担を回避するため、EU 域外国から北アイルランドに物品を輸入する北アイルランドの事業者もトレーダーサポートサービス (TSS) を受けられる。
- 北アイルランドは、英国の関税領域の一部として、将来的な英国の FTA の恩恵を受ける。また、北アイルランド企業は、ダンピングや補助金など不公平な貿易慣行による産業への損害を保護するための貿易救済措置において、英国の通商政策の恩恵を受ける。ただし、EU に移送されるリスクのある物品は対象から除かれる。
- 北アイルランドで移行期間終了前に生産された物品であっても、EU と自由貿易協定を結ぶ相手国に対する直接輸出や加工後の輸出では EU 原産とはみなされない²¹³。

(2) 2021 年 1 月以降の工業物品に適用されるルール

①工業製品の上市と基準認証²¹⁴

移行期間終了後も、北アイルランドは工業製品の上市に関連する EU の全てのルールに準拠する。製品が EU のルールに適合しているとの承認をすでに保持している場合は、引き続き同基準に従って製造し、北アイルランド市場で販売できる。また、北アイルランド適格製品 (QNIG) については、追加の承認を得なくてもグレートブリテン市場に自由にアクセスできる。すなわち関連する基準を満たして承認を得ている製品は、別々に承認を得なくてもグレートブリテン市場と EU 市場の両方で上市できる。

工業製品の大半は EU のニューアプローチ指令に基づく製品であるが、製品別に技術的・手続き上の要件を詳細に定めた EU 指令が適用されるオールドアプローチ製品として、

²¹¹Guidance, Trading and moving goods in and out of Northern Ireland (7 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/trading-and-moving-goods-in-and-out-of-northern-ireland>
Guidance, Check if you can declare goods you bring into Northern Ireland not 'at risk' of moving to the EU (14 December 2020) <https://www.gov.uk/guidance/check-if-you-can-declare-goods-you-bring-into-northern-ireland-not-at-risk-of-moving-to-the-eu>
Decision of the Withdrawal Agreement Joint Committee on the determination of goods not at risk (17 December 2020)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/949846/Decision_of_the_Withdrawal_Agreement_Joint_Committee_on_the_determination_of_goods_not_at_risk.pdf

²¹²北アイルランドでの加工のために物品を持ち込む場合にも英国トレーダー・スキームにより承認を受けられる。「②-iii) 関税と英国トレーダー・スキーム」を参照。

²¹³Guidance Note - Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of customs, including preferential origin (REV4: 23 December 2020)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/guidance-customs-procedures_en_0_0.pdf

²¹⁴Guidance, Placing manufactured goods on the market in Northern Ireland (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-northern-ireland>

化学品、医薬品、自動車などがある。その他に EU のルールが適用されている製品には医療機器、鉄道相互運用性の構成要素、民生用爆薬、エコデザインとエネルギーラベルが必要な製品、化粧品などがある。なお、国内規則の対象となる製品（非整合製品）は、北アイルランドに適用される特定の規則を含めて英国の規則に準拠する必要がある。

i. 基準適合マーク

移行期間終了後に北アイルランドで製品を上市する場合には、関連する EU のすべてのルールに準拠していることを示す EU の基準適合マークが引き続き必要となる。大部分の工業製品の基準適合マークは CE マークである。一部製品では特定のマークもある。2021 年 1 月 1 日以降の対応は以下の通りとなる。

- 自己宣言に基づいて基準適合マークを付けている場合には、変更は不要。製品は引き続き北アイルランドを含む英国市場と EU 市場で有効となる。
- 北アイルランドで上市するため製品に取得する有効な基準適合マークは、グレートブリテンでも有効となる。
- 製品に第三者適合性評価が義務付けられている場合、または義務ではないが第三者適合性評価を用いる場合は、英国または EU のいずれかの認証機関を利用できる。
 - EU の認証機関を利用する場合：EU の基準適合マーク（通常は CE マーク）のみを適用する。製品は英国市場および EU 市場の全体で有効。
 - 英国の認証機関を利用する場合：EU の基準適合マーク（通常は CE マーク）に加えて UKNI マークも適用される²¹⁵。EU の基準適合マークと UKNI マークの両方が付いている製品は EU 市場には上市できない。これは、英国の機関によって実施された適合性評価の結果は EU では認められないため、EU 市場に上市するには CE マークを単独で使用する必要がある。
- CE マークに代わりグレートブリテンで適用される基準適合マークの UKCA マークは、北アイルランドに上市する製品には利用できない。
- グレートブリテン以外かつ EEA 外から北アイルランドに製品を上市する場合は、関連するルールに準拠していることを自己宣言し、EU の基準適合マークを適用できる。第三者適合性評価を必要とする場合は、EEA の認証機関、あるいは EU の要件に準拠した EEA 外の国の適合性評価機関を利用する。

²¹⁵Guidance - Using the UKNI marking (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukni-marking>

表 84 上市する市場別に必要な基準適合マーク

製品を上市する市場	上市の詳細	受容されるマーク、または組み合わせ
北アイルランド	EUの適合性評価機関を利用して工業製品を上市	CE
	英国の適合性評価機関を利用して工業製品を上市	UKNI
グレートブリテン	拘束のないアクセスに基づき、北アイルランド適格製品 (QNIG) をグレートブリテンに上市	CE または UKNI
	2021年12月31日までに工業製品を上市	UKCA または CE
	2022年1月1日以降に工業製品を上市	UKCA
EU市場	工業製品を上市	CE

注：製品は複数の基準適合マークがついていても受容される場合がある。例えば、CE マークと UKCA マークの両方が付いた製品は EU 市場で上市できる。ただし EU 市場では、CE マークと UKNI マークが付いた製品は受け入れられないため、CE マークを単独で表示しなければならない。

出所：<https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukni-marking>

iii. 上市に関する事業者の責任

移行期間終了後に、グレートブリテンから北アイルランドに初めて製品を持ち込んで上市する事業者は輸入業者となる。輸入業者による確認事項は、製品に自社の詳細が表示されていること、製品が関連規則に準拠し、適切な適合性評価手続きを実施して基準適合マークを付けていること、製造者が適切な技術文書を作成しラベルの要件を順守していること、適合性宣言の写しを10年間保管すること、エンドユーザーが理解しやすい言葉で書かれた使用説明書を付けることである²¹⁶。

特定の製品については、安全性に責任を持つ者を指名する必要がある、EU 法の下では北アイルランドまたは EEA の輸入業者が責任者となる²¹⁷。移行期間終了前に、認定代理人および責任者として北アイルランドや EEA に拠点を持つ者を指名している場合には変更は不要だが、グレートブリテンに拠点を持つ責任者を指名している場合は変更が必要となる。なお、2021年7月16日からは新規則が施行され、一部事業者はサプライチェーン内で適合の役割を実行する者がいなければ、EU または北アイルランド内で認定代理人を指名する必要がある場合がある。詳しいガイダンスは追って公表される予定である²¹⁸。

北アイルランドの事業者で EU から供給を受けた製品をグレートブリテンで販売する場合、その事業者は英国のルールでは輸入業者となる。適切な適合性評価の手続きと基準適合マークが必要だが、これは EU の基準適合マークとなる。このほか、物品に自社の詳細が表示されていること、製造者が適切な技術文書を作成していること、製品が安全でない場合は

²¹⁶Guidance, Placing manufactured goods on the market in Northern Ireland (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-northern-ireland>

²¹⁷英国政府は、移行期間終了後に国内の認定代理人や輸入事業者の立場・責任が変わる点などについて関連法の改正を進め、特に「2019年製品安全・計測学等（改正等）（EU離脱）規則」とこれを一部改正する「2020年製品安全・計測学等（改正等）（UK(NI)表示）（EU離脱）規則」で、製品安全性を規制する多数の国内規則を一括して定義を改正している。ただし両規則は、北アイルランドが「2019年製品安全・計測学等（改正等）（EU離脱）規則」の適用対象外であることを明確にしている。ガイダンスでも北アイルランド製品は引き続き EU 関連規則に従うことを明示している。

Guidance, UK product safety and metrology from 1 January 2021 (16 November 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/uk-product-safety-and-metrology-from-1-january-2021>

²¹⁸Guidance, Placing manufactured goods on the market in Northern Ireland (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-northern-ireland>

適切な措置をとることを確かめる必要がある²¹⁹。

②化学品と REACH（化学品の登録、評価、認可、制限）規則

英国政府は、移行期間終了後の 2021 年 1 月 1 日から英国版 REACH（UK REACH）制度を導入したが、北アイルランドには引き続き EU の REACH が適用される。なお、移行期間終了後は、北アイルランドを拠点とする事業者は、グレートブリテンを拠点とする事業者による EU REACH の登録を利用できなくなる²²⁰。

i. 北アイルランドでの上市と EEA への輸送

原則として、北アイルランドで年間 1 トン以上の化学物質、混合物、成形品を製造または販売するには、欧州化学品庁（ECHA）に登録する必要がある。これは、その物質をグレートブリテンから北アイルランドに輸送し、北アイルランドで上市する場合も同様である。その場合に、製品を輸出するグレートブリテンの事業者は、アイルランドまたは EEA の輸入業者が EU REACH に登録していることを確認するか、北アイルランドまたは EEA で唯一の代理人（OR）を指名し、EU REACH に物質の登録を行っていることが必要となる²²¹。

北アイルランドで製造され EEA に輸送される物質は、登録要件の観点からは輸入扱いにならないため、既存の登録を EU の製造者または輸入業者に移管する必要もなく、EU の唯一の代理人を指名する必要もない。唯一の代理人を指名する場合、北アイルランドに設立された唯一の代理人が EEA の唯一の代理人とみなされる。

北アイルランドで、規制（EC）No 1907/2006 の付属書 XIV に記載された認可対象物質を上市する場合、EU REACH の認可の対象となる。これは物質がグレートブリテンから北アイルランドに輸送されて上市される場合も適用される²²²。

ii. 北アイルランドからグレートブリテンへの輸送

北アイルランドの事業者が EU REACH に従って登録した北アイルランド適格製品（QNIG）を、グレートブリテンの輸入業者または川下ユーザーがグレートブリテンに引き続き持ち込みたい場合に、これを容易にするため、通知システムの「北アイルランド通知」が設けられた²²³。グレートブリテンの輸入業者は、北アイルランドから年 1 トン以上を輸入する物質

²¹⁹Guidance, Placing manufactured goods on the market in Great Britain (31 December 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-great-britain>

²²⁰NI businesses trading qualifying NI goods (QNIG) (Last updated 1 December 2020)

<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20201211193442/https://www.hse.gov.uk/brexit/scenario11.htm>

²²¹GB-based downstream users or distributors of EU REACH registered chemicals sourced from the EU/EEA or non-qualifying NI good from Northern Ireland who wish to maintain GB market access (Last updated 1 December 2020)

<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20201211193307/https://www.hse.gov.uk/brexit/scenario2.htm>

Notice to Stakeholders, “Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of chemicals regulation under REACH” (30 March 2020)

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_reach.pdf

²²²https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_reach.pdf

²²³GB importers or downstream users of qualifying NI goods registered under EU REACH by a business in

に関する情報を、移行期間終了から 300 日以内に安全衛生庁（HSE）に提出する。この通知と情報は、グレートブリテンの輸入業者または北アイルランドの供給者のいずれかが提出できる。2021 年 2 月からは、「Comply with UK Reach」と呼ばれるオンラインサービスを使って、通知と情報を提出できるようになった。

③医療機器

移行期間終了後、北アイルランドで医療機器を上市する製造者には、以下の要件が適用される²²⁴。

- 2021 年 5 月 26 日から EU の医療機器規則（MDR）が、2022 年 5 月 26 日からは EU の体外診断用医療機器規則（IVDR）が、上市する医療機器に適用される。
- CE マークが引き続き必要となる。さらに、英国の認証機関が第三者適合性評価を実施する場合には UKNI マークが必要となる。
- 体外診断用医療機器（IVD）を含む一部の機器は、英国の医薬品・医療製品規制庁（MHRA）に新たな登録が必要となる。北アイルランドの製造者および認定代理人が上市する一般医療機器（クラス 1）と一般 IVD は、2021 年 1 月 1 日から登録が必要となったが、その他の医療機器の登録には機器によって 4 カ月（2021 年 4 月末まで）または 8 カ月（2021 年 8 月末まで）の猶予期間がある。
- 英国の製造者は、北アイルランドか EU で認定代理人を指名する必要がある。
- 英国外の製造者の大半は英国責任者を指名する必要がある。この責任者は、英国内の規制の連絡窓口となり、規制要件が適用されればそれを順守する。

④医薬品

医薬品については EU の規制が北アイルランドに適用されるが、グレートブリテンから北アイルランドに供給される認可医薬品については、2021 年 12 月 31 日までの 1 年間は暫定措置が設けられる。これにより、グレートブリテンで行われたバッチ試験と有資格者（QP）による承認により、北アイルランドに医薬品を供給できる。EEA で行われたバッチ試験と有資格者（QP）による承認により、グレートブリテン経由での北アイルランドへの供給もできる。2022 年 1 月 1 日以降は、グレートブリテンから北アイルランドへの供給では、北アイルランドまたは EEA 内で行われる輸入管理への対応が必要となる。これには、製造・輸入承認（MIA: Manufacture and Importation Authorisation）保有者による輸入、バッチ試験、QP による承認が含まれる²²⁵。

Northern Ireland (Northern Ireland notifications)

<https://www.hse.gov.uk/reach/northern-ireland.htm>

²²⁴Guidance, Regulating medical devices in the UK (31 December 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/regulating-medical-devices-in-the-uk>

Guidance, Guidance for retailers: supplying medical devices to Northern Ireland (5 January 2021)

<https://www.gov.uk/guidance/guidance-for-retailers-supplying-medical-devices-to-northern-ireland>

²²⁵Guidance, Supplying authorized medicines to Northern Ireland (31 December 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/supplying-authorised-medicines-to-northern-ireland>

臨床試験用医薬品（IMP: investigational medicinal product）についても 2021 年 12 月 31 日までは、グレートブリテンで行われる QP の承認により北アイルランドに供給できる。2022 年 1 月 1 日以降は、北アイルランド又は EEA 内の MIA（IMP）保有者による輸入および QP による承認が必要となる²²⁶。

なお、北アイルランドで認可された医薬品は、グレートブリテンで認可が与えられる。北アイルランドからグレートブリテンへの調達は、卸売目的では輸入責任者（RPi）ではなく通常の責任者（RP）の監督のもとで認められる²²⁷。

⑤自動車の型式認証

移行期間終了後も北アイルランドへの自動車の上市では、EU の型式認証規則を順守する必要がある²²⁸。

- 北アイルランドを含む英国の国外には輸出せず、EU の認証を取得しない製造者は、北アイルランドでの上市に UKNI の認証を取得できる。これは EU の規則に従い、英車両型式認可機関（VCA）が発行する。
- 北アイルランドで製造されて EU に輸送される自動車は EU への輸出にはならないが、グレートブリテンから北アイルランドに輸送される自動車は EU 域外からの輸入扱いとなる。EU 法の規定により、加盟国を示す固有コードが要求される場合は、「UKNI」として示される。
- EU の認証機関が付与する型式認証およびその改訂または拡張は、北アイルランドで有効だが、英国の認証機関が付与する型式認証およびその改訂または拡張は、北アイルランドでのみ有効で、EU では無効となる。
- 英国の認証機関により型式認証されている場合、「UKNI」の表示は EU の型式認証規則の規定で求められる基準適合マーク、ロゴの横に貼付する。これにより、北アイルランドでは合法的に上市し登録できるが、EU ではできない製品であることが識別できる。

²²⁶Guidance, Supplying investigational medicinal products to Northern Ireland (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/supplying-investigational-medicinal-products-to-northern-ireland>

²²⁷Guidance, Sourcing medicines for the Great Britain market from an approved country for import or Northern Ireland (31 December 2020)、詳細なガイダンスは追って公表される予定。
<https://www.gov.uk/guidance/sourcing-medicines-for-the-great-britain-market-from-an-approved-country-for-import-or-northern-ireland>

²²⁸Issuing GB type approval from 1 January 2021 (Department for Transport, September 2020)
<https://www.vehicle-certification-agency.gov.uk/wp-content/uploads/2020/09/GB-Type-Approval-Scheme.pdf>
Notice to Stakeholders - Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of type-approval of vehicles, systems, components and separate technical units (14 July 2020)
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/type_approvals-automotive_vehicles_en.pdf

(3) 2021年1月以降の税務

①付加価値税 (VAT) の扱い²²⁹

アイルランド/北アイルランド議定書により、北アイルランドにおける物品の移動および北アイルランドを介在する物品の移動には、EU の VAT ルールが適用される。ただし、北アイルランドは英国の VAT 制度の一部であり、HMRC が引き続き VAT の運用と徴収を担う。なお、サービス取引に関しては、英国の VAT ルールが北アイルランドにも適用される。

- VAT の登録——北アイルランドでの物品の販売には、新たに VAT 登録の必要はない。すでに VAT 登録をしている場合は、既存の VAT 登録が影響を受けることはない。英国全体での全売上高に対して、英国の単一の VAT 申告により引き続き VAT を計上する。
- 北アイルランドとグレートブリテンまたは第三国との物品取引——グレートブリテンと北アイルランドの間の取引には、輸出入に対する VAT が適用される。これは北アイルランドと第三国の間でも同じである。ただし事業者への影響を最小限に抑えるため、運用方法についての実際的な詳細は英国政府が決定する²³⁰。
- 北アイルランドと EU 加盟国との物品取引——EU 域内の取引と見なされ、加盟国間の国境を越える物品の供給と移動に適用される EU の全ルールが適用される。

表 15 物品の動きと VAT の取り扱い

物品の動き	VAT の取り扱い
グレートブリテンから北アイルランド	北アイルランドでの輸入
北アイルランドからグレートブリテン	北アイルランドからの輸出
EU から北アイルランド/北アイルランドから EU	EU 域内の取引
EU 域外国から北アイルランド	北アイルランドでの輸入
北アイルランドから EU 域外国	北アイルランドからの輸出
グレートブリテンから EU	関係する EU 加盟国での輸入
EU からグレートブリテン	関係する EU 加盟国での輸出

出所 : https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/vat-goods_en.pdf

²²⁹Notice to Stakeholders – Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of Value Added Tax (VAT) for goods (REV3: 10 December 2020)

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/vat-goods_en.pdf

Policy paper, Accounting for VAT on goods moving between Great Britain and Northern Ireland from 1 January 2021 (Updated 29 January 2021) <https://www.gov.uk/government/publications/accounting-for-vat-on-goods-moving-between-great-britain-and-northern-ireland-from-1-january-2021/accounting-for-vat-on-goods-moving-between-great-britain-and-northern-ireland-from-1-january-2021>

²³⁰北アイルランドとグレートブリテンの間で移動する物品に対する VAT の取り扱いの詳細、および英国・EU 外から北アイルランドに輸入される物品への VAT 適用方法については、HMRC のポリシーペーパーを参照できる :

Policy paper, Accounting for VAT on goods moving between Great Britain and Northern Ireland from 1 January 2021 (Updated 29 January 2021) (上記参照)

Policy paper, How VAT will apply for goods imported into Northern Ireland from outside the UK or EU (Updated 29 January 2021)

<https://www.gov.uk/government/publications/accounting-for-vat-on-goods-moving-between-great-britain-and-northern-ireland-from-1-january-2021/accounting-for-vat-when-importing-or-moving-goods-into-northern-ireland-from-outside-the-eu>

グレートブリテンまたは EU 域外国から物品を輸入する北アイルランドの VAT 登録事業者は、EU 域内国にその物品を供給する場合は、再供給免除 (OSR: Onward Supply Relief) を申請することで輸入 VAT は免除され、EU 域内の供給国で VAT が課される : Guidance, Import VAT relief for goods supplied onward to an EU country (VAT Notice 702/7) (Last updated 31 December 2020)

<https://www.gov.uk/guidance/import-vat-relief-on-goods-imported-for-onward-supply-notice-7027>

②物品税の扱い²³¹

アイルランド/北アイルランド議定書により移行期間終了後、物品税が課せられる物品（アルコール類、たばこ、燃料）にはEUの物品税制度が適用される。物品税を課せられる物品の分類と課税は、物品税の構造と税率に関する製品別の該当する指令が適用される。物品の移動では以下の通りとなる。

- ・ 北アイルランド内の移動——保管と移動に関するルールに変更はなく、EUの物品税の一般的取り決めに関する指令に従う。
- ・ 北アイルランドとグレートブリテンの間の移動——EUの物品税のルールではEU域外との輸入または輸出とみなされる。
- ・ 北アイルランドとEU加盟国の間の移動——EU域内の国境を越えた物品の移動と同じ扱いとなる。北アイルランドの事業者が、物品税一時停止措置の物品をEU加盟国との間で移動する際には、EUで導入している物品税対象品の移動および監視のシステム（EMCS）²³²のような汎欧州ITシステムを利用する必要がある。

表 96 物品税対象の物品の動きに対する物品税の取り扱い

物品の動き	移行期間終了後の物品税の取り扱い
NI 内での移動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管と移動に関するルールに変更はない。 ・ 物品税一時停止措置の物品については、代替管理システムの利用を特に認められない限り、引き続き EMCS を使う必要がある。
NI から GB への移動	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ変更はない。NI で英国の物品税を納付している場合、物品が GB に移動した際に物品税の納付は不要。 ・ 物品税一時停止措置の物品については、代替管理システムの利用を特に認められない限り、引き続き EMCS を使う必要がある。
GB から NI への移動 ²³³	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ変更はない。物品が NI に入った際に物品税が発生するが、GB で納付した物品税は相殺できる。
NI と EU 域外国との輸出入	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ変更はない。
GB を経由しない NI と EU の間の移動	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU の制度と手続きが適用される。 ・ 物品税納付済みの物品には、引き続き EU の手続きを利用できる。 ・ 物品税一時停止措置の物品には、引き続き EMCS を使う必要がある。
GB、NI、EU の間の移動	<ul style="list-style-type: none"> ・ GB と EU の間の移動は EU 域外との輸出入として扱われる。 ・ 物品税一時停止措置の物品では、EMCS を利用することはできない。
EU を経由する NI から GB への移動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品が EU から GB に輸出されるまで、EU のルールが適用される。 ・ 物品が NI を離れる時点では物品税の還付を請求できない。GB 到着時に HMRC が物品税の納付を確認すれば、追加の納付は不要。 ・ 物品税一時停止措置の物品での EMCS の利用は、EU を離れる時点で終了する。その後は新たに物品税一時停止措置として EMCS を開始するか、GB 到着時に英国の物品税を納付する。
EU を経由する GB から NI へ	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU への輸出時に英国の物品税の還付を請求できる。EU 到着時に物品を

²³¹Notice to Stakeholders - Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of excise (REV2: 10 December 2020)

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/file_import/guidance-excise-ongoing-movements_en_0.pdf

²³²EMCS (Excise Movement and Control System) :物品税未納の製品の動きをリアルタイムで把握することが可能なシステム。 https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/excise-duties-alcohol-tobacco-energy/excise-movement-control-system_en

²³³物品税対象の物品をグレートブリテンから北アイルランドに小包で送る場合についての詳細は次のガイダンスを参照: Guidance, Moving excise goods from Great Britain to Northern Ireland by parcel (29 January 2021) <https://www.gov.uk/guidance/moving-excise-goods-from-great-britain-to-northern-ireland-by-parcel>

の移動	<p>申告し、当該国の物品税を納付するか、物品税一時停止措置とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> EU加盟国で物品税を納付した場合はNI到着時に還付を請求し、英国の物品税を納付する。物品税一時停止措置とした場合はEMCSを使う必要がある。
GBを経由するNIからEUへの移動	<ul style="list-style-type: none"> 物品税納付済みの物品では、GBを離れれば還付を請求できる。EU到着時に当該国の物品税を納付するか、EMCSを使い物品税一時停止措置とする。 物品税一時停止措置の物品は、NIの事業者の保証によりEMCSを使う1回の移動で、物品の全移動をカバーする必要がある。
GBを経由するEUからNIへの移動	<ul style="list-style-type: none"> 物品税納付済みの物品では、物品のGB到着時に英国の物品税を納付するか物品税一時停止措置とする。 物品税一時停止措置の物品は、EMCSを使う1回の移動で物品の全移動をカバーすることができる。GB到着時に通関申告を行い一時停止措置を継続するか、英国の物品税を納付するかを選択できる。
NIを経由するGBからEUへの移動	<ul style="list-style-type: none"> 物品税納付済みの物品では、物品がNIに入ればEUの手続きに従う。物品がNIを離れる際に、英国の物品税の還付を請求できる。 物品税一時停止措置の物品では、全移動をカバーするには2回のEMCSによる移動が必要となる。
NIを経由するEUからGBへの移動	<ul style="list-style-type: none"> 物品税納付済みの物品では、GB到着時に英国の物品税を納付する必要がある。または、GBで物品税一時停止措置を選べる。 物品税一時停止措置の物品は、全移動をカバーするには2回のEMCSによる移動が必要となる。

注：NI=北アイルランド、GB=グレートブリテン（英国の北アイルランド以外の地域）

出所：Policy paper, Moving excise goods as freight under the Northern Ireland Protocol from 1 January 2021 (Updated 18 December 2020)

<https://www.gov.uk/government/publications/moving-excise-goods-as-freight-under-the-northern-ireland-protocol-from-1-january-2021>

4. 参考情報

<英国政府>

- Collection, Moving goods into, out of, or through Northern Ireland
<https://www.gov.uk/government/collections/moving-goods-into-out-of-or-through-northern-ireland>
- Guidance, Trading and moving goods in and out of Northern Ireland (7 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/trading-and-moving-goods-in-and-out-of-northern-ireland>
- Guidance, Check if you can declare goods you bring into Northern Ireland not 'at risk' of moving to the EU (14 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/check-if-you-can-declare-goods-you-bring-into-northern-ireland-not-at-risk-of-moving-to-the-eu>
- Guidance, Apply for authorisation for the UK Trader Scheme if you bring goods into Northern Ireland (15 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-authorisation-for-the-uk-trader-scheme-if-you-bring-goods-into-northern-ireland-from-1-january-2021>

- Guidance, Placing manufactured goods on the market in Northern Ireland (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-northern-ireland>
- Guidance, Using the UKNI marking (31 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukni-marking>
- Guidance, sign up for the Trader Support Service (Last updated 3 December 2020)
<https://www.gov.uk/guidance/trader-support-service>
- Trader Support Service (HMRC) <https://www.tradersupportservice.co.uk/tss>
- Policy paper, VAT: Value Added Tax in Northern Ireland (21 December 2020)
<https://www.gov.uk/government/publications/vat-value-added-tax-in-northern-ireland/vat-value-added-tax-in-northern-ireland>

<EU>

- Consequences for public administrations, businesses and citizens of the EU (分野別では94件のNotice to StakeholdersやGuidance Noteなどがある)
https://ec.europa.eu/info/relations-united-kingdom/overview/consequences-public-administrations-businesses-and-citizens-eu_en

VII. UKCA マーク

1. EU 離脱前の制度概要

英国の EU 離脱に伴い、英国では 2020 年 12 月 31 日の移行期間終了後、これまでの EU の CE マークに代わり、新たに UKCA (UK Conformity Assessed) マークが導入された。

CE マークは、欧州経済領域 (EEA : European Economic Area) ²³⁴とトルコで上市する製品に付けられる EU の基準適合マークで、製品が、EU の定める安全性、健康、環境基準や要件を満たし、EU 法に適合していることを示す。CE マークの適用対象となる製品は、CE マークを付けなければ、EEA とトルコで製品を上市²³⁵することはできない。CE マークが適用となる製品は、以下の表の通りで、対象は 25 製品・分野に及ぶ。

表 17 CE マークの対象製品・分野

製品		
埋込式能動医療機器 (指令 90/385/EEC、規則 (EU) 2017/745*)	ガス燃焼機器 (規則 (EU) 2016/426)	旅客用ロープウェイ設備 (規則 (EU) 2016/424)
建築資材 (規則 (EU) 305/2011)	エネルギー関連製品 (指令 2009/125/EC)	電磁環境両立性 (指令 2014/30/EU)
防爆機器 (ATEX) (指令 2014/34/EU)	民生用爆薬 (指令 2014/28/EU)	熱水ボイラー (指令 92/42/EEC)
体外診断用医療機器 (指令 98/79/EC、規則 (EU) 2017/746*)	昇降機 (指令 2014/33/EU)	低電圧電気機器 (指令 2014/35/EU)
機械 (指令 2006/42/EC)	測量機器 (指令 2014/32/EU)	医療機器 (指令 93/42/EEC、規則 2017/745*)
屋外用機器の騒音 (建設・ ガーデニング用機器) (指令 2000/14/EC)	非自動重量測定器 (指令 2014/31/EU)	身体保護用具 (規則 (EU) 2016/425)
圧力設備 (指令 2014/68/EU)	花火 (指令 2013/29/EU)	ラジオ・通信端末設備 (指令 2014/53/EU)
レジャー用船舶 (指令 2013/53/EU)	電気・電子機器における特定 有害物質の使用制限 (改正 RoHS) (指令 2011/65/EU)	玩具の安全 (指令 2009/48/EC)
簡易圧力機器 (指令 2014/29/EU)		

*現行指令を置き換える新規則で、規則 2017/745 は 2021 年 5 月 26 日から、規則 2017/746 は 2022 年 5 月 26 日から適用開始となる。

出所 : EU CE marking: https://ec.europa.eu/growth/single-market/ce-marking/manufacturers_en

²³⁴EU とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー

²³⁵製造者や輸入者によって、製品がはじめて市場でアクセス (調達) 可能となる状態に置かれること。製品タイプではなく個別製品についての概念。詳細な定義はジェトロ「英国の EU 離脱移行期間終了に向けた日本企業のビジネス上の留意点」の第二部 V2. (2) 上市 (placing on the market) 参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/4f4c42272e5cf341/20200014.pdf

CE マークを付けるにあたって製造者は、製品に課される要件（必須供給事項）を満たしていることを宣言する必要がある。製品によって、製造者自身が製品の適合性を評価する自己宣言が認められるものと、第三者認証機関（Notified Body）による適合性評価が必要になるものがある。自己宣言が認められる場合、製造者は製品の適合性を評価し、技術文書を作成した上で、EU 適合宣言（EU Declaration of Conformity）を作成する。第三者認証機関による適合性評価が必要な場合は、加盟国の認定機関（Accreditation Body）が認定した第三者認証機関を通じて適合性評価を実施する。その場合、CE マークには認証機関の識別番号を付さなければならない。認定を受けた第三者認証機関は、欧州委員会に通知され、欧州委員会の NANDO データベース²³⁶に掲載される。

2. 移行期間終了後に適用される制度の概要（UKCA マーク）

(1) UKCA マークの導入と法的枠組み

UKCA マークは、移行期間終了後の 2021 年 1 月 1 日から英国で新たに導入された製品の基準適合マークで、英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド）で上市される製品に使用される。また、UKCA マークは、現在 CE マークの対象となる製品のほとんどに適用される。2021 年 1 月 1 日以降、製品に課される技術的要件（必須要求事項）や適合性評価のプロセス、適合性を示すために必要な規格もこれまでとほぼ同様である。UKCA マークは、2021 年 1 月 1 日から適用されているが、ビジネスの混乱を避けるための移行措置として、ほとんどの場合 2021 年 12 月 31 日まで CE マークを継続して使用することが認められる²³⁷。なお、北アイルランドは、UKCA マークの対象外となり、CE マークまたは新たに導入される UK(NI) マークが必要になる²³⁸。

2018 年 6 月に採択された「2018 年 EU 離脱法²³⁹」に基づいて、CE マークに関する規制を含む EU 法は、英国の EU 離脱後も英国法として置き換えられ、その効果を持続することが定められている。そのため CE マークの基本的な制度設計は UKCA マークでも維持される。UKCA マーク制度の導入に際しての変更に関しては、「2019 年製品安全と計測等に関する規則（改正等）（EU 離脱）²⁴⁰」を中心に、いくつかの第二次立法を制定済みだが、これらはあくまで、CE マークを UKCA マークとして英国法に引き継いで機能させるために必要な変更手続き等が中心で、安全性やその他の技術要件等の変更はほとんどない。今後も必要に応じ第二次立法の策定が予定されている。

²³⁶Nando (New Approach Notified and Designated Organisations) データベース
<https://ec.europa.eu/growth/tools-databases/nando/>

²³⁷Guidance : Using the UKCA marking
<https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukca-marking>

²³⁸北アイルランドの扱いについては、「2. (7) 北アイルランドの扱いについて」で後述する。

²³⁹the European Union (Withdrawal) Act 2018
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents>

²⁴⁰The Product Safety and Metrology etc. (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019
<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2019/696/contents/made>

UKCA マークの対象となる製品とその要件に関しては、対象製品ごとに制定された EU 指令と、それを英国国内法に移管した各法令があり、この中で技術要件等が定められている（適用となる英国国内法については表 参照）。

また、UKCA マーク導入に向けて、政府は、2020 年 12 月 31 日、「UKCA マークの利用に関するガイダンス²⁴¹」を公表している。

(2) UKCA マークの対象製品

UKCA マークは、2020 年 12 月 31 日まで CE マークの貼付が求められていたほとんどの製品に対し必要となり、追加としてエアゾール製品にも適用となる²⁴²。政府のガイダンスによれば、UKCA マークの対象製品と英国の適用法は表 の通りである。その際、医療機器には、埋め込み式能動医療機器と対外診断用医療機器も含まれる²⁴³。また、医療機器、鉄道の相互運用性、建築資材、民生用爆薬については、UKCA マークの対象ではあるが、別途特別な規制も適用となるため詳細確認が必要である。これらの製品については、政府からそれぞれガイダンスが発表されている²⁴⁴。

表 18 UKCA マークの対象製品・分野と英国の適用法

製品 (EU 法)	EU 指令に対応する英国の適用法
玩具の安全 (指令 2009/48/EC)	Toys (Safety) Regulations 2011 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2011/1881/contents/made
レジャー用船舶 (指令 2013/53/EU)	Recreational Craft Regulations 2017 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2017/737/contents/made
簡易圧力容器 (指令 2014/29/EU)	Simple Pressure Vessels (Safety) Regulations 2016 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/1092/contents
電磁環境両立性 (指令 2014/30/EU)	Electromagnetic Compatibility Regulations 2016 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/1091/contents
非自動重量測定器 (指令 2014/31/EU)	Non-automatic Weighing Instruments Regulations 2016 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/1152
測量機器 (指令 2014/32/EU)	Measuring Instruments Regulations 2016 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/1153/contents
昇降機 (指令 2014/33/EU)	Lifts Regulations 2016 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/1093/contents
防爆機器 (ATEX) (指令 2014/34/EU)	Equipment and Protective Systems Intended for use in Potentially Explosive Atmospheres Regulations 2016 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/1107/contents/made
ラジオ・通信端末設備 (指令 2014/53/EU)	Radio Equipment Regulations 2017 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2017/1206/contents

²⁴¹ Guidance: Using the UKCA marking

<https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukca-marking>

²⁴² エアゾールの基準適合は、EU では逆さイプシロンマークで示すが、英国では UKCA マークの対象となる。

²⁴³ Guidance: Regulating medical devices in the UK (UKCA)

<https://www.gov.uk/guidance/regulating-medical-devices-in-the-uk#UKCA>

²⁴⁴ 医療機器 (<https://www.gov.uk/guidance/regulating-medical-devices-in-the-uk>)

鉄道の相互運用性 (<https://www.gov.uk/guidance/rail-transport-domestic-and-cross-border-operations#interoperability-constituents>)

建築資材 (<https://www.gov.uk/guidance/construction-products-regulation-in-great-britain>) 民生用爆薬 (<https://www.hse.gov.uk/explosives/ce-marking/index.htm>)

圧力設備 (指令 2014/68/EU)	Pressure Equipment (Safety) Regulations 2016 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/1105/contents
身体保護用具 (規則 (EU) 2016/425)	The Personal Protective Equipment (Enforcement) Regulations 2018 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/390/contents/made
ガス燃焼機器 (規則 (EU) 2016/426)	Gas Appliances (Product Safety and Metrology etc (Amendment etc) (EU Exit) Regulations 2019)
機械 (指令 2006/42/EC)	Supply of Machinery (Safety) Regulations 2008 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/1597/contents
屋外用機器の騒音 (指令 2000/14/EC)	Noise Emission in the Environment by Equipment for use Outdoors Regulations 2001 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2001/1701/contents
熱水ボイラーとエネルギー関連製品 (エコデザイン) (指令 92/42/EEC と指令 2009/125/EC)	The Ecodesign for Energy-Related Products and Energy Information (Amendment) (EU Exit) Regulations 2019 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2019/539/contents/made
エアゾール	The Aerosol Dispensers Regulations 2009 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2009/2824/resources
低電圧電気機器 (指令 2014/35/EU)	The Electrical Equipment (Safety) Regulations 2016 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/1101/contents
電気・電子機器における特定有害物質の使用制限 (改正 RoHS) (指令 2011/65/EU)	The Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment Regulations 2012 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2012/3032/contents
花火 (指令 2013/29/EU)	The Pyrotechnic Articles (Safety) Regulations 2015 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2015/1553/contents/made
旅客用ロープウェイ設備 (規則 (EU) 2016/424)	The Cableway Installations Regulations 2018 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2018/816/contents
医療機器*1*2 (指令 93/42/EEC)	The Medical Devices Regulations 2002 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2002/618/contents
鉄道の相互運用性*2	The Railways (Interoperability) Regulations 2011 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2011/3066/contents
建築資材*2 (規則 (EU) 305/2011)	The Construction Products Regulations 2013 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/1387/contents
民生用爆薬*2 (指令 2014/28/EU)	The Explosives Regulations 2014 (Amendment) Regulations 2016 https://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/315/contents/made

*1 医療機器には、埋め込み式能動医療機器 (指令 90/385/EEC) と体外診断用医療機器 (指令 98/79/EC) も含まれる。

*2 UKCA マークの対象とはなるが、一部、特別規定が適用となる。

出所：

EU legislation & UK legislation

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/953948/uk-eu-legislation-list.ods

Guidance : Designated standards

<https://www.gov.uk/guidance/designated-standards>

EU Harmonised Standards

<https://ec.europa.eu/growth/single-market/european-standards/harmonised-standards/>等を基に作成。

(3) UKCA マークの使用方法に関する要件

①UKCA マークの表示方法

ほとんどの場合、製品自体あるいは容器包装に UKCA マークを表示することになるが、例外的に説明書やその他の添付文書への表示が許可される場合もある。製品の個々の規則により違いはあるが、一般的には、以下のルールが適用される。

- ・ UKCA マークは、製造者自身あるいは認定代理人（適用法令で認められている場合）が表示する。
- ・ UKCA マークを表示する際、製造者は製品の適合性について 100%責任を負う。
- ・ UKCA マークは、製品の英国の法規制への適合性を示す目的にのみ使用する。
- ・ 第三者に UKCA マークの意味や形を誤解させるようなマークや印を付けてはならない。
- ・ UKCA マークの視認性、可読性、意味に誤解を招くような他のマークを付けてはならない。
- ・ 法令で義務づけられている場合以外は、UKCA マークを製品に表示することはできない。

②UKCA マークの画像表示

UKCA マークの使用に際しては、以下の要件を満たす必要がある：

- ・ UKCA マークを縮小や拡大して表示する場合、原寸と比率が同じであること。UKCA マークの画像は次のリンクからダウンロード可能。
 - ・ 画像ファイル（塗りつぶし）
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/912349/ukca-mark-fill.zip
 - ・ 画像ファイル（枠のみ）
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/948775/ukca-mark-outline.zip
- ・ UKCA マークの高さが最低 5 mm 以上であること（最小寸法に関する例外規定がある場合を除く）。
- ・ UKCA マークが、見やすく判読可能なこと（2023 年 1 月 1 日以降は印字・プリントするなど恒久的に表示する必要がある）。

図 1 UKCA マークの表示画像



出所：Guidance: Using the UKCA marking
<https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukca-marking>

(4) 英国適合宣言と英国認定機関、適合性評価機関、技術文書の保管

①英国適合宣言の作成に求められる要件

英国適合宣言 (UK Declaration of Conformity) とは、合法的に UKCA マークを付けるために、ほとんどの製品に作成が義務付けられる文書である。製造者または、認定代理人 (関連法令で認められている場合) は、この文書において、以下のことを行わなければならない。

- ・ 該当製品が適用法令で定められた法的要件に適合していることを宣言する。
- ・ 文書に、製造者 (あるいは認定代理人) の名称と住所、製品と認証機関 (該当する場合) の情報を確実に記載する。

英国適合宣言は、要請に応じて市場監視当局に提出できるようにしておく必要がある。また、英国適合宣言に必要な情報は、現行の EU 適合宣言とほぼ同じで、原則、以下の情報を含む。ただその際、EU 法ではなく英国法、EU 官報掲載の EN 規格ではなく英国規格 (接頭語に BS の付いた規格²⁴⁵) を記載する必要がある。

- ・ 製造者あるいは認定代理人の名称と住所
- ・ 製品のシリアル番号、モデル、またはタイプの識別情報
- ・ 製品の法令遵守についてすべての責任を負うことの宣言
- ・ 適合性評価を実施した認証機関の詳細 (該当する場合)
- ・ 製品が準拠する関連法 (EU 法ではなく英国法を記載)
- ・ 代表者の名称と署名
- ・ 宣言の発行日付
- ・ 補足情報 (該当する場合)

②英国の認定機関と認証機関

UKCA マーク制度下では、英国認証機関認定審議会 (UKAS : United Kingdom Accreditation Service) が認定規則 2009 (SI2009 No. 3155) に基づく唯一の国家認定機関となる。第三者認証機関の適合性評価が必要な場合、UKAS の認定を受けた英国内の認証機関が、適合性評価を実施できる。適合性評価および認定については、2020 年 8 月 21 日にガイダンスが公表されている²⁴⁶。

③技術文書の保管

製造者または認定代理人 (適用法令で認められている場合) は、製品の適合性を証明するために作成した技術文書を保管しなければならない。明確な指示が特でない限り、製品の上市から 10 年間の保管が必要となる。この情報は、市場監視当局から要請があった場合、いつでも提出できるようにしておく必要がある。保管の必要のある情報は対象製品の

²⁴⁵2021 年 1 月 1 日の時点では、英国規格はその内容も規格番号も EN 規格と同じ。

²⁴⁶Conformity assessment and accreditation

法令によって異なるが、一般的には以下の情報が求められる。

- ・ 製品の設計と製造方法
- ・ 製品の関連要件への適合を確認した方法
- ・ 製造者と保管施設の住所

(5) UKCA マークの適用開始時期と移行措置

①2021 年 1 月 1 日からの UKCA マーク義務付けの対象

以下の条件すべてに該当する場合は、2021 年 1 月 1 日から UKCA マークを付けなければならない。

- ・ 製品が英国市場（イングランド、ウェールズ、スコットランド）向けである。
- ・ 法令で、製品への UKCA マークの表示が義務付けられている。
- ・ 当該製品について第三者機関の適合性評価が必須である。
- ・ 英国の認証機関が適合性評価を実施した場合。

ただし、この規定は、既存の在庫に対しては適用されない。例えば、2021 年 1 月 1 日より前に製造が完了し、上市準備が整っている製品がこれに該当する。この場合、英国の認証機関が適合証明書を発行した場合であっても、英国内で CE マークのみで販売することができる。

②猶予期間の設定と移行措置

上記①のケースを除き、2021 年 1 月 1 日から 1 年間は、新制度への対応準備のための猶予期間となり、CE マークのみでも英国市場（イングランド、ウェールズ、スコットランド）で引き続き上市することができる。ただ、この猶予期間は、EU 側の規定に変更がないことを条件に適用されることになる。そのため、この期間に EU が規定を改正した場合は、2021 年 12 月 31 日以前であっても、英国内での製品の販売に CE マーキングを使用することはできなくなるため注意が必要である²⁴⁷。

2022 年 1 月 1 日以降 1 年間は、CE マークは英国市場では認められなくなるものの、CE マークが付いた製品でも、英国の適用法に準拠し UKCA マークが貼付されていれば引き続き販売可能である。この間は、ほとんどの製品（特定の規則が適用される製品を除く）で、製品または添付書類への UKCA マークのラベル貼り付けでも構わないが、UKCA マークが取れないように配慮する。2023 年 1 月 1 日以降は、UKCA マークは、製品に印字、プリントなど恒久的に表示することが求められるため、それまでに製品設計工程に組み込む準備を進める必要がある。なお、建築資材、医療機器、鉄道システムの相互運用性、可搬式圧力容器は、UKCA マークの対象ではあるが、上記の移行措置の対象にはならない。例えば、医療機器では、2023

²⁴⁷Guidance : Placing manufactured goods on the market in Great Britain
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-great-britain>

年6月まではCEマークでの販売が可能。7月1日以降に上市する製品に対してUKCAマークの表示が義務付けられる²⁴⁸。

(6) 英国で製品を上市する際の変更点と留意点

EU拠点の認定代理人は、2021年1月以降英国では認められなくなったため、必要に応じて、英国拠点の認定代理人を指名する必要がある。また、新制度の下で、自社の法的責任が変更されるかどうかを確認する必要もある。英国の製造者に関しては、特にその法的責任に変更はないが、英国の代理店やサプライヤーの場合、2021年1月1日以降、自社が「輸入者」の位置付けになるかどうかを確認する必要がある。英国域外から製品を輸入し英国市場で販売する「輸入者」に該当する場合、以下の確認が求められる。

- ・ 会社名と連絡先を含めた企業情報のラベルを製品に同梱（2022年末までは、製品に同梱ではなく、別途記載した文書を製品と一緒に顧客に渡しても構わない）
- ・ 正しい適合性評価プロセスの下、製品が正しい認証マークを表示していること
- ・ 製造者が正しい技術文書を作成し、製品がUKCAマーク取得に必要な要件を満たしていること
- ・ 適合宣言のコピーを10年間保管すること
- ・ 製品が該当する必須要件事項に適合していること

(7) 北アイルランドの扱いについて

①北アイルランドでの製品の上市

北アイルランド市場では、アイルランド/北アイルランド議定書²⁴⁹に基づき、移行期間後も引き続きEU基準への適合性を示すCEマークが基準適合マークとなる²⁵⁰。英国の認証機関を選択した場合は、新たに導入されるUK(NI)マークを貼付する。北アイルランドの事業者が、北アイルランド向けの上市要件を満たす基準適合マークを付けた製品は、英国市場全体で有効となる²⁵¹。

北アイルランドの事業者がこれまで自己宣言によって、製品にCEマークを付けている場合、移行期間後も特に変更の必要はない。第三者認証機関の適合性評価が義務付けられている場合は、英国とEUのどちらの認証機関を利用しても構わないが、それによって追加のマークの必要性と上市できる市場が変わってくる。EUの認証機関を選択した場合、CEマーク、

²⁴⁸Guidance : Regulating medical devices in the UK
<https://www.gov.uk/guidance/regulating-medical-devices-in-the-uk#CE>

²⁴⁹PROTOCOL ON IRELAND/NORTHERN IRELAND
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840230/Revised_Protocol_to_the_Withdrawal_Agreement.pdf

²⁵⁰北アイルランドの扱いについては、「北アイルランドにおける／を介在するEU・英国間の通関手続き、税務、基準認証」に記載。

²⁵¹Guidance : Using the UKNI marking
<https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukni-marking>

英国の認証機関を選択した場合、CE マークに加えて UK(NI)マークを付ける必要が生じる。北アイルランド市場では UKCA マークのみでは上市できない²⁵²。

②北アイルランド製品の英国・EU 市場での上市

北アイルランド製品を英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド）に上市する場合、第三者認証機関の認証が義務付けられ、さらに、その適合性評価を英国の認証機関が実施している場合のみ、CE マークに加えて、UK(NI)マークの貼付が必要になる²⁵³。自己宣言や、自主的に実施した適合性評価、EU の認証機関を通じて必須の第三者認証機関の適合性評価を実施した場合は、CE マークのみで上市でき、特に対応は必要とされない（北アイルランド事業者のみに認められた特別な措置）。EU への上市は、自己宣言や、自主的に実施した適合性評価、第三者認証機関の認証が義務づけられる製品については EU の認証機関による適合性評価により、CE マークを添付する。EU 市場向けには、CE マークと UN(NI) マークとの併用は認められない。

3. 移行期間後に英国から EU に製品を上市する際の変更点と留意点

UKCA マークは、EU 市場では認められないため、2020 年 12 月 31 日まで CE マークが必要であった製品は、2021 年 1 月 1 日以降も CE マークが引き続き必要となる。その際、CE マークと UKCA マークの併用は可能である。

(1) 英国の認証機関を通じて実施した適合性評価への対応

第三者認証機関の適合性評価が義務付けられている場合、移行期間終了後、適合性評価の実施は、EU が認定した認証機関によるものだけが認められる。これには、EEA を拠点とする認証機関に加え、EU と相互承認協定を締結済みの国の認証機関も該当する。英国の認証機関は、EEA 市場に投入する製品の適合性評価は実施できなくなるため注意が必要である。

英国の認証機関から適合宣言書を取得している場合、英国の認証機関が独自に移管手続き等を実施する場合を除き、EEA の認証機関から製品の適合性の再評価を受けるか、英国の認証機関が保有する情報を EEA の認証機関へ移管して、そこから新しい適合宣言書を発行してもらうかのどちらかの手続きが必要となる。英国認証機関の既存の認証を EEA の認証機関に移管する場合、製品への貼付が義務付けられる 4 桁の認証機関の識別番号も変更する必要がある。既に流通している製品や移管前に製造した製品については、この番号の変更は必要ない。

²⁵²Guidance : Placing manufactured goods on the market in Northern Ireland
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-northern-ireland>

²⁵³Guidance : Placing manufactured goods on the market in Great Britain
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-great-britain>

(2) 英国拠点の認定代理人を指名している場合に必要な対応

英国を拠点とする認定代理人は、2021年1月1日以降 EU では認められなくなった。EEA か北アイルランドを拠点とする認定代理人を指名する必要がある。

(3) EU 拠点の代理店に必要な対応

英国企業が EEA を拠点とする代理店を利用している場合、代理店の立場は、輸入者に変更となる。その場合、輸入者として、以下の確認が求められる。

- ・ 輸入者の企業名や連絡先などの情報、または、EU、EEA または北アイルランドに拠点を置く認定代理人の情報のラベル表示
- ・ 適合性評価のプロセスが正しく実施され、基準適合マークが貼付されていること
- ・ 製造者が正しい技術文書を作成し、ラベル要件を満たしていること
- ・ 適合宣言のコピーを 10 年間保管すること
- ・ 製品が該当する必須要求事項に適合していること

4. 参考情報

<英国政府>

- ・ 2021年1月1日以降の UKCA マーク利用に関するガイダンス（2020年12月31日）
Using the UKCA marking
<https://www.gov.uk/guidance/using-the-ukca-marking>
- ・ 適合性評価および認定に関するガイダンス（2021年1月1日）
Conformity assessment and accreditation
<https://www.gov.uk/guidance/conformity-assessment-and-accreditation>
- ・ 2021年1月1日以降の英国市場への製品の上市に関するガイダンス（2020年12月31日）
Placing manufactured goods on the market in Great Britain
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-market-in-great-britain-from-1-january-2021>
- ・ 2021年1月1日以降の EU 市場への製品の上市に関するガイダンス（2020年12月31日）
<https://www.gov.uk/guidance/placing-manufactured-goods-on-the-eu-market>
- ・ 北アイルランドにおける／を経由する製品の移動に関するガイダンス（2021年1月7日）
<https://www.gov.uk/government/collections/moving-goods-into-out-of-or-through-northern-ireland>

<EU>

- 欧州委員会作成の英国の EU 離脱に関する工業製品の準備通知 (Readiness notice)
(2020 年 3 月 13 日)

Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of chemicals regulation under REACH

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_industrial_products.pdf

VIII. 工業化学製品 (UK REACH)

1. EU 離脱前の制度概要

英国の EU 離脱に伴い、グレートブリテン（イングランド、ウェールズ、スコットランド）では 2020 年 12 月 31 日の移行期間の終了後、これまでの EU の REACH 規則に代わり、新たに UK REACH が導入された。

化学品の登録、評価、認可、制限 (REACH) 規則²⁵⁴ (UK REACH と区別するため以降 EU REACH とする) は、化学物質のリスクから人の健康と環境を保護すること、欧州化学産業の競争力とイノベーション強化を目的として制定された EU の化学品規制で、2007 年 6 月 1 日に施行された。欧州経済領域²⁵⁵ (EEA : European Economic Area) を対象とし、年間 1 トン以上の化学物質を生産または輸入する製造者と輸入者に当該化学物質の欧州化学品庁 (ECHA : European Chemical Agency) のデータベースへの登録を義務付けるほか、安全性に関する懸念の高い高懸念物質 (SVHC : Substances of Very High Concern) のうち REACH 規則付属書 XIV に掲載された物質について、その上市²⁵⁶ (市場への投入) と使用に対する認可義務などを定めている。

REACH 規則の遵守手続きは、EEA 内の法人あるいは自然人によって行われなければならない。そのため、製造者が EEA の企業である場合には製造者自身が登録できるが、EEA 域外の製造者の場合には、EEA 内の輸入者あるいは唯一の代理人 (OR : Only Representative) を通じて登録を行う必要がある。登録、登録内容の更新などの実務手続きは、REACH 情報システム (REACH-IT) を通じて行われる。

2. 移行期間終了後適用される制度の概要 (UK REACH)

(1) UK REACH の導入と法的枠組み

英国政府は、移行期間終了後の 2021 年 1 月 1 日から、英国版 REACH (UK REACH) 制度を導入した。UK REACH は、EU の規則である REACH 規則 (EU REACH) を、その目的と原則を維持したまま、英国法として導入したものである。EU REACH は、移行期間終了日以降は、2018 年 6 月に採択された 2018 年 EU 離脱法に基づいて、英国法に置き換えられ、その効果が持続する。英国法への置き換えにあたり、第二次立法として 2019 年 3 月 29 日には「2019 年 REACH 等 (改正等) (EU 離脱) 規則」が、2020 年 12 月 17 日には「2020 年 REACH 等 (改正等) (EU 離脱) 規則」が制定された。UK REACH の規制当局は、安全衛生庁 (HSE : Health and Safety Executive) が担う。適用法令は以下のとおり²⁵⁷。

²⁵⁴欧州議会・理事会規則 1907/2006

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1601879417883&uri=CELEX:02006R1907-20200824>

<https://echa.europa.eu/regulations/reach/understanding-reach>

²⁵⁵EU 加盟国およびノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン

²⁵⁶「上市」の定義はジェトロ「英国の EU 離脱移行期間終了に向けた日本企業のビジネス上の留意点」の第二部 V2. (2) 上市 (placing on the market) 参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/4f4c42272e5cf341/20200014.pdf

²⁵⁷<https://www.hse.gov.uk/reach/about.htm>

- ・ 2018年 EU 離脱法 (European Union (Withdrawal) Act 2018)
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents>
- ・ 2019年 REACH 等 (改正等) (EU 離脱) 規則 (The REACH etc. (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019) ²⁵⁸
<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2019/758/contents/made>
- ・ 2020年 REACH 等 (改正等) (EU 離脱) 規則 (The REACH etc. (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2020)
<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/1577/contents/made>

2021年1月1日からは、UK REACH と EU REACH は相互に独立した規制となり、英国と EEA の両方で化学物質の販売または流通を行う事業者は、UK REACH と EU REACH の両方の規則に従う必要が生じる²⁵⁹。その際、以下の EU REACH の目的と原則はそのまま維持される。

- ・ ノーデータ、ノーマーケットの原則
- ・ 動物実験に関する「最終手段」の原則
- ・ 労働者による情報へのアクセス
- ・ 予防の原則

UK REACH では、製造者と輸入者は、グレートブリテン市場に流通する化学品を安全衛生庁 (HSE) に登録する義務を負う。関係する事業者は、EU REACH と UK REACH におけるサプライチェーン内の自社の役割を特定し、EEA および北アイルランド市場とグレートブリテン市場へのアクセスに必要なアクションを取る必要がある。2021年1月1日には、EU の REACH IT に代わるシステムとして、「Comply with UK REACH」が新たに導入されており、UK REACH への登録等の手続きはこの新システムを通じて行う²⁶⁰。なお、北アイルランドでは、アイルランド/北アイルランド議定書 (Protocol on Ireland/Northern Ireland) ²⁶¹に基づいて EU REACH が引き続き適用となる²⁶²。

環境・食料・農村地域省 (DEFRA: Department for Environment, Food and Rural Affairs) は 2021年1月1日、更新版の UK REACH ガイダンス「How to comply with REACH chemical regulations²⁶³」を発表した。このガイダンスは、移行期間終了後に EU REACH と UK REACH を遵守するために、企業がとるべき必要なアクションについて解説している²⁶⁴。以下、主にこのガイダンスに基づいて、UK REACH における登録や認可の手続きと要件について示す。

²⁵⁸ 「2019年 REACH 等 (改正等) (EU 離脱) 規則」に続き、No. 2、No. 3 の改正も実施された。

²⁵⁹ <https://www.hse.gov.uk/reach/about.htm>
<https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations>

²⁶⁰ <https://comply-chemical-regulations.service.gov.uk/>

²⁶¹ https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840230/Revised_Protocol_to_the_Withdrawal_Agreement.pdf

²⁶² <https://www.hse.gov.uk/reach/northern-ireland.htm>

²⁶³ How to comply with REACH chemical regulations
<https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations>

²⁶⁴ このガイダンスに加えて、安全衛生庁 (HSE) が UK REACH の詳細について別途ガイダンスを公表しているため、制度の詳細についてはこちらも参照されたい。<https://www.hse.gov.uk/reach/index.htm>

(2) UK REACH の登録に関する手続きと要件

①グレートブリテン拠点企業が EU REACH に保有する登録：グランドファザリングの適用

グレートブリテンを拠点とする企業が保有する EU REACH の既存登録については、既に UK REACH に引き継がれ、新制度下で、その登録が法的に認知される（グランドファザリング）。グレートブリテン拠点企業が EU REACH に登録していた化学物質は、2021 年 4 月 30 日までに基本的な情報を安全衛生庁（HSE）に提供し、法的認知（グランドファザリング）を完了させる必要がある。情報の提出は、UK REACH の IT システムである「Comply with UK REACH」を通じて行う。グランドファザリング手続きの実施方法に関しては、安全衛生庁（HSE）が別途ガイダンスを作成している²⁶⁵。

グランドファザリング手続きを完了したグレートブリテンの EU REACH の登録保有者は、扱う化学物質の量に応じて、2021 年 10 月 28 日を起点として 2 年、4 年、6 年以内に HSE にすべての情報の提出を完了しなければならない（詳細は以下の (2) ③登録物質のトン数に応じた UK REACH の登録期限を参照）。

②EU 拠点企業が EU REACH に保有する登録：グレートブリテンの川下ユーザー

現在自社で EU REACH に登録しておらず、EEA 域内のサプライヤーから化学物質を輸入しているグレートブリテンの川下ユーザーは、輸入する物質の UK REACH への登録を確実にする必要があり、2021 年 1 月 1 日以降も当面は輸入可能だが、グレートブリテンの川下ユーザーが EEA からの輸入を続けるためには「川下ユーザーの輸入通知 (DUIN: Downstream User Import Notification)」を 2021 年 10 月 27 日までに安全衛生庁 (HSE) に通知しなければならない²⁶⁶。その上で、2021 年 10 月 28 日以降、輸入量等に応じて 2 年後、4 年後、6 年後までに UK REACH に新規登録することになる（詳細は以下の (2) ③登録物質のトン数に応じた UK REACH の登録期限を参照）。他の選択肢として、EEA 側のサプライヤーに、グレートブリテンに拠点を持つ唯一の代理人 (OR) を指定し登録するよう働きかけるか、グレートブリテン拠点のサプライヤーからの調達に変更するという方法もある。EEA 拠点の唯一の代理人が EU REACH に登録し、その上でグレートブリテンに販売している物質について「DUIN」を提出することも可能である。

(化学物質の) 新規製造または新規輸入を開始する場合を含め、新規登録者には、HSE への完全な登録の提出が求められる。新規登録者は、物質照会手続きを完了すると、IT システム「Comply with UK REACH」で他のメンバーの連絡先情報を閲覧できるようになり、データ共有の交渉を開始できる。UK REACH に未登録の新規物質を登録する者は、リード登録者 (Lead registrant) となり、物質のリードドシエ (登録書類) の提出が求められる。これ

²⁶⁵<https://www.hse.gov.uk/reach/grandfathering-registrations.htm>

²⁶⁶DUIN は、ビジネスの継続に支障が出ないようにするための移行措置である。グレートブリテンの川下ユーザーが DUIN によって安全衛生庁 (HSE) に輸入継続の意向を通知する方法については、以下のガイダンスが公表されている。

<https://www.hse.gov.uk/reach/duin.htm>

に続く登録者は、共同登録が利用できる。複数の事業者が同一の物質を初めて登録する場合は、物質グループを結成し、共同登録を提出することになる。UK REACH では、新規登録者は、既存登録者に対して登録に必要な情報の提供を求めることができるが、動物実験に関する情報の要求は義務となる（共同登録の詳細については（2）④共同登録を参照）。

③登録物質のトン数に応じた UK REACH の登録期限

UK REACH では、登録文書（ドシエ）の完全なデータ提出には、期間的な猶予を設けており、その登録期限は、「川下ユーザーの輸入通知（DUIN）」の提出期限の 2021 年 10 月 28 日を起点として段階的に 2 年後、4 年度、6 年後に設定された。トン数に応じた区分に加え、有害特性のある物質に関しては、別途例外規定が定められている。製造量または輸入量の多い物質や特に有害特性のある物質の UK REACH への登録を優先して進めることになる。トン数区分と期限は、以下の表 10 の通り。

表 109 トン数区分に応じた UK REACH の登録期限

登録期限	トン数	有害特性のある物質の例外規定
2021 年 10 月 28 日から 2 年間	年間 1,000 トン以上	<ul style="list-style-type: none"> ・発がん性、変異原性、生殖毒性を持つ物質（CMR）：年間 1 トン以上。 ・水生生物に対し非常に強い毒性（急性・慢性）を持つ物質：年間 100 トン以上 ・高懸念物質の候補リストに挙げられた物質（2020 年 12 月 31 日時点）
2021 年 10 月 28 日から 4 年間	年間 100 トン以上	<ul style="list-style-type: none"> ・高懸念物質の候補リストに挙げられた物質（2023 年 10 月 27 日時点）
2021 年 10 月 28 日から 6 年間	年間 1 トン以上	-

出所：<https://www.hse.gov.uk/reach/grandfathering-registrations.htm>

④共同登録²⁶⁷

UK REACH への登録を共同登録とすることで、事業者はコストを削減できるほか、動物実験の重複を回避できる。登録者は、登録に必要な情報を共有し、衛生安全庁（HSE）に提出するが、その際、物質の特性に関する情報の共有は公平、透明で、差別のない形で実施しなければならない。物質グループの結成とデータ共有には、UK REACH の IT システムである「Comply with UK REACH」を利用する。

UK REACH の登録者は、物質の固有特性に関する情報を、リードドシエにまとめて共同提出する。リードドシエには、グループ内で該当する最大のトン数区分の要件を満たす全情報を盛り込み、物質グループのすべてのメンバーの登録に役立つようにする。これに加えて、グループの各メンバーは、特定の情報を含むメンバードシエを個別に作成し、別途提出する必要がある。リード登録者は、「Comply with UK REACH」上で、共同登録グループへのメンバー承認を担当し、これによりメンバードシエがリードドシエにリンクされる。UK REACH に

²⁶⁷<https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations#joint-registrations>

おける共同登録の仕組みは、以下の通り。

- ・物質グループ

物質グループとは、同一物質の登録を目指す複数の登録者間で結成されるもので、登録提出に向けてお互い連絡を取り合い、データを共有する。同一物質の登録者は「Comply with UK REACH」上で自動的にマッチングされ、各物質グループに割り当てられる。この割り当ては、グランドファザリングによる登録の場合は、最初の物質特定情報の提出後、新規登録の場合は、物質照会の提出後（登録を予定して川下ユーザーの輸入通知（DUIN）を既に提出済みの場合を含む）に実施される。物質グループが結成されると、グループのメンバーは互いの連絡先にアクセスできるようになり、登録に向けた戦略策定や費用分担方法、データ共有等を進めることになる。リード登録者をグループの中から選出し、このリード登録者が全グループメンバーを代表して物質の共同登録ドシエを提出する。ドシエの提出準備が整ったら、「Comply with UK REACH」上で、リード登録者を指定する。新規参加者は、既に物質グループが結成済みの場合は直接リード登録者に、グループが結成途中の場合はグループに連絡を取って、データ共有交渉を行う。

- ・データ共有

共同登録に必要なデータの共有は、物質グループの重要な任務である。物質グループの結成過程で、メンバーは利用可能な既存研究データの存在を明らかにすると同時に、グループ内の不足データを評価し、他の利用可能な公開データも考慮する必要がある。グループ内に利用可能な研究データがない場合は、不足データの入手方法について合意する必要がある。事業者は、データ共有の実施前に、既存データと新規データに関する費用の配分とデータ共有の過程についても合意しておく必要がある。物質グループ内のメンバーが研究データを保有している場合には、秘密保持契約の締結を希望する場合も考えられる。法的な合意文書や利用状（**Letter of access**）によって正式なデータ共有合意を結び、共同登録者や新規メンバーに対して、登録完了を目的にリードドシエ内で使用するデータへのアクセス権を与えることもできる。その際、全メンバーには、データ共有の合意に至るよう最善を尽くすことが求められ、費用は公平、透明かつ無差別に決定する。その際、競争法も遵守しなければならない。

- ・争議

UK REACH のサービスには、データ共有の際に生じた問題の解決を支援する争議プロセスも含まれる。データ共有の交渉が決裂した場合、事業者は、最終手段として HSE に争議を申し立てることができる。その際、依頼者とその相手側には、それぞれ交渉が誠実に進められたことを示す証拠の提出が求められる。HSE は、証拠を評価した上で、両者が交渉の合意達成に向けてあらゆる努力をしたかどうかの決定を下す。この決定に不服の場合、第一層審判所（First-tier Tribunal）に不服申し立てをすることもできる。

- ・オプトアウト

以下の 3 つのケースに該当する場合、登録者は、共同登録の枠内で特定の情報を別提出とすることができる。

1. 共同提出の方が、費用が高額になる場合
2. 共同提出すると企業秘密を開示することになり、業務に相当の損害が生じる場合
3. リードドシエで提出する情報の選択に関して意見が一致しない場合

(3) UK REACH の認可と制限

認可とは、UK REACH において、特に危険な物質の使用を段階的に廃止するプロセスのことを指す。必要だと判断された特定の用途に限って、物質の使用継続を許可する。認可対象物質リストへの物質の追加と認可の付与の決定は、衛生安全庁（HSE）の科学的意見に基づいて、所管大臣（Secretary of State）が行う。決定は、政府のウェブサイト（Gov.uk）で公表される。EU REACH 下で認可を保有していたグレートブリテンの事業者は、移行期間終了後 60 日以内に HSE に必要書類を提出すれば、認可物質の利用を継続できる（グランドファザリング）²⁶⁸。

さらに UK REACH では、物質または混合物、成型品について、グレートブリテン内での危険物質の製造、上市、使用を規制する制限プロセスを設けている。これらの行為が、人体の健康または環境に許容できないリスクをもたらす場合、制限または禁止の対象となる。制限物質の決定は、HSE の科学的意見に基づいて所管大臣が行い、決定は政府のウェブサイトで公表される。

(4) UK REACH 情報システム「Comply with UK REACH」の導入

EU の「REACH-IT」に代わるシステムとして、2021 年 1 月 1 日に「Comply with UK REACH」が新たに導入された。これには UK REACH ガイダンス上のスタートボタン²⁶⁹からアクセスできる。「Comply with UK REACH」のオンラインシステムでは、企業は、以下のことができる。サービスの利用にあたっては、政府の「Government Gateway」にアカウントを作成する必要がある²⁷⁰。

- ・ グレートブリテン市場へのアクセスを維持するため、EU REACH 登録の UK REACH への移管（いわゆるグランドファザリング）
- ・ 「川下ユーザーの輸入通知（DUIN）」の提出を通じた、EEA 域内からの物質の輸入継続の意向の通知
- ・ 物質の新規登録の提出
- ・ 登録などの資産の他法人への移管

²⁶⁸<https://www.hse.gov.uk/reach/grandfathering-authorisation.htm>

²⁶⁹<https://comply-chemical-regulations.service.gov.uk/>

²⁷⁰「Comply with UK REACH」への事業者/組織の登録方法については、以下のガイダンスを参照。
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/947959/register_a_business_or_organisation_for_the_Comply_with_UK_REACH_service.odt

また、以下に該当する事業者は、HSE に連絡を取る必要がある。

- ・ 英国拠点企業が保有する既存の「研究・プロセス指向の研究開発 (PPORD)」を有効化 (グランドファザリング) する場合
- ・ 認可に関する情報を提出する場合 (新規認可申請、既存の認可のグランドファザリング、川下ユーザーの認可された用途の通知を含む)

(5) 北アイルランドからグレートブリテンへの輸送に関する措置

北アイルランドからグレートブリテンへの輸送を容易にするため、「北アイルランド通知 (Northern Ireland Notifications)」と呼ばれる通知システムが新たに設けられた。これは、北アイルランドの事業者が EU REACH に登録した「北アイルランド適格製品 (Qualifying NI Goods)」に関する措置で、北アイルランド通知と必要情報を HSE に提出することで、グレートブリテン市場に継続してアクセスできる。グレートブリテンの輸入者は、①2020 年 12 月 31 日以前に輸入を行っていた場合、北アイルランドから年間 1 トン以上輸入する物質に関する情報を、移行期間終了から 300 日以内 (2021 年 10 月 27 日まで) に安全衛生庁 (HSE) に提出する必要がある、②2021 年 1 月 1 日以降に輸入を開始する場合は輸入を開始する前に必要情報を提出する必要がある。この通知と情報は、グレートブリテンの輸入者または北アイルランドのサプライヤーのいずれかが提出できる。2021 年 2 月以降、情報の提出は、「Comply with UK REACH」を通じて行うことが可能となる²⁷¹。

(6) EU からグレートブリテンへの輸入

EEA に拠点を置く事業者が、グレートブリテン市場に化学品を輸出する場合、化学物質が UK REACH で登録されていることを確認する必要がある。UK REACH に物質を登録できるのは、グレートブリテンを拠点とする唯一の代理人または輸入者に限られる。

3. 移行期間終了後の EU REACH への対応と留意点

(1) 移行期間終了後にグレートブリテンから EU に化学品を輸出する際に必要な対応

移行期間が終了した 2021 年 1 月 1 日以降も、グレートブリテンから EEA 市場に化学品を輸出する際には、EU REACH の規定に従う必要がある。グレートブリテンを拠点とする企業は、EEA 域外の第三国と同等の扱いとなるため、物質の登録者や唯一の代理人、認可保有者等の立場を移行期間終了後に継続することはできなくなった。

²⁷¹<https://www.hse.gov.uk/reach/northern-ireland.htm>

①グレートブリテン企業が EU REACH の登録者となっていた場合

EU REACH への化学物質の登録は、EEA 拠点企業でなければできない。グレートブリテンの企業が EU REACH に化学物質を登録していた場合、移行期間終了後は、EEA 域外の企業（第三国）と同じ扱いとなるため、EU REACH への登録はできなくなった²⁷²。

グレートブリテンを拠点とする事業者は、以前 EU REACH に登録していた場合でも、移行期間終了前に EEA 拠点の事業者に登録を移管する手続きを取っていない場合、EEA 市場への販売はできなくなった。この場合、EEA に輸出するためには、EU REACH の登録義務を担う唯一の代理人を指名するか、EEA 拠点の輸入者を支援し EU REACH に登録することが必要となる²⁷³。

②グレートブリテン企業が EEA 域外企業の唯一の代理人となっていた場合

グレートブリテン拠点企業が唯一の代理人となっていた場合、移行期間終了後は EU REACH の唯一の代理人であり続けることはできなくなった（拠点を事前に EEA 域内に移転した場合を除く）。この場合、EEA 域外の製造者が合法的に EEA 市場に残るためには、EEA 域外の製造者が、EEA 域内に新たな唯一の代理人を指名し、登録を新たな唯一の代理人に事前に移管するといった対応が必要となる²⁷⁴。

③グレートブリテン企業が認可保有者の場合

EU REACH 規則では、付属書 XIV に掲載される物質（認可対象物質）の上市と使用には、欧州委員会の認可が必要となるが、その認可申請と認可取得の対象は、EEA 域内の企業のみとなっている。そのため、グレートブリテン拠点企業が認可対象物質の特定の用途への認可／申請を保有していた場合、移行期間後これらは無効となった。EEA 拠点の川下ユーザーで、これらの認可に依拠していた場合は、EEA 域内で有効な認可を保有するサプライヤーを見つけて切り替えるか、新たに自ら認可申請を行うかする必要が生じている²⁷⁵。

(2) 北アイルランドの扱い

北アイルランドでは移行期間終了後、アイルランド/北アイルランド議定書（Protocol on Ireland/Northern Ireland）が適用され、これに基づいて引き続き EU REACH が適用となる。原則的に、北アイルランド市場に年間 1 トン以上の化学物質、混合物、成型品を上市するには、欧州化学品庁（ECHA）への登録が必要となる。これは、グレートブリテンから北アイルランドへ物質を輸送して上市する場合も同様である。その場合、製品を輸出するグレートブリテンの事業者は、次のどちらかを満たしていることを確認する必要がある。

²⁷²https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_reach.pdf
<https://echa.europa.eu/uk-based-reach-registrant>

²⁷³<https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations>

²⁷⁴<https://echa.europa.eu/uk-based-only-representative>

²⁷⁵<https://echa.europa.eu/uk-based-authorisation-holder-under-reach>

- ・北アイルランドまたは EEA の輸入者が、EU REACH の登録を保有している。
- ・北アイルランドまたは EEA に拠点を置く唯一の代理人を通じ EU REACH に物質の登録を行っている。

北アイルランドで製造され EEA に輸送される物質については、登録要件の観点からは輸入扱いとはならないため、既存の登録を EEA 域内の製造者や輸入者に移管する必要もなければ、唯一の代理人を指名する必要もない。また、北アイルランドの唯一の代理人は、EEA 域内の唯一の代理人と同等の扱いとなる²⁷⁶。

認可についても同様で、北アイルランドで付属書 XIV に掲載された認可対象物質を上市する場合、EU REACH の認可要件が適用される。これは、グレートブリテンから北アイルランドへ物質を輸送して上市する場合も同様に適用となる。北アイルランドで製造または上市される認可物質は、EU REACH の認可が必要となる²⁷⁷。

4. 参考情報

<英国政府>

- ・ 英国政府の REACH ガイダンス
How to comply with REACH chemical regulations
<https://www.gov.uk/guidance/how-to-comply-with-reach-chemical-regulations>
- ・ 安全衛生庁 (HSE) の UK REACH に関するガイダンスウェブサイト
<https://www.hse.gov.uk/reach/brexit.htm>

<EU>

- ・ 欧州化学品庁のブレグジット専用ウェブサイト
<https://echa.europa.eu/uk-withdrawal-from-the-eu>
- ・ 欧州委員会作成の英国の EU 離脱に関する REACH の準備通知 (Readiness notice) (2020 年 3 月)
Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of chemicals regulation under REACH
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_reach.pdf
- ・ 欧州化学品庁 (ECHA) の英国の EU 離脱に関する企業向け Q&A
<https://echa.europa.eu/advice-to-companies-q-as/reach>

²⁷⁶https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/notice_to_stakeholders_brexit_reach.pdf

²⁷⁷北アイルランドの扱いについては、ジェトロのブレグジット特集ページ内、「北アイルランドにおける/を介在する EU・英国間の通関手続き、 税務 (関税・VAT)、基準認証」を参照。

IX. データ保護

1. EU 離脱前の制度概要

EU 離脱前と移行期間中（2020年12月31日まで）の英国のデータ保護制度は、EUの「一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）²⁷⁸」（2018年5月25日適用開始）と、これを補完する形で、一部各加盟国に規定の裁量が委ねられた点に関してルールを定めた「2018年データ保護法（Data Protection Act 2018）²⁷⁹」（2018年5月23日適用開始）で構成されていた²⁸⁰。EUにおけるデータ保護は、一般データ保護規則（GDPR）によって統一的に規定され、その適用対象は欧州経済領域²⁸¹（EEA：European Economic Area）となる。EEA内のデータの移転に制限はない。

GDPRでは、EEA外の第三国への個人データの移転は原則禁止されており、移転を可能にするには、GDPRで定められている例外規定（第49条）に該当するか、または移転先の国のデータ保護水準が十分なデータ保護の水準を確保していると認めた充分性認定を受けているか（第45条）、適切なデータ保護措置が取られていることを保証するか（第46、47条）のいずれかが必要となる。EUから充分性認定を受けていない国に合法的にデータの移転をするためには、適切な保護措置として、「標準的契約条項（SCC：Standard Contractual Clauses）」や「拘束的企業内準則（BCR：Binding Corporate Rules）」などを用いて、データを移転する企業間や企業グループ内で、データの適切な保護体制を保証する必要がある。標準的契約事項（SCC）は、EEA内の企業と第三国のデータ輸入者が、EU作成のひな型に基づいて個人データ保護の契約を締結するもので、拘束的企業内準則（BCR）は、企業グループ内で個人データの移転時に従うデータ保護に関する内部規定を指す。拘束的企業内準則（BCR）は、EEA加盟国のデータ保護監督当局から承認を受ける必要がある²⁸²。

欧州委員会は、第45条に基づいて、これまでに以下の表の12カ国について充分性認定の決定を下しており、これらの国へは円滑な個人データの移転が可能である²⁸³。日本に対する充分性認定は、2019年1月23日に発効した。

米国については、これまで、「プライバシー・シールド（Privacy Shield）」という別の枠組みを通じて、EEAから米国への個人データの移転を合法的に行うことが可能であったが、この枠組みは2020年7月16日のEU司法裁判所（CJEU：Court of Justice of the European Union）の判決により無効と判断された（詳細後述）。

²⁷⁸Regulation (EU) 2016/679

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj>

²⁷⁹<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/contents>

²⁸⁰<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/information-rights-at-the-end-of-the-transition-period-frequently-asked-questions/>

²⁸¹EU加盟国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー

²⁸²https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/binding-corporate-rules-bcr_en

²⁸³https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/adequacy-decisions_en

表 20 EU の十分性認定を受けている国

国名		
アンドラ	アルゼンチン	カナダ（連邦政府、地方政府および関連公的機関などを除く）
フェロー諸島（デンマーク領）	ガーンジー（英国領）	イスラエル
マン島（英国領）	日本（公的部門は対象外）	ジャージー（英国領）
ニュージーランド	スイス	ウルグアイ

注：韓国については交渉中。

出所：https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/adequacy-decisions_en より作成

2. 移行期間終了後に適用された制度の概要

(1) データ移転と法的枠組み

欧州委員会は、2020年12月24日に英国と合意した通商・協力協定の中で、移行期間終了後も十分性認定の決定が採択されるまで最大6カ月間、EEAから英国への個人データの移転を認めるとした。²⁸⁴当初の猶予措置期間は4カ月間とされており、その後、英国・EU双方が異議を唱えなかった場合は、さらに2カ月間の猶予期間が付与される。なお、英国からEEAへの個人データ移転に関しては、英国のEU離脱前と同様に制限を受けない。

EUのGDPR規則は、移行期間終了後は、2018年6月に採択された2018年EU離脱法に基づいて英国法に置き換えられ、移行期間終了後は英国法として適用され、GDPRを英国の事情に合わせて補完し調整する「2018年データ保護法」も継続して適用される。

2019年2月28日には、英国法への置き換えにあたり、移行期間終了後、英国のみを適応範囲とするのに必要な技術的修正を定める第二次立法として「2019年データ保護、プライバシー、電子取引（改正等）（EU離脱）規則」が制定された²⁸⁵。これらの適用法令とそのリンクは、以下に示すとおりである。英国のGDPR（UK GDPR）の規制監督当局は、これまでと同様に、情報コミッショナー事務局（ICO: Information Commissioner's Office）が担う²⁸⁶。

- ・ 2018年EU離脱法（European Union（Withdrawal）Act 2018）
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents
- ・ 2020年EU離脱法（European Union（Withdrawal）Act 2020）²⁸⁷
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/1/contents
- ・ 2018年データ保護法（Data Protection Act 2018）
https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/contents

²⁸⁴https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/948119/EU-UK_Trade_and_Cooperation_Agreement_24.12.2020.pdf#page=406

²⁸⁵https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/information-rights-at-the-end-of-the-transition-period-frequently-asked-questions/

²⁸⁶注8参照

²⁸⁷2020年1月の離脱以降も移行期間中はGDPRなどのEU法が適用され続けること定めている。

- ・ 2019 年データ保護、プライバシー、電子取引（改正等）（EU 離脱）規則（The Data Protection, Privacy and Electronic Communications (Amendments etc) (EU Exit) Regulations 2019) ²⁸⁸

<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/419/introduction/made>

英国政府は 2020 年 12 月 31 日、ガイドンス「Using personal data in your business or other organization²⁸⁹」を公開し、データ保護と英国・EEA 間のデータ移転に関して英国の事業者に必要な行動についてまとめている。このほか、情報コミッショナー事務所 (ICO) も、事業者向けガイドンスや FAQs などを作成し、関係者への支援を提供している。ICO は、電話によるヘルプラインも開設している（電話番号：+44 (0) 3031231113（月～金））。

（2）英国と EEA 間の個人データの移転

① EEA と十分性認定を受けた第三国から英国への個人データの移転

現在の猶予措置期間終了後、英国の事業者が EEA から合法的にデータを受け取るためには、EU 側の相手との標準的契約事項 (SCC) の締結が必要となる可能性がある。現在、EU の英国に対する十分性認定の審査が進行中で、猶予措置期間終了前に十分性認定が認められれば、EEA から英国への個人データの円滑なフローがこれまでどおり確保されるが、EU が同期間終了前にその決定を下さなかった場合に備え、英国の事業者は、合法的に継続してデータを受け取れるように、適切な保護措置導入の準備をしておく必要がある。大抵の場合、適切な保護措置としては、標準的契約事項 (SCC) が適切な場合が多い。

一方、英国政府は、EU の十分性認定の認定国とも個別に移行期間終了後の対応についての交渉を進めたことから、12 カ国のうち 11 カ国が、英国との円滑な個人データフローを移行期間終了後も双方向で維持している²⁹⁰。日本もこれに含まれ、日本と英国間の個人データのやり取りは従来通りで、移行期間終了後も影響はない（2. (4) 日英間の個人データの移転を参照）。

英国の情報コミッショナー事務所 (ICO) は、標準的契約事項 (SCC) が必要となる場合の解説付きひな型やインタラクティブツール、標準的契約事項 (SCC) の自動作成ツール等、英国が十分性認定を受けられなかった場合に、EEA の個人情報に移転するために必要となる準備と対策に関する情報を、同事務所のウェブサイト上で提供している²⁹¹。その際、標準的

²⁸⁸同規則に続き、2019 年 3 月 6 日には、これを一部改正する規則 The Data Protection, Privacy and Electronic Communications (Amendments etc) (EU Exit) (No. 2) Regulations 2019 が定められた。

²⁸⁹Using personal data in your business or other organization (2020 年 12 月 31 日)

<https://www.gov.uk/guidance/using-personal-data-in-your-business-or-other-organisation>

²⁹⁰ICO のウェブサイトの国際データ移転に関するガイドンスページに、EU から十分性認定を受けている各国の英国とのデータ移転に関する決議等、最新の情報が更新されることになっている。

<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/the-gdpr/international-data-transfers/>

²⁹¹<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/>

契約事項（SCC）は変更や修正を加えず、そのままデータ輸入者および輸出者の二当事者間で署名する必要があることにも注意が必要である。ただし、EU の規定に直接的または間接的に矛盾しない限り、標準的契約事項（SCC）を広範囲に渡る契約の一部または追加条項として含めても構わない²⁹²。EU GDPR における標準的契約事項（SCC）のひな型と作成に関する規定は、EEA のデータ管理者から第三国（英国を含む）のデータ管理者へは、「決定 2001/497/EC²⁹³」と「決定 2004/915/EC²⁹⁴」を通じて、また、EEA のデータ管理者から第三国のデータ処理者へは、「決定 2010/87/EU²⁹⁵」を通じて定められている。なお、EU では標準的契約事項（SCC）のひな型の変更に関する提案がなされており、今後、必要に応じて、改定された標準的契約事項（SCC）を使用することが必要となる可能性もある²⁹⁶。

<ICO による標準的契約事項（SCC）作成のひな型と自動作成ツール>

- データ管理者（Controller）とデータ管理者間の標準的契約事項（SCC）ひな型
<https://ico.org.uk/media/for-organisations/forms/2553982/ico-guidance-controller-to-controller.docx>
- 標準的契約事項（SCC）の自動作成ツール（データ管理者とデータ管理者間）
<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/controller-to-controller-contract-builder/>
- データ管理者とデータ処理者（Processor）間の標準的契約事項（SCC）ひな型
<https://ico.org.uk/media/for-organisations/forms/2553983/ico-guidance-controller-to-processor.docx>
- 標準的契約事項（SCC）の自動作成ツール（データ管理者とデータ処理者間）
<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/controller-to-processor-contract-builder/>

②英国からの個人データの移転

英国から個人データを EEA 内、ジブラルタル、その他の EU の十分性認定を受けている国に移転する場合、これまで通り個人データを移転できる²⁹⁷。ただ、これらに関しては見直しの可能性もあり、その場合には、ガイダンスが更新されるため、その規定に従う必要がある。なお、EU の十分性認定を受けている国は、前述の表を参照。

英国から EEA と十分性認定の認定国以外への個人データの移転は、事業者がこれまです

²⁹²https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/edpb-2019-02-12-infonote-nodeal-brex-it-october_en.pdf

²⁹³<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32001D0497>

²⁹⁴<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32004D0915>

²⁹⁵<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32010D0087>

²⁹⁶2020 年 11 月 17 日付ビジネス短信

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/6438017f8c14042c.html>

²⁹⁷ここでいう英国には、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドが含まれ、王室属領と海外領土は含まれない。

で実施している EU GDPR への遵守対応を継続すれば、移行期間後もそのメカニズムに特に変更はない。すなわち、個人データを移転する際には、GDPR が定める「適切な保護措置」を講じる必要があり、これは、標準的契約事項 (SCC) や拘束的企業内準則 (BCR) 等を通じて実施する。なお、十分性認定がなく、適切な保護措置がない場合でも、移転リスクなどの十分な情報提供を受けたうえでのデータ主体による同意など EU GDPR の例外規定 (GDPR 第 49 条) に該当する場合は、データの移転が可能である。

大抵の場合、国際データ移転時の適切な保護措置は、標準的契約事項 (SCC) であるが、企業グループ内の個人データ移転には、拘束的企業内準則 (BCR) の利用も可能。英国政府は、EU の標準的契約事項 (SCC) と移行期間終了前に承認された拘束的企業内準則 (BCR) を、英国からのデータ移転が制限される第三国への適切な保護措置として原則認める。ただし、英国が EEA 外の第三国となることなどを踏まえた、既存の EEA の拘束的企業内準則 (BCR) に更新が必要になる可能性がある点にも注意が必要である。

(3) その他、移行期間後の要件・手続きの変更点

① 離脱協定に基づく個人データに関する措置

英国が移行期間中に EU の十分性認定を受けることができなかつたため、EU と英国間で 2019 年 10 月に合意した「離脱協定 (Withdrawal Agreement) ²⁹⁸」に基づき、その第 71 条に定められた措置が現在適用されている。これは、移行期間終了前に英国域外の個人から取得して英国で処理した個人データ、いわゆる「既存データ (Legacy data)」の扱いに関する規定であり、英国が EU からの十分性認定を受けるまでの間、これらの個人データの処理は、移行期間終了日 (2020 年 12 月 31 日) 時点の EU GDPR に従わなければならない²⁹⁹。

これらについて、情報コミッショナー事務所 (ICO) は、移行期間終了前に英国外で取得した個人データと、それ以降のデータを区別しておくよう助言している³⁰⁰。

② EU 拠点の代理人の任命

英国のデータ管理者 (Controller) と処理者 (Processor) は、場合によって、2021 年 1 月 1 日以降、EU を拠点とする代理人を任命する必要性が生じている。これには、EEA 内に事務所や支店等を持たない英国拠点の事業者 (データ管理者またはデータ処理者) が、EEA 内の個人に商品やサービスを提供する場合、または、EEA 内の個人の行動を監視する場合が該当する³⁰¹。設置拠点は、処理する個人データの対象となる個人 (データ主体) の一部が居住す

²⁹⁸<https://www.gov.uk/government/publications/new-withdrawal-agreement-and-political-declaration>
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840655/Agreement_on_the_withdrawal_of_the_United_Kingdom_of_Great_Britain_and_Northern_Ireland_from_the_European_Union_and_the_European_Atomic_Energy_Community.pdf

²⁹⁹移行期間終了時点では、EU の GDPR と UK GDPR は同じであるが、その後でそれぞれの制度が乖離する可能性があり、また、裁判所の解釈の差によって、規制に差が生じる可能性もある。その場合でも既存データに関しては 2020 年 12 月 31 日時点の EU GDPR が適用されることになる。

³⁰⁰<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/information-rights-at-the-end-of-the-transition-period-frequently-asked-questions/>

³⁰¹<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/data->

る EEA 内の国に置く必要がある³⁰²。

代理人に対しては、書面で、自社に代わって EU GDPR を遵守するとともに、監督当局やデータ主体（個人）とのやりとり等を実施することを委任する。代理人には、EEA を拠点とする個人または企業、団体になることができるが、EU GDPR の課す義務を遂行することができるものでなければならない。実際に最も簡単なのは、簡易的なサービス契約の締結による代理人の任命である。個人データ処理の対象となる EEA 在住の個人に対しては、プライバシー通知や、データ取得時に事前に提示する情報の中で代理人の詳細を提示する。また、ウェブサイトでの公表等を通じ、監視当局が代理人の情報に容易にアクセスできるようにする必要はある。なお、公的機関や、データ処理が不定期かつ個人に対するデータ保護のリスクが低い場合などは代理人を任命する必要はない。

③越境処理に対する EU の規制監督（ワンストップ・ショップ制度）

GDPR では、新たなコンセプトとして、データ管理者（Controller）とデータ処理者（Processor）が EEA 内の複数の国の個人データの処理を行う越境処理（Cross-border processing）の場合に、担当となる監督当局を 1 つの監督当局（主導監督当局（Lead supervisory authority））に集中させるという仕組みがある（ワンストップ・ショップ制度）。英国の移行期間後のワンストップ・ショップへの参加については、適用外となっている。

英国を拠点とするデータ管理者や処理者が、EEA 域内に拠点を持っており EEA の個人データを取り扱い、ワンストップ・ショップが適用されていた場合、移行期間終了した現在は、英国および EEA 域内拠点が存在する国の両方の監督当局に対応を求めている。例えば、ロンドンに本拠地を置くアパレル企業が、ロンドン拠点で顧客データを管理し、パリにグローバル物流センターを置いて、ミラノにマーケティング事務所を設置し、オンラインで世界中に販売している場合、ロンドン拠点のデータ処理は、英国が EEA 外となるため、（EEA 内での）越境処理には該当せず、同社は、パリの物流拠点とミラノのマーケティング拠点の間で個人データの越境処理を実施しているということになる。主管監督当局がフランスとイタリアのどちらになるかは、欧州データ保護会議（EDPB）のガイドラインに基づいて決定される。イタリアの顧客ベースが大きい場合、イタリアの監督当局が主導監督当局となる可能性が高い。もし、同社でデータ保護規則違反があった場合は、情報コミッショナー事務所（ICO）が UK GDPR に、EEA での主管監督当局となるイタリアの監督当局が EU GDPR に基づいてそれぞれ調査を行うことになる。その上で、両方の監督当局から罰則を受ける可能性がある³⁰³。

protection-at-the-end-of-the-transition-period/the-gdpr/european-representatives/

³⁰²注 22 参照

³⁰³<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/the-gdpr/eu-regulatory-oversight/>

④その他、細部の変更点、留意点等

上記のほか、移行期間終了後の細かな変更点として、情報コミッショナー事務所（ICO）の移行期間終了後のデータ保護ガイダンスは以下の点を挙げている：

- ・ プライバシー通知：データの国外移転の定義変更による修正の反映や、処理などの法的根拠として EU 法を引用している場合、それを UK GDPR に変更する必要があるほか、（必要な場合）EU 代理人を特定する必要がある。
- ・ データ主体の権利：在英拠点で個人データを処理することにより UK GDPR が適用される場合、データ処理の対象となる個人が世界のどこにいても関係ない点には注意が必要である。
- ・ 文書保管：データ処理の記録が必要な情報には変更はないが、国外移転に関する変更点を反映する見直しが必要になる場合がある。データ処理の適法根拠や条件を記録している場合は、EU 法やその他の用語の参照箇所を、UK GDPR に合わせて見直す必要がある。
- ・ データ保護影響評価（DPIA：Data Protection Impact Assessment）：既存のデータ保護影響評価（DPIA）を UK GDPR に合わせて見直す必要がある場合がある。例えば、国外とのデータ移転が、移行期間終了後、移転制限の対象に変更になる場合などがこれに該当する。
- ・ データ保護責任者（DPO：Data Protection Officer）：これまでデータ保護責任者（DPO）の設置が必要であった場合、それは今後も継続して EU GDPR でも UK GDPR でも必要となる。英国と EEA の両方を担当する DPO を指定しても構わないが、EEA と英国のどちらからも容易にアクセスできるようにしておく必要がある。
- ・ 行動規範（Code of conduct）と認証（Certification）：欧州データ保護会議（EDPB：European Data Protection Board）は、EEA 外への移転を可能とするための行動規範と認証とこれらに関するガイダンスを策定中である。現状では、EEA 外移転のための適切な保護措置のツールの行動規範と認証のスキームは認められていない。移行期間後、英国政府としても、行動規範と認証による英国外移転を可能とすべく、スキーム開発の取り組みを継続して実施する。

また、欧州委員会作成の英国の EU 離脱に関するデータ保護分野の準備通知によれば、監督当局の承認が必要な「拘束的企業内準則（BCR）」では、GDPR が適用開始となった 2018 年 5 月 25 日以降に、英国の監督当局である情報コミッショナー事務所（ICO）から承認を受けている場合、移行期間終了後は、EU では適切な保護措置としては認められなくなる。そのため、該当する場合は、EEA 内の監督当局から承認を受ける必要がある。2018 年 5 月 25 日より前に承認を受けた場合は、一定の条件を満たす場合、承認は引き続き有効となる³⁰⁴ ³⁰⁵。

³⁰⁴https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/data_protection_en.pdf

³⁰⁵これに関し EDPB は、英国の ICO が承認した BCR の対応に関する情報を 2020 年 7 月に公表している。
https://edpb.europa.eu/news/news/2020/european-data-protection-board-thirty-fifth-plenary-session-information-note-binding_en

(4) 日英間の個人データの移転

前述の通り、2019年1月23日に欧州委員会と日本の個人情報保護委員会は、互いの個人データの保護レベルが同等だとする充分性認定についての決定を採択³⁰⁶し、日EU間における個人データの自由な移転が確保されることとなった。

日本の個人情報保護委員会（PPC）は、日英間の個人データの移転について、EUに対して行った個人情報保護法第24条に基づく指定を、英国のEU離脱後も英国に対して継続することとし、2020年2月1日施行の「平成31年個人情報保護委員会告示第5号」に基づいて、円滑なデータ移転が維持されるとした³⁰⁷。また、英国側においても、同認定の効果を維持するための関連法令の手続きは完了しており、日英間の円滑なデータ移転は、移行期間後の現在も継続して確保されている³⁰⁸。なお、日EU間と同様に、日英間においても日本の公的部門は充分性認定の枠組みの対象外となっている。

(5) EUから米国への個人データの移転

前述の通り、米国に対して、EUによる充分性認定はされていないものの、EUから米国への個人データの移転に関してEUは、「プライバシー・シールド決定（決定2016/1250）」に基づいて、個別企業のプライバシー・シールドプログラムへの登録を通じ、十分な個人データ保護水準を満たしているとみなし、データ移転を認める措置を設けていた。しかし、欧州司法裁判所（CJEU）が2020年7月16日、この措置を無効とする判決を下したことにより、同措置に基づくEEAから米国への個人データ移転は無効となった。

同判決は、標準的契約事項（SCC）については、個人情報の国際移転における手段として引き続きその有効性を認めたが、さらなる条件として、GDPRで保証される保護と「本質的に同等な水準」の保護の提供が必要だとした。その後、同判決を背景として、欧州委員会は2020年11月12日、EU GDPRで利用される標準的契約事項（SCC）の改定案を発表している。

この判決により、「プライバシー・シールド」に基づくEEAから米国への個人データ移転は無効となった。移行期間中については、EU法が英国に適用されるため、この決定は、英国からのデータ移転にも法的拘束力を持つ³⁰⁹。プライバシー・シールドの無効判決に関し、欧州データ保護会議（EDPB）はFAQを発行している³¹⁰。さらに、欧州委員会とEDPBは、これに対して事業者がとるべき措置について、総合的なガイダンスを作成予定である³¹¹。EDPBは、標準的契約事項（SCC）が現地の法的枠組みの下で、十分な保護を提供するかに関し、リスク評価を実施するよう推奨している。

³⁰⁶個人情報保護法第4章に規定される規律に関するものであり、日本の対象者に関して同法第4章に規定される規律が適用されない公的部門（国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人）へは適用されない

³⁰⁷<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/houdouhappyou.pdf>

³⁰⁸<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/the-gdpr/international-data-transfers/>

³⁰⁹<https://www.gov.uk/guidance/using-personal-data-in-your-business-or-other-organisation>

³¹⁰https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/20200724_edpb_faqoncjeuc31118_en.pdf

³¹¹<https://ico.org.uk/about-the-ico/news-and-events/news-and-blogs/2020/07/updated-ico-statement-on-the-judgment-of-the-european-court-of-justice-in-the-schrems-ii-case/>

欧州委員会と米国商務省 (Department of Commerce) は 2020 年 8 月 10 日、EU と米国間のプライバシー・シールドを強化した枠組の可能性について検討する協議を開始したと発表している³¹²。

3. 参考情報

<英国政府>

- ・ デジタル・文化・メディア・スポーツ省 (DCMS : Department for Digital, Culture, Media and Sport) 等による個人データの利用に関するガイダンス
Using personal data in your business or other organization (2020 年 12 月 31 日)
<https://www.gov.uk/guidance/using-personal-data-in-your-business-or-other-organisation>
- ・ 情報コミッショナー事務所 (ICO) の移行期間終了後のデータ保護ガイダンス
Data protection at the end of the transition period
<https://ico.org.uk/for-organisations/dp-at-the-end-of-the-transition-period/>
情報コミッショナー事務所 (ICO) の FAQ
<https://ico.org.uk/for-organisations/data-protection-at-the-end-of-the-transition-period/information-rights-at-the-end-of-the-transition-period-frequently-asked-questions/>

<EU>

- ・ 欧州委員会作成の英国の EU 離脱に関するデータ保護分野の準備通知 (2020 年 7 月 6 日更新)
Withdrawal of the United Kingdom and EU rules in the field of Data Protection
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/data_protection_en.pdf
- ・ 欧州データ保護会議 (EDPB) によるノーディールの場合の GDPR 下のデータ移転に関する情報 (2019 年 2 月)
Information note on data transfers under the GDPR in the event of a no-deal Brexit
https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/edpb-2019-02-12-infonote-nodeal-brexit-october_en.pdf

³¹²https://ec.europa.eu/info/news/joint-press-statement-european-commissioner-justice-didier-reynders-and-us-secretary-commerce-wilbur-ross-7-august-2020-2020-aug-07_en

X. 知的財産権

1. EU 離脱前の制度概要

欧州の知的財産権保護制度は、各国単位で発達してきており、各国単位の知的財産制度が大きな比重を占めている。

特許に関しては、EU では、加盟国当局が付与する国別の特許のほか、欧州特許庁³¹³ (EPO: European Patent Office) が付与する「欧州特許」による保護を求めることができる。ただ、現行の欧州特許は、各国の特許を束ねたもので、実際の法的効力を持たせるためには、各国レベルでの有効化 (Validation) 手続きを経る必要がある。EU は、手続きの簡素化とコスト削減に向け、「欧州単一効特許 (Unitary Patent)」制度の確立を進めているところだが、まだその運用は開始されていない。

一方、商標と意匠の保護に関しては、加盟国単位の保護制度に加えて、EU 全体での保護を可能にする EU 法に基づく制度が確立されている。EU の機関である EU 知的財産庁 (EUIPO: European Union Intellectual Property Office) がスペインのアリカンテに設置され、EU 域内で通用する商標と意匠の登録を管轄している。EUIPO は、域内全体で効力を持つ「EU 商標 (EUTM)」と「登録共同体意匠 (RCD³¹⁴: Registered Community Design)」を扱い、EUIPO への単一の出願手続きで、EU 域内で有効な EU 商標 (EUTM) と登録共同体意匠 (RCD) を取得することができる。EU 商標 (EUTM) に関しては、「EU 商標に関する欧州議会・理事会規則 2017/1001³¹⁵」、登録共同体意匠 (RCD) については、「共同体意匠に関する理事会規則 6/2002³¹⁶」を中心にその詳細が規定されている。

2. 移行期間終了後に適用される制度の概要

(1) 法的枠組み

移行期間終了後の知的財産権に関しては、2019 年 10 月に EU と英国政府が合意した「離脱協定 (Withdrawal Agreement)³¹⁷」の第 4 章 (第 54 条～第 61 条) で、その取り決め内容が示された。離脱協定では、EU 商標 (EUTM) および登録共同体意匠 (RCD)、非登録共同体意匠 (UCD: Unregistered Community Design)³¹⁸、EU を指定して保護された商標と意匠の国際登録のいずれに対しても³¹⁹、移行期間終了後の 2021 年 1 月 1 日に、同等の英国の権利を

³¹³欧州特許庁は、EU とは独立した国際機関で EU の機関ではない。

³¹⁴単一の手続きで取得でき、EU 全域で保護される意匠。

³¹⁵<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32017R1001>

³¹⁶<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32002R0006&qid=1606213782899>

³¹⁷https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840655/Agreement_on_the_withdrawal_of_the_United_Kingdom_of_Great_Britain_and_Northern_Ireland_from_the_European_Union_and_the_European_Atomic_Energy_Community.pdf

³¹⁸EU の非登録共同体意匠は、公衆の利用に供されることを要件として短期間の保護を提供するもの。出願と登録の必要はなく、当該意匠が EU 域内で初めて公衆の利用に供された日から 3 年間保護される。権利内容等は、共同体意匠規則 6/2002 で規定されている

³¹⁹特許に関しては各国で申請あるいは権利行使のための有効化が必要であるため、英国で特許の有効化がなされていけば、英国の EU 離脱は影響を及ぼさない。

自動的に付与することなどが規定された。

離脱協定合意内容の既存の英国法への反映等、英国の EU 離脱に伴い必要となる改正内容を盛り込んだ第二次立法として、2019 年には「2019 年商標（改正等）（EU 離脱）規則」を含む各種規則が、2020 年 9 月には「2020 年知的財産（改正等）（EU 離脱）規則」が制定された（表 1 参照）。これらの第二次立法により、知的財産権に関連する既存の英国法（1949 年登録意匠法³²⁰、1994 年商標法³²¹、1988 年著作権・意匠・特許法³²²等）には、英国の EU 離脱を受けて必要な改正・修正が加えられた。英国の知的財産権の所管当局は、英国知的財産庁（IPO：Intellectual Property Office）（以下 EUIPO と区別するため UKIPO と表記する）が担う。

表 21 英国の EU 離脱に伴い制定された知的財産権分野の主な二次的立法

法令名	法令番号	リンク
2020 年知的財産権（改正等）（EU 離脱）規則	2020 No. 1050	https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2020/1050/contents/made
2019 年特許（改正）（EU 離脱）規則	2019 No. 801	https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/801/contents/made
2019 年意匠および国際商標（改正等）（EU 離脱）規則	2019 No. 638	https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/638/contents/made
2019 年知的財産権（著作権と関連する権利）（改正）（EU 離脱）規則	2019 No. 605	https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/605/contents/made
2019 年商標（改正等）（EU 離脱）規則	2019 No. 269	https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/269/contents
2019 年知的財産権（権利の消尽）（EU 離脱）規則	2019 No. 265	https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/265/contents/made

出所：英国国立公文書館ウェブサイト（www.legislation.gov.uk）から作成。

(2) 移行期間終了後の知的財産権の変更点と留意点

英国知的財産庁（UKIPO）は 2020 年 10 月 28 日に、移行期間終了後の知的財産権の変更点に関する概要を公表した（2021 年 1 月 15 日更新）³²³。同資料は、知的財産権の利用者向けに、英国の知的財産制度と UKIPO が移行期間終了後にどう運用されるかについて、その要点をまとめたものである。以下、この概要の情報を中心に、英国の EU 離脱による知的財産制度の変更点について示す。

①商標（EU 商標）

2021 年 1 月 1 日以降、EU 商標（EUTM）の保護は、英国には及ばなくなったが、離脱協定第 54 条の規定に基づいて、移行期間終了時に EU 商標にはそれと同等の英国商標権が付与された。UKIPO は、2021 年 1 月 1 日にすべての登録済みの EU 商標について、同等の英国商

³²⁰<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo6/12-13-14/88/contents>

³²¹<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/26/contents>

³²²<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/contents>

³²³<https://www.gov.uk/government/news/intellectual-property-after-1-january-2021>

標を付与している。この英国商標の権利は以下の通りである：

- ・英国商標登録簿³²⁴に記録される
- ・英国法の下で出願し登録した場合と同じ法的地位を有する
- ・元の EU 商標の出願日を維持する
- ・元の優先権や英国のシニオリティの日付を維持する。
- ・完全に独立した英国の商標となり、元の EU 商標とは別に取消・無効の対象となるほか、譲渡、ライセンス供与または更新が可能となる。

なお、上記のために新規出願をする必要はなく、出願料もかからないため、手続き等の手間は最小限に抑えられる。英国の登録証の発行はしないが、政府のウェブサイトでは商標の詳細にアクセスでき、そのスクリーンショットを権利の証明として利用できる。

EU 商標に出願した事業者、組織または個人で、移行期間終了時点で EU 商標の登録が完了していない場合は、同等の保護を得るために、移行期間終了後 9 カ月以内（2021 年 9 月 30 日が期限）に英国で出願することができる（離脱協定第 59 条）。その場合には、出願料³²⁵が発生し、その出願は英国における登録要件の審査の対象となる。出願用の電子または紙媒体の書式フォームには修正が加えられ、新たなセクションで元の EU 商標の出願日を主張できるようになる。更新やオプトアウト手続き、番号付与の方法等に関しては、UKIPO がその詳細についてガイダンス³²⁶を公表している。

同ガイダンスによれば、EU 商標の英国商標への置き換えに当たっては、既存の EU 商標番号が、表 2 のように下 8 桁の番号の前に UK009 を追加する形式に変更される。また、英国商標を希望しない場合（オプトアウト）には、UKIPO に通知する必要がある。オプトアウトの申請は、2021 年 1 月 1 日以降に可能となっている。EU 商標と同等の英国商標が付与されるとそれ以降、英国（UKIPO）と EU（EUIPO）に対してそれぞれ更新料を支払うことになる。更新日は、既存の EU 商標の更新期限がそのまま引き継がれる³²⁷。

登録された EU 商標が、取消・無効または放棄された場合や期限切れとなった場合、EU 商標への出願が拒絶または取り下げられた場合、これらは英国の商標として変更（Conversion）することができる可能性がある。変更には、EU の権利がその有効性を失ってから 3 カ月以内に EUIPO に変更の申請をするといった各条件を満たす必要がある。変更が成立すると、英国での商標権には、元の EU の権利のシニオリティと優先権の日付が維持される。英国への変更申請は、2020 年 12 月 31 日までに EUIPO に提出しなければならず、2021 年 1 月 1 日以降、EUIPO は申請を受け付けられないため注意が必要である。

³²⁴<https://www.gov.uk/search-for-trademark>

³²⁵通常の出願料は、電子出願 170 ポンド、書類出願 200 ポンド（1 区分を含む）で、2 区分目以降は 1 区分当たり 50 ポンドとなる。

³²⁶EU Trade mark protection and comparable UK trade marks from 1 January 2021（2020 年 12 月 3 日更新）
<https://www.gov.uk/guidance/eu-trademark-protection-and-comparable-uk-trademarks>

³²⁷更新期限が 2021 年以降 6 カ月以内の場合は、UKIPO からの更新通知の発行が間に合わないため、交信通知は権利の失効日に送付され、その日から 6 カ月間は更新の猶予が認められる。

表 22 EU 商標番号の英国商標への置き換え例

既存の EU 商標番号	同等の英国商標番号
000000977	UK00900000977
000025197	UK00900025197
000340513	UK00900340513
017867542	UK00917867542

出所：英国政府 EU trade mark protection and comparable UK trade marks from 1 January 2021
<https://www.gov.uk/guidance/eu-trademark-protection-and-comparable-uk-trademarks>

②意匠（登録共同体意匠）

移行期間の終了に伴い、EUIPO の登録共同体意匠（RCD）の保護は、英国には及ばなくなるが、前述の商標の場合と同様に、移行期間終了時に、離脱協定 54 条に基づいて英国の再登録意匠が作成された。UKIPO は、2021 年 1 月 1 日にすべての登録共同体意匠（RCD）に対して、英国の再登録意匠を付与している。この権利は以下の通りである：

- ・英国意匠登録簿³²⁸に登録される
- ・英国法の下で出願し登録した場合と同じ法的地位を有する
- ・元の登録された共同体意匠（RCD）の出願日を維持する
- ・元の優先権の日付を維持する
- ・完全に独立した英国の意匠となり、元の登録された共同体意匠（RCD）とは別に無効の対象となるほか、譲渡、ライセンス供与または更新が可能となる

なお、上記の権利のために新規出願をする必要はなく、出願料もかからないため、手続きの手間は最小限に抑えられる。英国の登録証の発行はしないが、政府のウェブサイト経由で意匠の詳細にアクセスできる。権利の証明には、そのスクリーンショットを利用する。

登録共同体意匠（RCD）に出願した事業者、組織または個人で、移行期間終了時点で意匠の登録が完了していない場合は、同等の保護を得るために、移行期間終了後 9 カ月以内（2021 年 9 月 30 日が期限）に英国で出願することができる（離脱協定第 59 条）。その場合には、出願料が発生し、その出願は英国法下で審査の対象となる。出願用の電子または紙媒体の書式フォームには修正が加えられ、新たなセクションで元の登録された共同体意匠（RCD）の出願日を主張できるようになる。更新やオプトアウト手続き、番号付与の方法等に関しては、UKIPO はその詳細についてガイダンスを公表している³²⁹。同ガイダンスによれば、再登録意匠への置き換えに当たっては、既存の RCD 番号が表 11 のようにその前に 9 を追加する形式に変更される。また、再登録意匠への置き換えの対象となる RCD は、70 万件程に及ぶとされるが、再登録意匠権を希望しない場合（オプトアウト）は、UKIPO に通知する必要がある。

³²⁸<https://www.gov.uk/search-registered-design>

³²⁹Changes to EU and international designs and trade mark protection from 1 January 2021 (2020 年 12 月 3 日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-eu-and-international-designs-and-trade-mark-protection-after-the-transition-period>

表 113：登録共同体意匠（RCD）番号の再登録英国意匠への置き換え例

既存の RCD 番号	再登録意匠番号
004048098-0004	90040480980004
000000021-0001	90000000210001

出所：英国政府 Changes to EU and international designs and trade mark protection from 1 January 2021

<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-eu-and-international-designs-and-trade-mark-protection-after-the-transition-period>

③非登録共同体意匠

移行期間終了後、非登録共同体意匠（UCD）の保護は、英国には及ばなくなった。移行期間終了前に発生した同意匠については、権利の保護期間 3 年間のうちの残りの期間について、英国でも継続非登録意匠として、引き続きその権利が保護される（離脱協定第 57 条）。2021 年 1 月 1 日以降は、新たに英国の法制度下で「補充的非登録意匠（SUD: Supplementary Unregistered Design）」が利用できるようになった。この補充的非登録意匠（SUD）は、EU の UCD で付与される保護と類似の保護を提供するが、その保護範囲は英国のみとなる。SUD は、二次元・三次元の両方の意匠を保護する³³⁰。

SUD は、英国での最初の開示（公衆に利用可能となった日）によって成立するが、EU での最初の開示では SUD の権利は成立しないため、英国の非登録意匠権を成立させる際に、国外で最初の開示が行われたことになり、意匠の新規性を喪失させてしまう可能性がある。該当事業者は、最重要市場での適切な保護を喪失させないように、製品の最初の公開の場所を慎重に検討する必要がある。詳細情報は UKIPO のガイダンス³³¹で確認できる。

これまで、英国の意匠権は、EU 在住の個人または EU 加盟国の法律に基づいて設立された事業者で、最初の意匠開示が EU 加盟国内で行われた場合に認められたため、英国意匠の付与には英国内に限らず、EU 域内での意匠開示で十分であったが、2021 年 1 月 1 日以降は、新たな SUD との整合性を図るため、その資格は、英国（および適格国）に在住する個人または英国（および適格国）の法律に基づいて設立された事業者が最初の意匠開示を英国（および適格国）で行った場合に制限される。

④国際商標と国際意匠

EU を指定した国際商標および国際意匠登録³³²は、離脱協定の第 56 条に基づいて、移行期間終了後も引き続き英国で保護されている。UKIPO は、2021 年 1 月 1 日に移行期間終了時点で保護されている EU を指定する国際商標と国際意匠に対し、同等の英国商標と再登録意匠が付与された。

³³⁰Changes to unregistered designs from 1 January 2021 (2020 年 1 月 30 日)

<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-unregistered-designs-after-the-transition-period>

³³¹Changes to unregistered designs from 1 January 2021 (2020 年 1 月 30 日)

<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-unregistered-designs-after-the-transition-period>

³³²商標の国際登録に関するマドリッド制度、意匠の国際委託に関するハーグ制度を通じて、世界的所有権機関（WIPO: World Intellectual Property Organization）にて領域に EU を指定した国際登録をしている場合。

移行期間終了時点で EU を指定する国際商標または意匠が出願中で、まだ保護が得られていない場合は、出願者は、移行期間終了後 9 カ月以内（2021 年 9 月 30 日が期限）に該当する商標または意匠を英国商標または意匠として UKIPO に出願することができる。その場合は、英国の出願料を支払う必要があり、その出願は英国の審査の対象となる。更新やオプトアウト手続き、番号付与の方法等に関しては、UKIPO がその詳細についてガイダンスを公表している³³³。英国商標と再登録意匠権を希望しない場合（オプトアウト）は、UKIPO に通知する必要がある。

なお、再登録国際意匠は、英国のシステム更新に遅れにより、移行期間終了後、英国登録簿の表示や閲覧、検索が一時的に利用できなくなっている。しかしながら、再登録意匠は移行期間終了時点から法的効力を持つため、これらの権利保有者が不利益を被ることはない。準備が整い次第、英国登録簿で閲覧や検索ができるようになる。UKIPO はこれらの権利が閲覧・検索可能になった時点で、政府ウェブサイト（Gov. uk）上にて利用者に更新情報を提供する。

⑤特許

欧州 30 カ国以上で特許を保護する欧州特許は、欧州特許条約（EPC : European Patent Convention）³³⁴に基づいて、UKIPO 経由または欧州特許庁（EPO）経由で出願できる。EPO は EU の機関ではないため、英国の EU 離脱は現行の欧州特許制度には影響を及ぼさない。また、英国をカバーする既存の欧州特許にも影響はない。英国を拠点とする欧州特許弁理士は、引き続き EPO への出願を代理できる。これに関しては、EU 離脱前の 2020 年 1 月 29 日に、EPO が英国の EU 離脱の影響に関する文書を公表している³³⁵。

⑥特許制度における補充的保護証明書（SPC）

補充的保護証明書（SPC : Supplementary Protection Certificates）³³⁶は、EU レベルではなく各国レベルで与えられる権利であるため、移行期間終了後も既存の SPC の保護は英国で継続されている。移行期間終了前に申請が行われ、終了時に英国で継続中の SPC の申請については、現行の EU 規則の枠組み内で審査する（離脱協定第 60 条）。これらの申請を基に

³³³Changes to international trade mark registrations after 1 January 2021 (2021 年 1 月 21 日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-international-trade-mark-registrations-after-the-transition-period>

International EU protected designs after 1 January 2021 (2019 年 10 月 18 日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/international-eu-protected-designs-after-brexit#creation-of-the-registered-international-design>

³³⁴[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/158C4E1A5C4BD54EC125859700523F0A/\\$File/EPC_16th_edition_2016_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/158C4E1A5C4BD54EC125859700523F0A/$File/EPC_16th_edition_2016_en.pdf)

³³⁵<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20200129.html>

³³⁶SPC は、医薬品と農薬に対して、特許権の保護期間を延長する制度。医薬品と農薬は、規制当局から販売認可を取得するまで検査等に長い時間がかかるため、その特許保護期間の不足分を埋め合わせるために保護期間を延長できる。原則、最大 5 年間の特許権の延長が認められる。

https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/patents/supplementary-protection-certificates_en

付与された SPC は、既存の SPC と同等の保護を受ける。SPC の申請は、2021 年 1 月 1 日以降も引き続き UKIPO を通じて行われる。

⑦英国と EEA 間の並行取引（知的財産権の消尽）

現在、権利保有者の同意の下で英国市場に上市される製品の知的財産権は、欧州経済領域³³⁷（EEA : European Economic Area）では消尽したとはみなされない可能性がある。すなわち、英国で上市された知的財産権で保護された製品を EEA に並行輸出するには、権利保有者からの同意を得ることが必要になる可能性がある。一方、移行期間後に権利保有者の同意の下で EEA に上市された製品は、英国では引き続き消尽したとみなされ、EEA から英国への並行輸入は移行期間終了前と後では変化はない。

英国の EU 離脱により、英国政府は、英国への並行輸入の管理に関する独自の規制を導入する権限を得た。政府は、英国での知的財産権消尽について 2021 年早期に公式な意見募集を公示予定で、この意見募集を経て、英国にとって最適な知的財産権の消尽の制度とは何かを判断し、英国の現行制度に変更が必要な場合、いつの時点でどのような変更を実施するかを見極める予定である。

知的財産権で保護された製品を EEA に並行輸出する事業者が取るべき対応としては、まず、現在、英国で上市されている知的財産権で保護された製品を EEA に合法的に輸出しており、それに対して権利保有者の同意は求められていないかどうかを確認することが挙げられる。移行期間終了前は、輸出の際に権利保有者の許可を得る必要はなかったかもしれないが、2021 年 1 月 1 日以降に EEA への並行輸出を継続するには、権利保有者と連絡を取り、許可を得る必要が生じる可能性があるため、注意が必要である。知的財産権の権利保有者が EEA への並行輸出の許可を与えないことも考えられ、知的財産権保有者との交渉結果次第では、事前にビジネスの取り決めやビジネスモデル、サプライチェーンを見直す必要が生じるかもしれない。

一方、知的財産権（商標、特許、意匠、著作権）の保有者は、自らの知的財産権の保護下にある製品が英国から EEA に並行輸出されている場合、2021 年 1 月 1 日以降、英国から EEA への並行輸出を許可するかどうか検討する必要がある。法的アドバイスが必要になることも考えられる。上記に関しては、UKIPO が取引事業者と権利保有者向けにガイダンスを公表している³³⁸。

⑧著作権

英国は、著作権に関する国際条約に継続して加盟しているため、英国の著作権作品（書籍、映画、音楽）の大半は、EU と英国の両方で継続して保護される。同じ理由から、EU の著作

³³⁷EU とノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン。

³³⁸Exhaustion of IP Rights and parallel trade from 1 January 2021 (2020 年 1 月 30 日)

<https://www.gov.uk/guidance/exhaustion-of-ip-rights-and-parallel-trade-after-the-transition-period>

権も継続して英国で保護される。これは、2021年1月1日以前と以降のどちらにも適用となる。ただ、EU加盟国のみ認められている国境を超える著作権に関する各種取り決めは、移行期間終了と同時に適用されなくなった。これには、オンライン・コンテンツ・サービスの越境ポータビリティ³³⁹、衛星放送の著作権処理³⁴⁰、EEAが範囲となっていたデータベース権の保護³⁴¹や権利者不明著作物の例外³⁴²等が含まれる。著作権の2021年1月1日以降の変更に関し、UKIPOはガイダンスを公表している³⁴³。

⑨地理的表示 (GI)

地理的表示 (GI : Geographical Indications) は、特定の地理的な原産地を持つ製品に用いられる知的財産権である。スコッチウイスキーやスティルトンチーズなど、その原産地によって高い品質や評判を享受するものがこれに該当する。農産物と食品の地理的表示は、英国では環境・食糧・農村地域省 (Defra : Department for Environment, Food and Rural Affairs) の管轄であり、同省は、2021年1月1日以降に発効する英国の新GIスキームを含むガイダンスを2020年10月に発表した (2021年1月4日更新)³⁴⁴。さらに、UKIPOは、英国の新しい地理的表示 (GI) スキームがより広義の知的財産の枠組みとの互換性を持つよう Defra と協力しており、この分野のガイダンスが2020年12月に公表された³⁴⁵。

Defra のガイダンスによると、UK GI スキームは、登録された製品名称をグレートブリテンで販売する際に保護し、EU GI スキームは北アイルランドと EU で販売する際に保護する。2020年12月31日時点でEUのGIスキームで登録済みの製品はすべて、2021年1月1日以降もUK GI スキームとEU GI スキームの両方でその保護が継続される。UK GI スキームに登録済みのすべての製品名称とワインの慣用名称については、合計6つの登録簿で管理されており、政府のウェブサイトですべて検索が可能である³⁴⁶。UK GI スキームの登録簿に新たに製品名称の保護を登録するには、製品の種類別に計4つあるUK GI スキームに申請する。

³³⁹EU 域内の居住者が、居住国で契約した有料のオンライン・コンテンツ・サービス (映画やスポーツ放映、ビデオゲームなど) を、他の加盟国での一時滞在中にも利用できるようにする規則で、2018年4月1日から適用となった (規則 2017/1128)。

<https://www.gov.uk/guidance/cross-border-portability-of-online-content-services-after-the-transition-period>

³⁴⁰衛星およびケーブルに関する指令 (指令 93/83/EEC) に基づき、EEA 域内の国から域内の他国へ映画などの著作権作品について国境を越えて衛星放映する際には、送信元の国の著作権保有者からの許可のみが必要となる。

<https://www.gov.uk/guidance/copyright-clearance-for-satellite-broadcasting-after-the-transition-period>

³⁴¹データベース指令 (指令 96/9/EC) に基づいて、要件を満たすデータベースは、EEA 加盟国全体で、データベースの内容を保護するデータベース権を享受できる。

<https://www.gov.uk/guidance/sui-generis-database-rights-after-the-transition-period>

³⁴²EU の権利者不明著作物指令 (指令 2012/28/EU) に基づいて、EEA 域内の図書館や博物館等は、権利者不明の著作物を EEA 域内でオンライン公開する際、権利保有者の許可が必要にならない。

<https://www.gov.uk/guidance/orphan-works-and-cultural-heritage-institutions-copyright-after-the-transition-period>

³⁴³Changes to copyright law from 1 January 2021 (2021年1月4日更新)

<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-copyright-law-after-the-transition-period>

³⁴⁴Protecting food and drink names from 1 January 2021 (2021年1月4日)

<https://www.gov.uk/guidance/protecting-food-and-drink-names-from-1-january-2021>

³⁴⁵Trade marks and geographical indications after 1 January 2021 (2020年12月17日)

<https://www.gov.uk/guidance/trade-marks-and-geographical-indications-after-1-january-2021>

³⁴⁶<https://www.gov.uk/protected-food-drink-names>

その際、グレートブリテンの生産者は、EU GI スキームに申請するより前に、UK GI スキームに申請する必要がある。また、UK GI スキームで登録された GI 製品をグレートブリテンで販売する場合、新規に導入されるロゴ（3 種類）の表示義務がある。移行期間終了前に登録した GI 製品の場合、表示義務には 2024 年 1 月 1 日まで猶予が与えられる。ワインとスピリッツに対しては、UK GI ロゴの表示は任意となる。

⑩英国での知的財産権保護にかかる国境措置

移行期間終了後は、英国での企業の知的財産保護のための国境措置の方法が以下のように変更され、英国のすべての保護は、EU では適用されなくなり、英国国境内に限定される。英国歳入関税庁（HMRC：HM Revenue and Customs）は、これに関し、2020 年 12 月にガイダンスを公表している³⁴⁷。

- EU と英国の両方において知的財産権の（侵害に対する）保護を望む場合、EU と英国に別々に措置申請書（AFA：Application for Action）を提出する必要がある。
- EU の加盟国での知的財産保護を求めて英国で申請書（AFA）を提出した企業は、対象とする 1 つあるいは複数の加盟国で知的財産権保護に関し、EU のガイダンスを確認し、それに従った対応をする必要がある³⁴⁸。
- 移行期間終了前に、英国での知的財産権保護を求めて他の EU 加盟国で申請した企業は、英国国境での知的財産権保護を継続するためには、英国で新たに措置申請書（AFA）を提出し直す必要がある。
- HMRC は、英国国境で知的財産権を保護するための新たな申請プロセスを導入した。企業は、政府のウェブサイトですぐ入手可能な新しい申請書式に記入して提出する必要がある³⁴⁹。
- 英国で申請が行われ、HMRC の承認を受けた場合について、英国政府は同国での知的財産権保護の既存申請を移行期間終了後も認知する。これらの申請は、移行期間終了時点で英国登録簿に保存される。企業は、措置申請（AFA）の有効期限までは英国における権利行使を求めることができ、移行期間終了後に英国の申請書（AFA）を再提出する必要はない。

⑪その他の変更点と留意点

・意匠・商標に関する代理人の利用と代理のための住所要件

2021 年 1 月 1 日以降、英国の代理人は、EU 知的財産庁（EUIPO）での新規出願または新規手続きにおいて依頼人を代理することができなくなった。英国の権利保有者が、EUIPO への新規出願および手続きの際に代理人を立てる場合、EEA の代理人を指名する必要がある。ただし、離脱協定により、移行期間終了時点で進行中の手続きに限っては、英国の法的代理人

³⁴⁷Apply for action to protect your intellectual property rights (2020 年 12 月 18 日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-action-to-protect-your-intellectual-property-rights>

³⁴⁸https://europa.eu/youreurope/business/running-business/intellectual-property/infringement/index_en.htm

³⁴⁹<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-action-to-protect-your-intellectual-property-rights#before-you-apply>

は、EUIPO に対して依頼人の代理を継続することができる（離脱協定 97 条）。移行期間終了後、UKIPO は、EUIPO の職業代理人名簿に掲載される法的代理人の認定をしなくなり、EUIPO は英国の認定に基づく代理人をこの名簿に追加しなくなる。

・英国の送達宛先 (AfS : Address for Service)

2020 年初頭に実施された意見募集³⁵⁰の結果とそれに対する政府の回答を踏まえ、UKIPO は 2020 年 11 月 23 日、英国の知的財産権の送達宛先³⁵¹に関するガイダンスを公表した（2021 年 1 月 15 日更新）³⁵²。意見募集は、IPO との郵便のやり取りに利用する送達宛先から EEA を除外することに関して実施された。2021 年 1 月 1 日以降は、新規出願または新規手続きの際、英国国内（マン島を含む）、ジブラルタル、チャンネル諸島の送達宛先のみが認められている。この変更は、すべての登録を要する知的財産権（特許、商標、意匠）に適用される³⁵³。

・ eu ドメイン

.eu のドメインは、EEA 内に設立された企業・組織と EEA 内に居住する個人、EEA 市民（居住地は関係ない）のみ使用可能なため、移行期間終了後、英国拠点の企業や英国在住の個人（EEA 市民でない場合）は新規登録または更新ができなくなった³⁵⁴。

(3) 日英包括的経済連携協定に基づく日英間の知的財産権分野の取り決め

英国の EU 離脱を受けて、日英両政府は 2020 年 10 月 23 日、日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）に代わる新たな経済連携協定「日英包括的経済連携協定（Japan-UK Comprehensive Economic Partnership Agreement）」に署名した。同協定では、その第 14 章に知的財産権に関する規定が盛り込まれ、2019 年 2 月 1 日発効の日 EU・EPA よりもさらに高いレベルの規定が導入されることとなった。日 EU・EPA との主な相違点を表 4 に示す³⁵⁵。

³⁵⁰<https://www.gov.uk/government/consultations/address-for-service-rules-changes-call-for-views>

³⁵¹送達宛先とは、UKIPO とのやりとりや知財関連の手続の目的で使用する宛先を指し、出願の際、登録が求められる。出願者自身のものでも、弁理士などの代理人のものでも可能。

³⁵²Address for service for intellectual property rights from 1 January 2021 (2021 年 1 月 15 日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/address-for-service-for-intellectual-property-rights-from-1-january-2021>

³⁵³2021 年 1 月の調査時点で、まだ法律の制定は完了していない。

³⁵⁴<https://www.gov.uk/guidance/eu-domain-names-what-you-need-to-do-before-the-end-of-the-transition-period>

³⁵⁵<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/uk.html>

表 24 日英包括的経済連携協定の知的財産権分野の取り決め（日 EU・EPA との相違点）

分野	相違点
手続きの簡素化・透明化	<p>① 1つの願書によって2つ以上の意匠の登録出願を認める複数意匠一括出願制度を導入する義務について新たに規定した。</p> <p>② 両国が締結済みの国際協定に定める義務について、日 EU・EPA が規定する国際協定に加え、特許法条約、商標法条約、商標法に関するシンガポール条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定、標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定についても履行することを約束した。</p>
知的財産保護の強化	<p>① 悪意の商標出願を排除する権限を当局に与えること、また、他者の外国周知商標と同一または類似の商標出願も、悪意の出願と判断された場合に拒絶・取消されることを新たに規定した。</p> <p>② 日 EU・EPA に規定される特許・意匠の排他的権利に加え、特許の排他的権利に「輸出」、意匠の排他的権利に「販売の申出」が含まれることを規定した。また、意匠権の存続期限が、日 EU・EPA では「少なくとも20年」となっていたところ、「出願日から25年の期間が満了する前に終了しない」ことを規定した。</p>
エンフォースメント強化	<p>① 販売時にノーブランド商品に、商標を付した模倣ラベル等を貼付することでブランド商品の模倣品とするなどの目的でのラベル等の使用や輸入を刑事上の制裁の対象とすることを新たに規定した。</p> <p>② ウェブサイト上での著作権侵害や電子商取引プラットフォームやソーシャルメディアを通じた商標権の侵害を、民事上および刑事上の権利行使手続きの対象とすることを新たに規定した。</p>

出所：特許庁、日英包括的経済連携協定における産業財産権分野の概要よりまとめ
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/uk.html>

3. 参考情報

<英国政府>

- ・ UKIPO による 2021 年 1 月 1 日以降の知的財産権に関する概要情報
 Intellectual property after 1 January 2021 (2021 年 1 月 15 日更新)
<https://www.gov.uk/government/news/intellectual-property-after-1-january-2021>
- ・ 2020 年 1 月 1 日以降の EU 商標と同等の英国商標に関するガイダンス
 EU Trade mark protection and comparable UK trade marks from 1 January 2021 (2020 年 12 月 3 日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/eu-trademark-protection-and-comparable-uk-trademarks>
- ・ 2021 年 1 月 1 日以降の EU と国際意匠および商標の変更点に関するガイダンス
 Changes to EU and international designs and trade mark protection from 1 January 2021 (2020 年 12 月 3 日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-eu-and-international-designs-and-trade-mark-protection-after-the-transition-period>
- ・ 2021 年 1 月 1 日以降の EU と国際意匠：権利保有者の法的問題に関するガイダンス
 EU and international designs after 1 January 2021: legal issues for right holders
 (2019 年 10 月 18 日更新)

- <https://www.gov.uk/guidance/eu-and-international-designs-and-brexit-legal-issues-for-right-holders>
- 2021年1月1日以降の非登録意匠の変更点に関するガイダンス
Changes to unregistered designs from 1 January 2021 (2020年1月30日)
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-unregistered-designs-after-the-transition-period>
 - 2021年1月1日以降の国際商標登録の変更点に関するガイダンス
Changes to international trade mark registrations after 1 January 2021 (2021年1月21日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-international-trade-mark-registrations-after-the-transition-period>
 - EUを指定する意匠の国際登録に関するガイダンス
International EU protected designs after 1 January 2021 (2019年10月18日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/international-eu-protected-designs-after-brexit#creation-of-the-re-registered-international-design>
 - 2021年1月1日以降の補充的保護証明書（SPC）と特許法の変更点に関するガイダンス
Changes to SPC and patent law from 1 January 2021 (2020年1月30日)
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-spc-and-patent-law-after-the-transition-period>
 - 2021年1月1日以降の知的財産権の消尽と並行取引に関するガイダンス
Exhaustion of IP rights and parallel trade from 1 January 2021 (2020年1月30日)
<https://www.gov.uk/guidance/exhaustion-of-ip-rights-and-parallel-trade-after-the-transition-period>
 - 2021年1月1日以降の著作権の変更に関するガイダンス
Changes to copyright law (2021年1月31日)
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-copyright-law>
 - 2021年1月1日以降の食品と飲料の名称保護に関するガイダンス
Protecting food and drink names from 1 January 2021 (2021年1月4日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/protecting-food-and-drink-names-from-1-january-2021>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20200030>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp